



第4次 大津市緑の基本計画

中間見直し

「水と緑が人を育む 持続可能なまち 大津」

～市民とともに緑を守り 人をひきつける 自然・歴史・文化のまち～

大津市

目 次

1 章 緑の基本計画とは	1
1. 緑の基本計画とは	2
2. 緑の定義	3
3. 計画の位置付け	4
4. 第 4 次大津市緑の基本計画の計画区域	5
5. 第 4 次大津市緑の基本計画の目標年次	5
6. 緑の機能や効果	6
■ コラム：グリーンインフラと流域治水	8
2 章 緑の現況と課題	9
1. 現況と課題の整理の仕方	10
2. 現況と市民意識、第 4 次大津市緑の基本計画の施策の実施状況からみた課題	11
■ コラム：花と緑のまちづくり活動の取り組み	29
3. 中間見直しの視点	30
■ コラム：生物多様性や地球環境への配慮	34
3 章 計画の基本方針	35
1. 基本理念	36
2. 基本方針	36
■ コラム：民間の活力で、緑豊かなまちづくり	40
4 章 緑の保全及び緑化推進のための施策	41
1. 基本方針 1 緑の骨格の保全	43
■ コラム：大津市独自の自然環境を保全する活動	48
2. 基本方針 2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化	49
■ コラム：だれもが使いやすい公園を目指して	55
3. 基本方針 3 協働による緑のまちづくりの促進	56
■ コラム：協働のまちづくり	64

5章 地域別計画	65
1. 地域区分の考え方と7地域の概要	66
■ コラム：道路に関わる緑	71
2. 北部地域	72
3. 西北部地域.....	81
4. 中北部地域.....	89
5. 中部地域	97
6. 中南部地域.....	105
7. 南部地域	113
8. 東部地域	121
9. 市内全域方針図.....	130
6章 まちづくりの進め方	131
1. 緑の基本計画の見直しと評価.....	132
参考資料.....	133
1. 策定・見直しの経緯.....	134
2. 大津市緑の基本計画審議会委員名簿.....	136
3. 市民意見の反映	137
4. 第3次大津市緑の基本計画における数値目標に対する施策の実施状況.....	140
5. 用語解説	142

1 章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。（都市緑地法[※]第4条）

緑豊かな環境形成を総合的かつ計画的に推進する指針であり、地域や市民団体、学校などの教育機関、事業者など幅広く市民と行政が連携し協働[※]を図りながら具体化できるよう、本市の将来像、美しい湖や山並みなどの緑の骨格[※]の保全、新たな公園のあり方、公共施設や民有地の緑化推進、緑の市民活動の向上、普及啓発などの基本的方向性や具体化のための施策について定めています。

本市においては、平成9年3月に当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月には第2次大津市緑の基本計画、平成20年7月には第3次大津市緑の基本計画、平成30年3月には令和14年（2032年）を計画目標とした第4次大津市緑の基本計画（現行計画）を策定しました。

さらに、現行計画の中間年度である令和7年度には、社会情勢の変化や中間評価などを踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

1) 中間見直しの主なポイント

- ・「緑の量（公園緑地などの面積）」「緑の質（アンケート調査結果）」を踏まえた見直し
- ・現行計画の中間評価を踏まえた見直し
- ・社会情勢の変化や各施策の取り組み状況を踏まえた見直し

2) 中間見直し箇所の表示

中間見直しを実施した箇所には、中間見直しの内容に応じて、見出しの横に以下の表示をしています。

変更

現行計画の考え方を変更し、記載内容を見直した箇所

更新

現行計画の考え方は変更せず、数値や法令などを最新情報に更新した箇所

変更なし

現行計画の考え方を引き継ぎ、見直しを行わない箇所

[※] 参考資料 用語解説参照（142ページ）

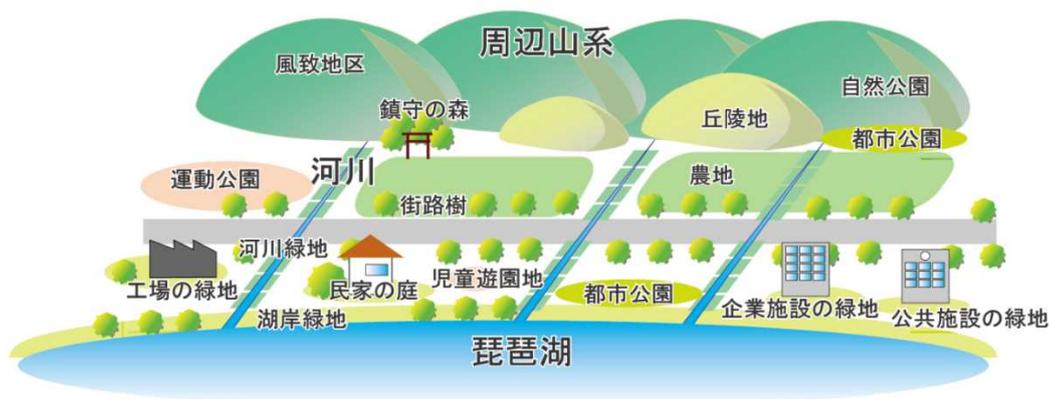
2. 緑の定義

変更なし

この計画で対象とする「緑」は、樹木や草花などの植物に限られません。公園緑地、農地、樹林地、琵琶湖や河川、溜池などの水辺、道路の街路樹、学校や民有地の緑も含めた水や緑の空間全体を指します。

都市緑地法 第3条

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

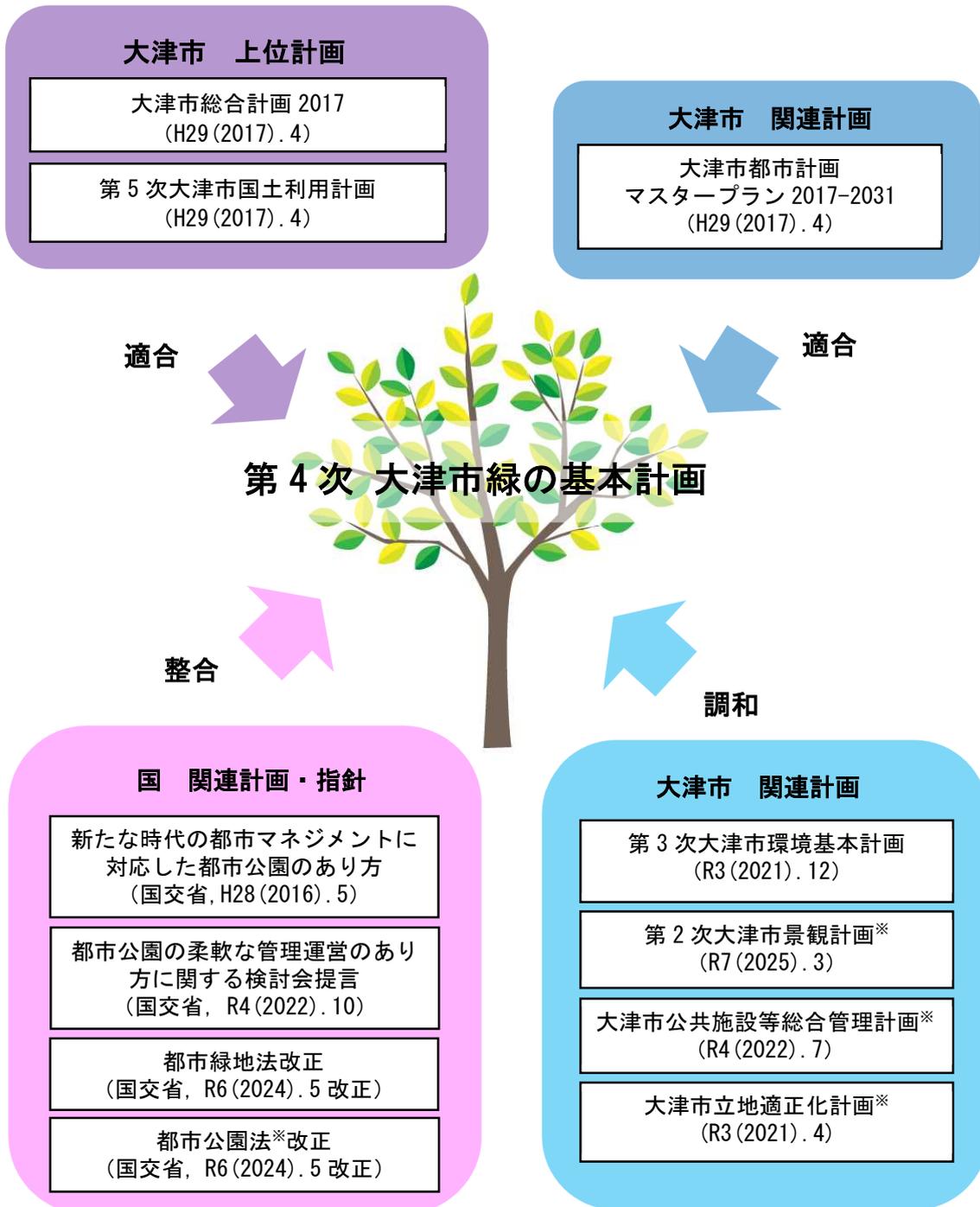


緑の構成図

3. 計画の位置付け

更新

緑の基本計画は、「大津市総合計画※」「大津市国土利用計画※」を上位計画として、「大津市都市計画マスタープラン※」や「環境基本計画※」等との適合調和や、国の関連法などとの整合を図りながら策定する分野別計画です。



緑の基本計画と上位計画等との関連

4. 第4次大津市緑の基本計画の計画区域

変更なし

計画対象区域は、大津市全域です。

計画対象区域	計画対象面積
大津市全域	46,451ha

注 都市計画区域外(葛川学区)及び琵琶湖面を含む。

5. 第4次大津市緑の基本計画の目標年次

更新

目標年次は15年後の令和14年(2032年)です。

人口比較

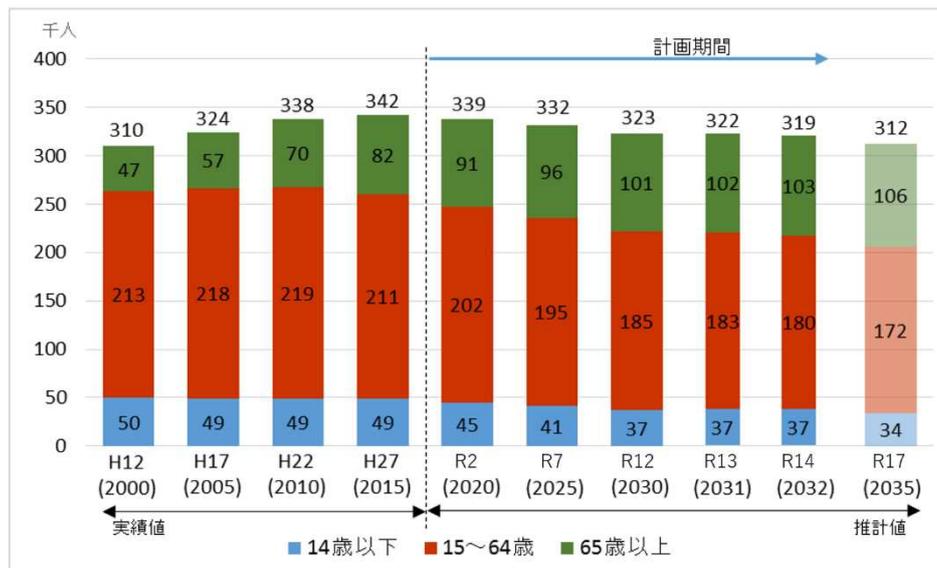
年次	策定時 (平成28年)	中間時 (令和6年)	目標年次 (令和14年)
大津市全域	34万2,163人	34万3,371人	31万9,000人

注1 平成28年(2016年)は4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)。

注2 令和6年(2024年)は3月31日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)。

注3 令和14年(2032年)は、大津市都市計画マスタープラン2017-2031における将来人口の推計値より算出。

将来人口の推計



注1 大津市都市計画マスタープラン2017-2031に基づき編集。

注2 令和14年(2032年)は、大津市都市計画マスタープラン2017-2031における将来人口の推計値より算出。

6. 緑の機能や効果

更新

都市の緑には多様な機能があり、私たちの豊かな暮らしを支える必要不可欠な社会資本です。グリーンインフラ[※]としての防災・減災、環境の保全、文化・交流、福祉、安心、教育、観光などのまちづくりやコミュニティ[※]形成の場としての機能も有しています。

緑は、これらの多様な機能性が効果的に発揮されることで、本市の魅力をより高めることに貢献します。

1) 歴史・景観	
<p>○歴史や文化の継承</p>  <p>膳所城跡公園</p>	<p>○景観の保全</p>  <p>近江舞子内湖</p>
2) 防災・減災 [※]	
<p>○災害時の避難場所、経路の確保 (災害時の避難路、避難地、救援地)</p>  <p>大石緑地</p>	<p>○都市を守る (雨水の貯留による浸水防止、 流量の調節、洪水の防止、延焼防止)</p>  <p>伊香立公園</p>

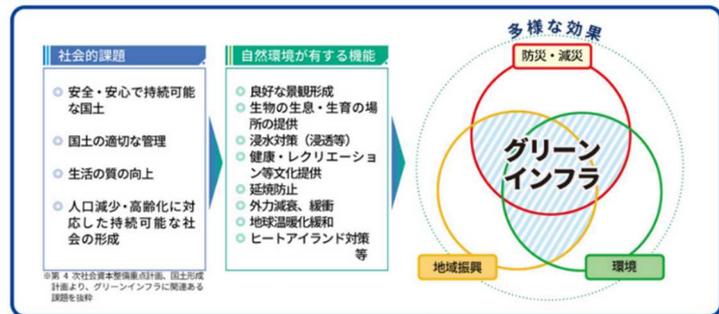
3) 利活用・憩い・ウェルビーイング*	
<p>○遊びを通じた子どもの成長</p>  <p>南郷公園の遊具</p>	<p>○スポーツ、健康づくり</p>  <p>皇子山総合運動公園</p>
<p>○休憩、憩い、レクリエーション</p>  <p>皇子が丘公園</p>	<p>○快適な移動空間</p>  <p>大津湖岸なぎさ公園</p>
4) 環境・生物多様性*の保全	
<p>○環境改善 (気候緩和、大気浄化、地球温暖化防止へ貢献)</p>  <p>大石グリーンパーク</p>	<p>○生物多様性の保全 (生物の生息生育場所、固有の生態系創出)</p>  <p>堅田内湖公園</p>
5) 交流・人づくり	
<p>○地域コミュニティ、市民活動、交流の場</p>  <p>花と緑のまちづくり事業による花壇</p>	<p>○環境学習*・自然体験の場</p>  <p>河川での環境学習</p>

■ コラム：グリーンインフラと流域治水

《グリーンインフラ》

「グリーンインフラ」とは、自然環境が有する機能を用い、安全・安心で持続可能[※]な国土や生活の質の向上などの社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方を指します。

グリーンインフラの考え方に基づく取組、森林環境の保全や河川整備といった大きなものから、まちなかでの官民連携による緑地の管理まで、多岐にわたります。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方

*国土交通省 HP グリーンインフラポータルサイト「なぜ、今グリーンインフラなのか」より

《流域治水》

近年、気候変動の影響により自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、これまでの治水対策に加え、国・都道府県・市町村・事業者・住民等の河川流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」への転換が進められています。滋賀県においても、①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく「滋賀の流域治水」を掲げています。

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することが求められています。

（自然環境の保全・復元などの自然再生、健全な水循環系の回復、自然環境が有する多様な機能活用の取組など）



流域治水対策の分類

滋賀県 「滋賀県流域治水基本方針— 水害から命を守る総合的な治水を目指して —」

関連内容：45 ページ

2章 緑の現況と課題

1. 現況と課題の整理の仕方

緑の量、緑の質、第4次大津市緑の基本計画の中間評価より、本市の緑の現況と課題を整理しました。

緑の量は、都市公園※などの施設緑地※や法律の規制区域などによる地域制緑地※の面積から、緑の質は、アンケートによる市民意識から把握しました。

現況と課題整理の区分

緑の量 (面積)	施設緑地と地域制緑地
	一人当たりの都市公園面積の推移
	地域別一人当たりの都市公園・都市緑地面積
	都市計画公園・緑地※の整備
	森林・農用地面積の推移
緑の質 (市民意識)	大津市の緑について（市民アンケート）
	公園などについて（市民アンケート・公園利用者アンケート）
	公園以外の緑について（市民アンケート）
	緑のまちづくり活動について（市民アンケート）
	植栽管理について（市民アンケート）
第4次大津市 緑の基本計画 の中間評価	施策体系の推進を進行管理するための数値目標
	各施策の取り組み状況

2. 現況と市民意識、第4次大津市緑の基本計画の施策の実施状況からみた課題

更新

1) 量からみた大津市の緑の現況と課題

<施設緑地と地域制緑地>

- 公園や運動場などの施設による緑地面積（施設緑地）と、風致地区[※]や自然公園といった法制度などにより担保された緑地面積（地域制緑地）を計測しました。
- 本市の地域制緑地の割合は、市街化区域[※]では18%、都市計画区域[※]では75%、大津市域（琵琶湖面を含む）では82%でした。
- 市域全体では緑の割合は高いものの、市街化区域内における緑の充実が求められます。
- 大津市都市公園条例では市民一人当たりの都市公園面積を10㎡以上としています。令和6年4月1日現在の一人当たりの都市公園面積（都市公園と都市緑地[※]）は10.1㎡/人でした。公共施設緑地（都市公園に準じる機能を持つ緑地）とあわせると11.7㎡/人でした。

施設緑地と地域制緑地の面積(R6.4)

	面積 (ha)					緑地の割合 (%)		
	市街化区域	市街化調整区域 [※]	都市計画区域	都市計画区域外	大津市域	市街化区域	都市計画区域	大津市域
	(1)	(2)	(1)+(2)	(3)	(1)+(2)+(3)			
施設緑地	258.1	143.1	401.3	0.0	401.3	4.4	1.2	0.9
地域制緑地	798.3	23,721.8	24,520.2	13,403.5	37,923.7	13.6	74.5	81.6

注1 都市計画区域外及び大津市域の面積には琵琶湖面を含む。

注2 国土数値情報などにより計測。

注3 地域制緑地は風致地区、自然公園、歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区[※]含む）、農業振興地域[※]、農用地[※]、森林地域[※]、保護樹林[※]、緑地協定[※]、ヨシ保全区域、瀬田川自然保護地区の面積（重複は除く）。

施設緑地の面積と市民一人当たりの施設緑地の面積(R6.4)

	区分	面積 (ha)	一人当たりの面積 (㎡/人)
都市公園	都市公園 (201 箇所)	297.2	8.7
	都市緑地 (32 箇所)	48.5	1.4
	計	345.7	10.1
公共施設緑地	児童遊園地 (635 箇所)	18.7	0.5
	市民運動広場など (20 箇所)	18.9	0.6
	その他	18.0	0.5
	計	55.6	1.6
合計		401.3	11.7

注1 公共施設緑地の「市民運動広場など」は、市民運動広場11箇所、市民体育館4箇所、その他スポーツ課所管施設5箇所の合計面積。

注2 公共施設緑地の「その他」は、市民農園3箇所、史跡・文化財管理20箇所、住宅課所管公園66箇所の合計面積。

注3 人口は令和6年(2024年)3月31日現在の住民基本台帳人口343,371人(外国人含む)。

〈一人当たりの都市公園面積の推移〉

- ・ 都市公園面積は第3次計画策定時(平成20年)と比べ、第4次計画策定時(平成28年)は46.5ha、同計画見直し時(令和6年)は55.5ha増加しました。
- ・ 一人当たりの都市公園面積は、第4次計画策定時(平成28年)には1.1㎡/人、同計画見直し時(令和6年)には1.4㎡/人増加しました。

一人当たりの都市公園面積の推移

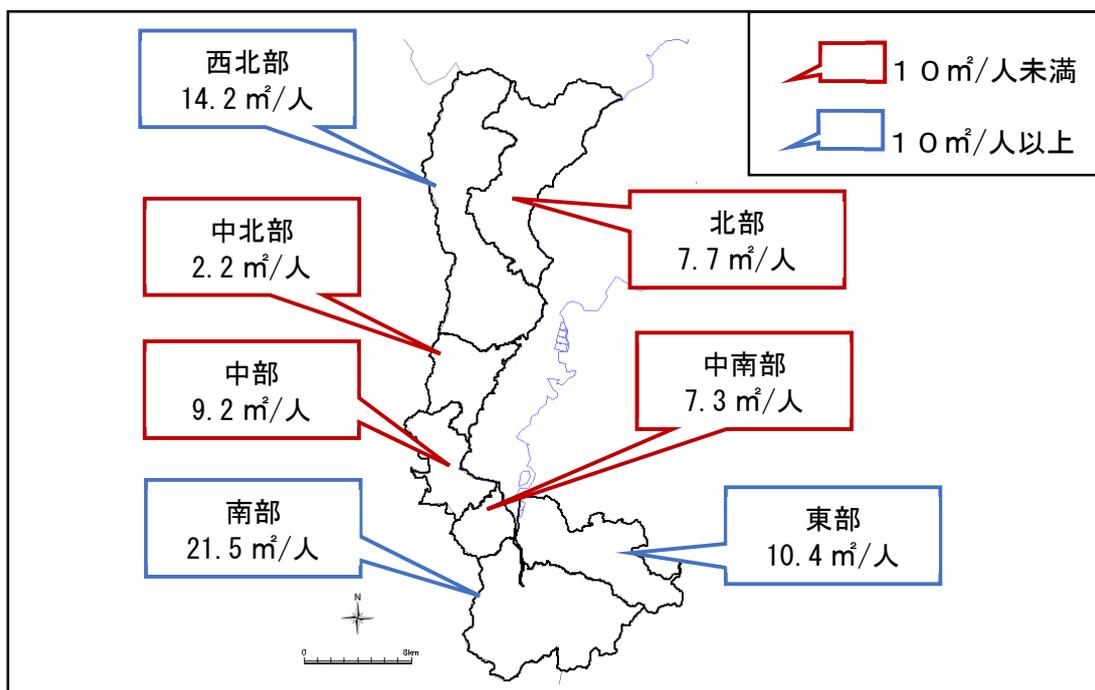
	面積(ha)	公園数(箇所)	一人当たりの面積(㎡/人)
平成20年	290.1	181	8.7
平成28年	336.6	223	9.8
令和6年 (計画見直し時)	345.6	233	10.1

注 人口は平成20年は332,427人、平成28年は平成28年4月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計342,163人、令和6年は令和6年(2024年)3月31日現在の住民基本台帳人口343,371人(外国人含む)。

〈地域別一人当たりの都市公園・都市緑地面積(令和6年)〉

- ・ 一人当たりの都市公園面積では、最も多い南部地域で21.5㎡/人、少ない中北部で2.2㎡/人と、地域により差が生じています。
- ・ 伽藍山公園(38.8ha)のある南部地域は21.5㎡/人、春日山公園(23.4ha)のある西北部地域は14.2㎡/人と、規模の大きな都市公園のある地域は、一人当たりの都市公園の面積も大きい傾向にあります。
- ・ 北部、中北部、中部、中南部地域では、一人当たりの都市公園面積が10㎡/人以下でした。

地域別 一人当たりの都市公園・都市緑地の面積



〈都市計画公園・緑地の整備〉

- ・ 都市計画決定※を受けて整備が行われる公園・緑地を、「都市計画公園」「都市計画緑地」といいます。（以下、「都市計画公園・緑地」と表記）
- ・ 都市計画決定により 278.5ha の都市計画公園・緑地が供用（整備）されました。未供用（未整備）の都市計画公園・緑地は 276.1ha でした。
- ・ 都市計画公園の供用率（面積）は 61% でした。都市計画緑地の供用率は 32% で、うち河川を利用した緑地（河川緑地）は 15%、湖岸を利用した緑地（湖岸緑地）は 37% でした。

都市計画公園・緑地の供用状況(R6.4)

種別	計画 決定数 (箇所)	供用数 (箇所)	未供用 数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	未供用 面積 (ha)	供用率 (面積) (%)
都市計画公園	54	46	8	348.9	213.5	135.4	61.2
都市計画緑地	25	19	6	205.6	65.0	140.6	31.6
計	79	65	14	554.5	278.5	276.1	50.2

注 滋賀の都市計画 2023(滋賀県)を編集。

都市計画公園の供用状況(R6.4)

種別	計画 決定数 (箇所)	供用数 (箇所)	未供用数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	未供用 面積 (ha)	供用率 (面積) (%)
総合公園	7	7	0	172.3	131.6	40.7	76.4
運動公園	2	2	0	32.5	27.9	4.6	85.8
広域公園	0	0	0	0	0	0	0
地区公園	2	2	0	15.9	8.1	7.8	50.9
近隣公園	18	14	4	70.0	40.8	29.2	58.3
街区公園	21	20	1	4.9	4.5	0.4	91.6
風致公園	4	1	3	53.3	0.6	52.8	1.0
動物・植物・ 歴史公園	—	—	—	—	—	—	—
計	54	46	8	348.9	213.5	135.4	61.2

注 滋賀の都市計画 2023(滋賀県)を編集。滋賀県計画決定含む。

都市計画緑地の供用状況(R6.4)

種別	計画 決定数 (箇所)	供用数 (箇所)	未供用数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	未供用 面積 (ha)	供用率 (面積) (%)
河川緑地	15	9	6	83.7	12.1	71.6	14.5
湖岸緑地	5	5	0	106.8	39.2	67.6	36.6
その他	5	5	0	15.1	13.7	1.4	90.7
計	25	19	6	205.6	65.0	140.6	31.6

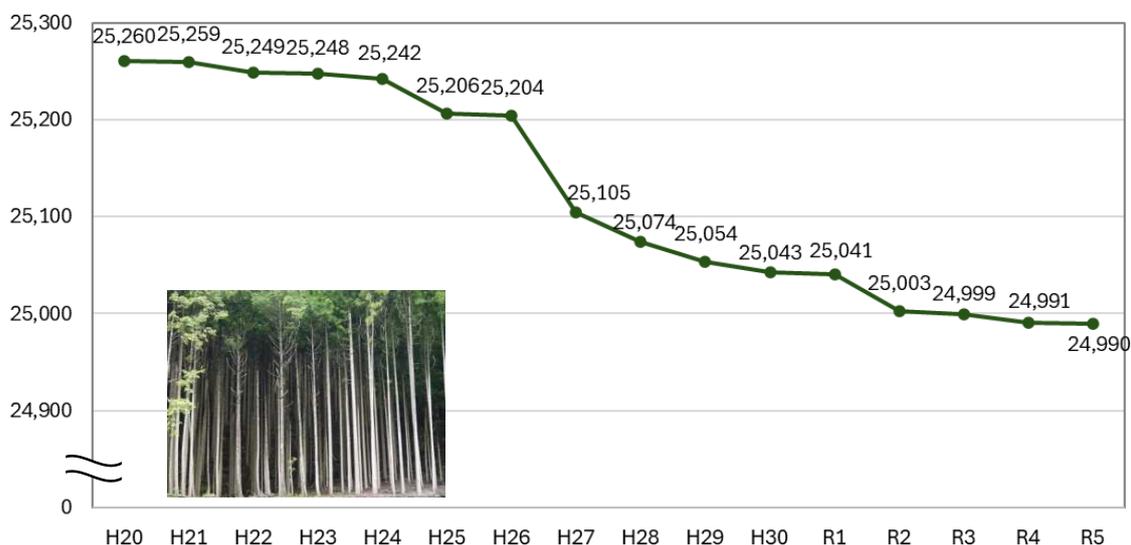
注1 滋賀の都市計画 2023(滋賀県)を編集。滋賀県計画決定含む。

注2 「その他」には、「大津草津緑地」の計画決定面積に草津市域を含まない(2.1ha)(草津市域に供用なし)

〈森林・農用地面積の推移〉

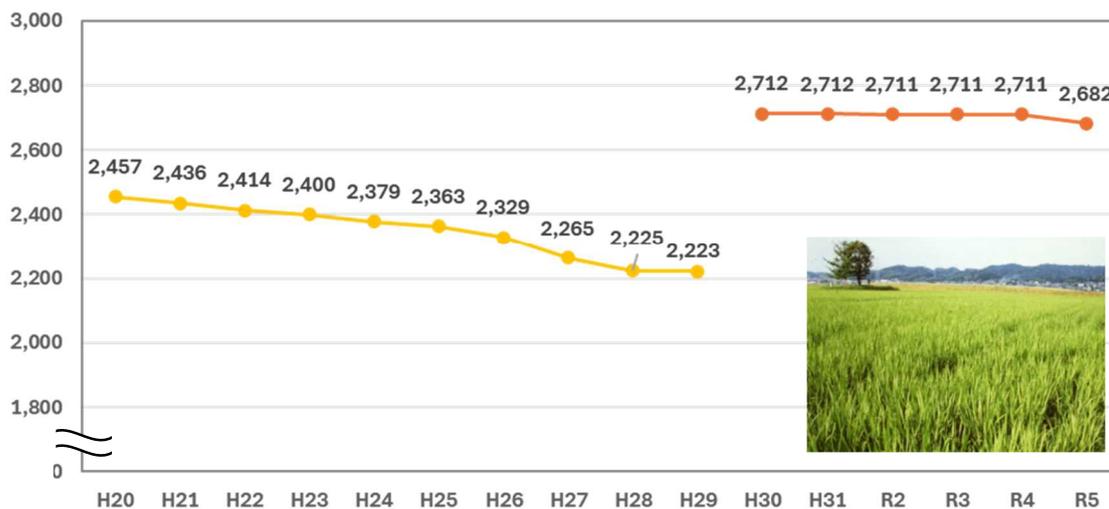
- ・ 森林は平成 30～令和 5 年の 5 年間に 53ha、第 3 次大津市緑の基本計画策定時（平成 20 年）と比較すると 270ha 減少しています。
- ・ 農用地は、平成 30 年以降横ばいで推移してきましたが、令和 4 年から令和 5 年にかけて 30ha 減少しました。農地転用が毎年 2ha～3ha 進められるなど農地は減少傾向にあります。
- ・ 令和 6 年時点の耕作放棄地[※]の面積は、200ha となっています。
- ・ 今後新名神高速道路が整備されることに伴い、約 118ha の緑地が改変される見込みです。改変される面積の内、施設緑地や法面緑化など約 50ha の緑地化が想定されています。

■ 森林面積の推移（単位 ha）



注 滋賀県森林要覧を編集。

■ 農用地面積の推移（単位 ha）



注 ここでの「農用地面積」は農地及び採草放牧地で、農業振興地域農用地より広い概念である。

H30 年度「大津市農業振興地域整備計画」更新の際数値の変動があった。

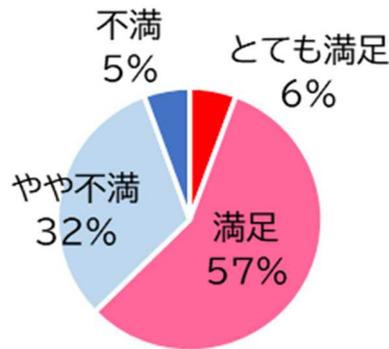
2) 市民意識から見た大津市の緑の質の評価

①市民アンケート（令和5年度実施）

＜大津市の緑について＞

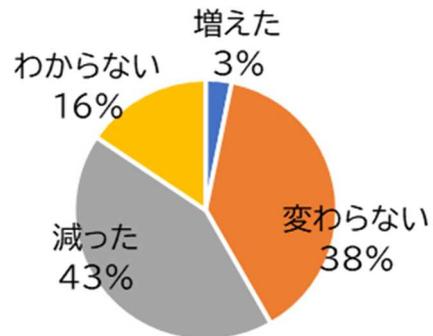
- ・ 住まい周辺の緑に対し、「とても満足」「満足」は 63%で、「不満」「やや不満」は 37%でした。平成 28 年に実施した同様の調査（以下、前回調査という）と変わらない結果でした。
- ・ 住まい周辺の緑の量が 10 年前と比べ「増えた」は 3%で、「減った」は 43%、「変わらない」は 38%でした。前回調査と比べて、「減った」が 4%増加しています。
- ・ 大津市にとってふさわしい緑、とくに大事にすべき緑としては、「琵琶湖と周辺の山々」が 76%、「湖岸や各地にある公園・緑地や広場」が 75%と多くなっています。前回調査では「公園・緑地・広場」が 69%で、施設緑地の関心の高まりがうかがえます。

お住まいの周辺の緑に満足していますか
（1つ選択）



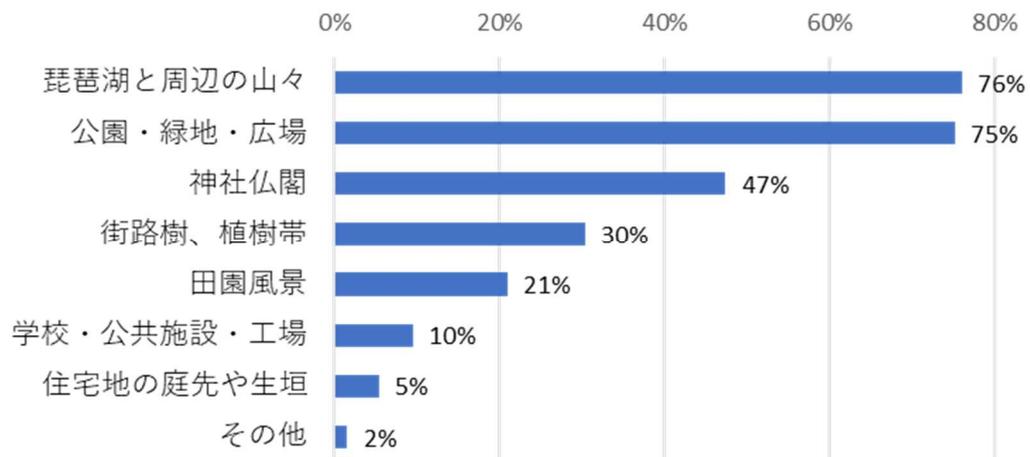
注 有効回答者数 1,183 人に対する回答者の割合

お住まいの周辺の緑の量は 10 年前と比べて増えたと思いますか（1つ選択）



注 有効回答者数 1,188 人に対する回答者の割合

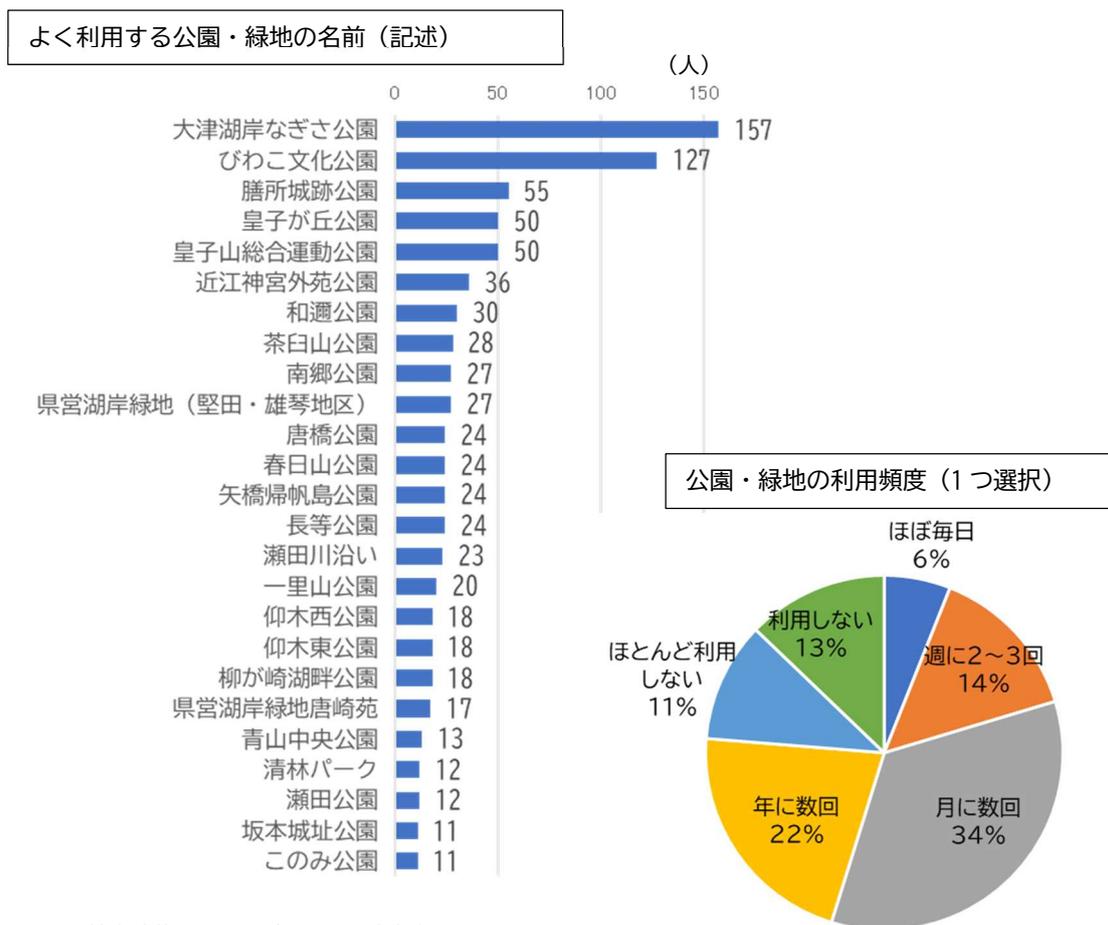
大津市にふさわしい緑、とくに大事にすべき緑は何だと思いますか。（3つまで選択）



注 有効回答者数 1,183 人に対する回答者の割合

〈公園などについて〉

- よく利用する公園・緑地として、1割以上の方が回答していたのは、「大津湖岸なぎさ公園」、「びわこ文化公園」でした。
- 公園・緑地の利用の利用頻度は、「月に数回」が34%、「年に数回」が22%と多くなっています。また、「利用しない」13%、「ほとんど利用しない」11%に対し、「ほぼ毎日」6%、「週に2～3回」14%と、公園の利用頻度はあまり高くないことがわかります。回答者の年代が高くなるほど利用頻度も高くなっています。

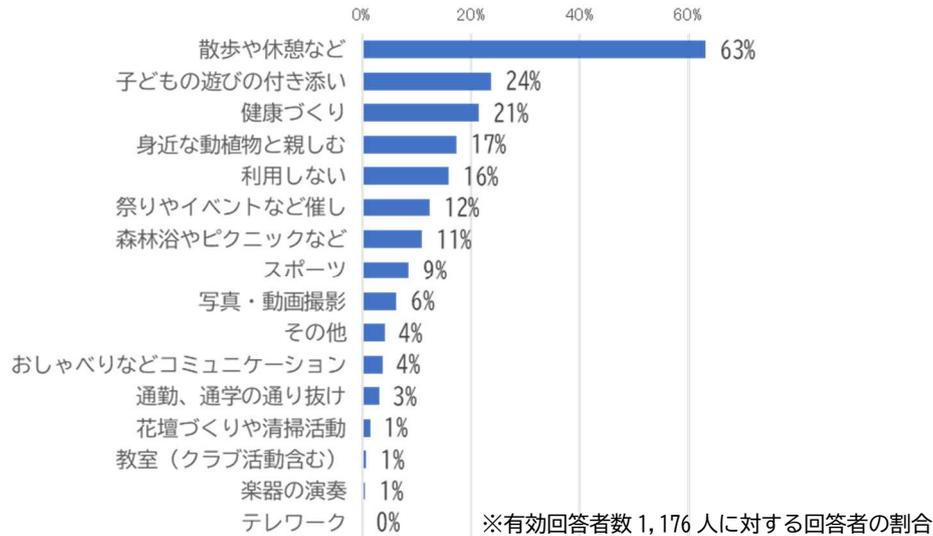


※近江神宮外苑公園は、ランチ大津京含む
 ※瀬田川沿いは、瀬田川ぐるりさんぽ道含む

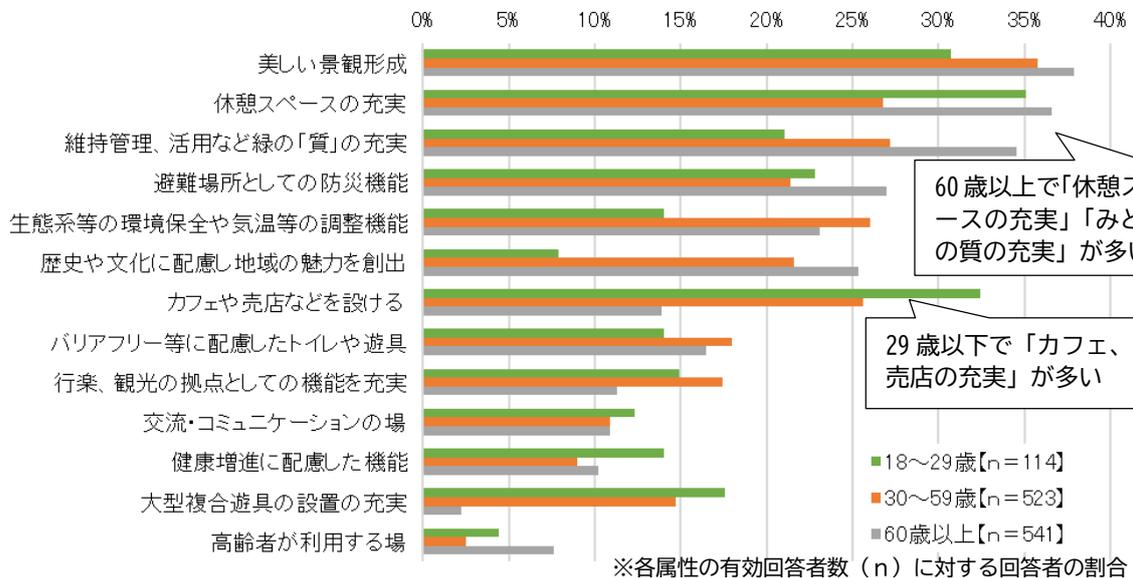
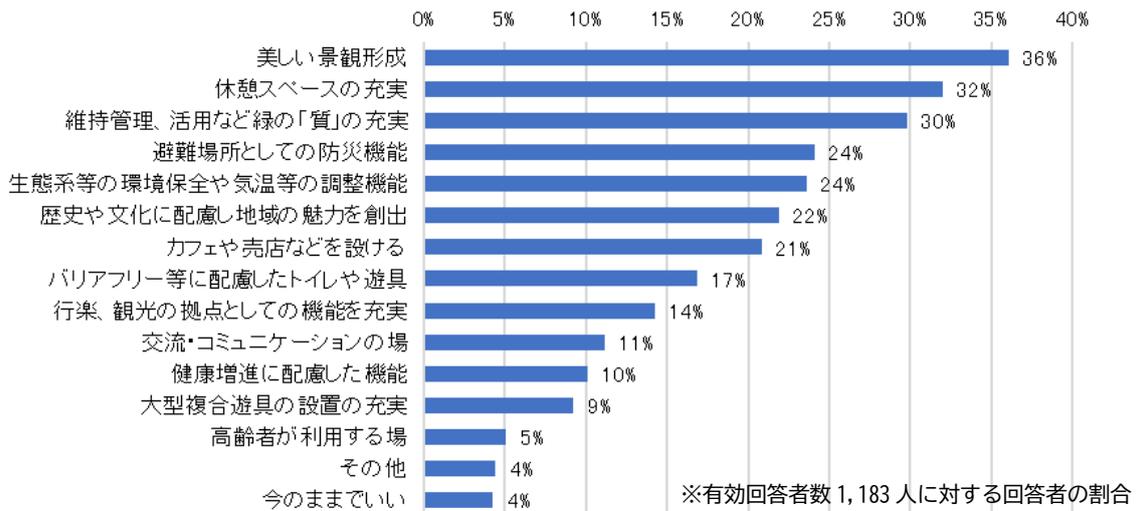
※有効回答者数 1,182 人に対する回答者の割合

- 公園・緑地の利用目的は、「散歩や休憩など」が63%と最も高く、次いで「子どもの遊びの付き添い」24%、「健康づくり」21%となっています。「花壇づくりや清掃活動」など地域のコミュニティ活動に取り組む人はあまりみられませんでした。
- 今後充実すべきことは高い順に、「美しい景観の形成」が36%、「休憩スペースの充実」が32%、「みどりの質の充実」が30%でした。前回調査と比べて「カフェや売店の設置」のニーズが高まっています。世代別では、30歳未満で「カフェや売店の設置」などの要望が高く、それ以上の年代では「地域の魅力創出」が高くなっています。

公園・緑地を利用する目的について（3つまで選択）



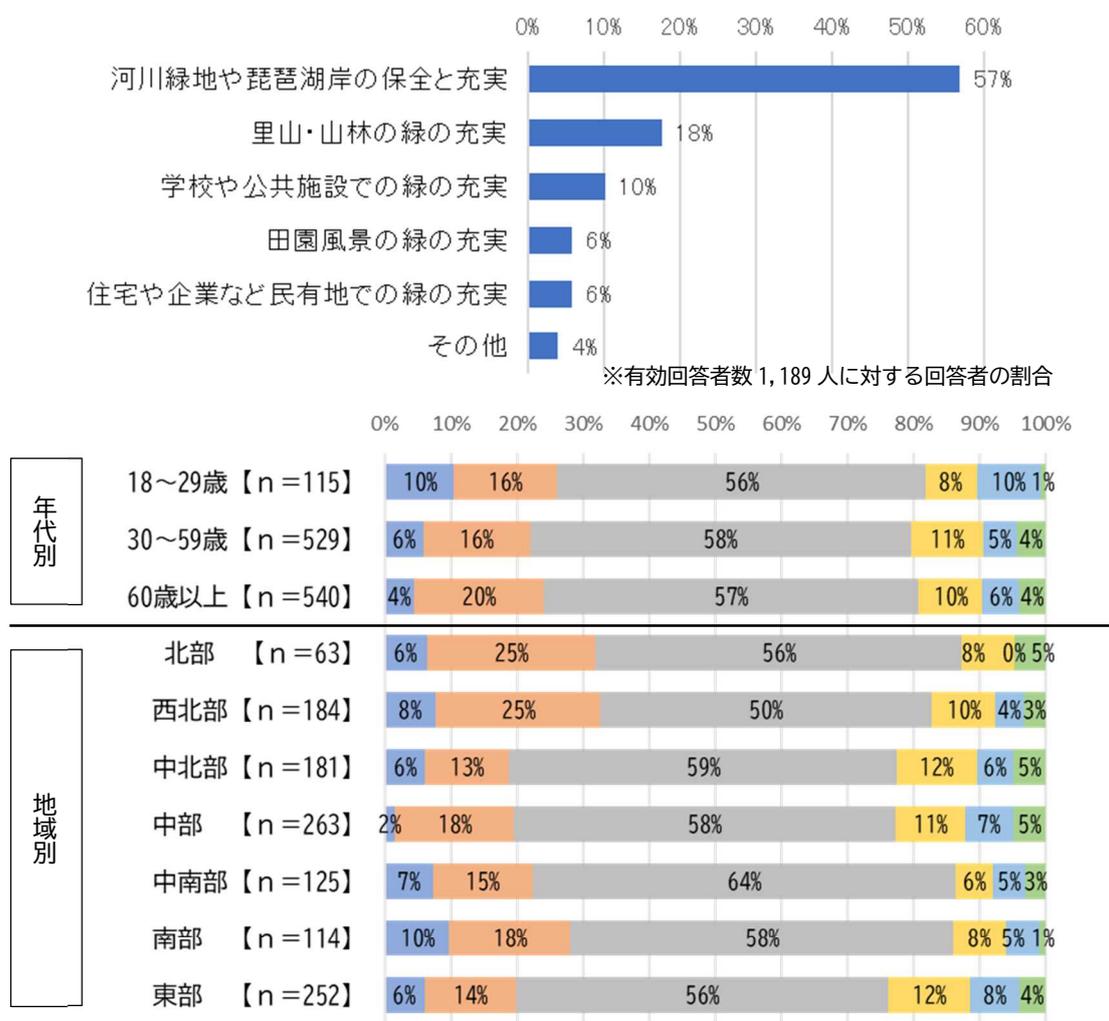
これからの公園は、何を充実するべきだと思いますか（3つまで選択）（上：全体、下：年齢別）



〈公園以外の緑について〉

- ・ 公園以外で充実すべき緑は「河川緑地や琵琶湖岸の保全と充実」が最も多く、過半数を占め、次いで「里山・山林の緑の充実」が18%でした。
- ・ いずれの年代、いずれの地域別でも、「河川緑地や琵琶湖岸の保全と充実」が過半数を占め、特に中南部地域で高くなっています。「里山・山林の緑の充実」は、北部や西北部地域で高くなっています。
- ・ その他自由記述としては、田畑や自然環境の荒廃に関する懸念や、適切な維持管理への要望が多く寄せられていました。

お住まいの周辺の公園以外の「緑」の充実について、今後どのような取り組みが望ましいと思いますか（3つまで）（上：全体、下：年代別、地域別）



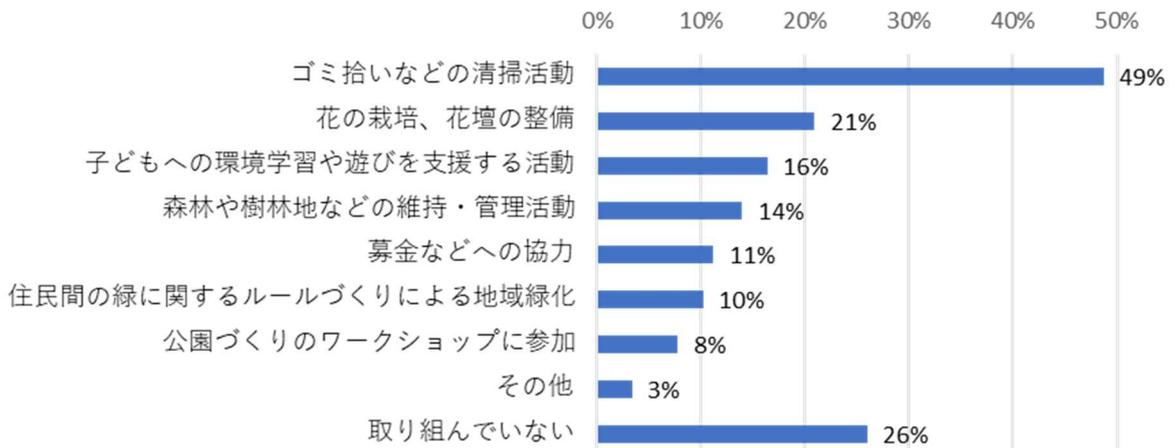
※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

- 田畑を中心とした田園風景の緑の充実に取り組む
- 里山・山林を中心とした森林風景の緑の充実に取り組む
- 河川緑地や琵琶湖岸の保全と充実に取り組む
- 学校や公共施設での緑の充実に取り組む
- 住宅や企業など民有地での緑の充実に取り組む
- その他

〈緑のまちづくり活動について〉

- ・ 緑のまちづくりへの参加に取り組んでいる・取り組んでみたいと考えている市民は 74%でした。これは前回調査より 3%増加しています。具体的には「清掃活動」が 49%と多く、次いで「花壇の管理」が 21%、「子どもへの環境学習や遊びの支援」が 16%となっていました。
- ・ 年代別では、年齢が高くなるほど活動への取組意欲は高まり、60 歳以上では 81%まで上がっています。29 歳以下の若い世代で「子どもへの環境学習や遊びの支援」への意欲が高くみられました。
- ・ 地域別では、北部では他地域より取組意欲が高く、特に清掃や森林の維持管理活動が多いことが特徴となっています。

公園・緑地で行う緑のまちづくり活動についてあなたが取り組んでいること、取り組んでみたいこと（上：全体、下：地域別）



※有効回答者数 1,162 人に対する回答者の割合

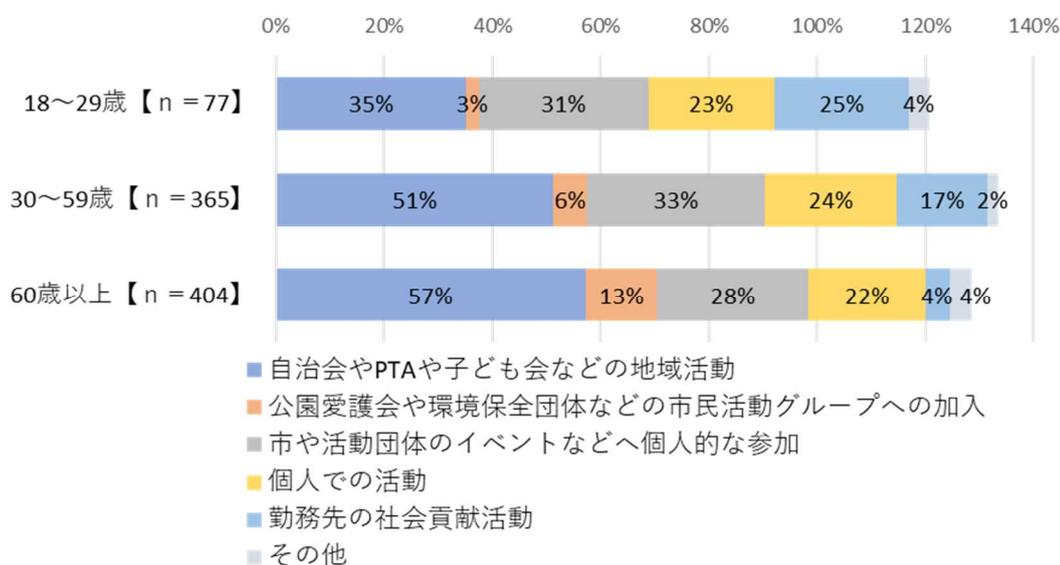
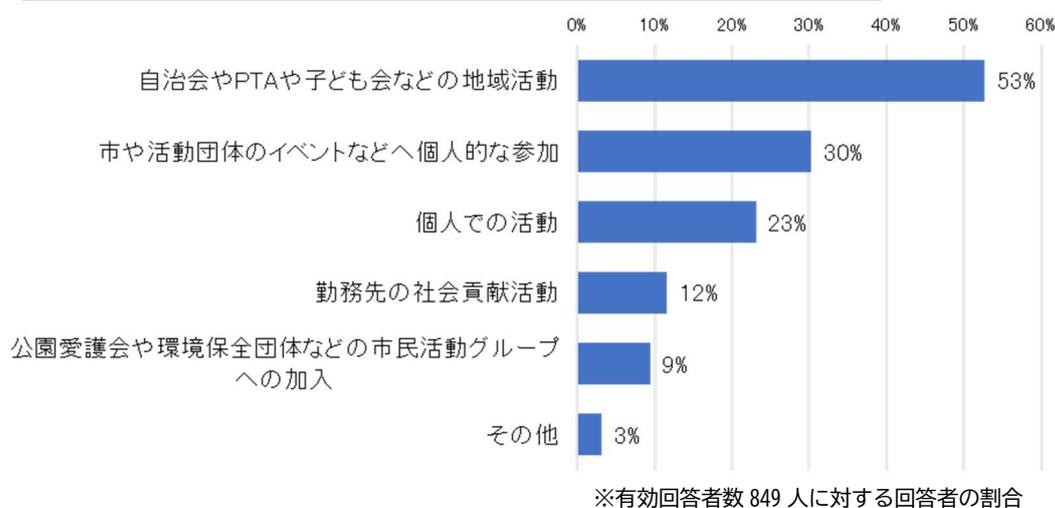


- ゴミ拾いなどの清掃活動
- 花の栽培、花壇の整備
- 森林や樹林地などの維持・管理活動
- 公園づくりのワークショップに参加
- 募金などへの協力
- 子どもたちの環境学習や遊びを支援する活動
- 住民間の緑に関するルールづくりによる地域緑化
- その他
- 取り組んでいない、もしくは取り組みたくない

※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

- ・ 実施している・参加しやすい取り組みとしては、「自治会など地域活動」が最も高く、過半数を占め、次いで「イベントなどへの個人的な参加」が 30%となっています。前回調査と比べて、「地域活動」が減少し、「個人的な参加」が増加しています。
- ・ 年代別では「自治会など地域活動」は年齢が高くなるほど多くなっており、18～29 歳では「地域活動」、「イベントなどへの個人的な参加」、「勤務先での社会貢献」が同程度で多くなっています。

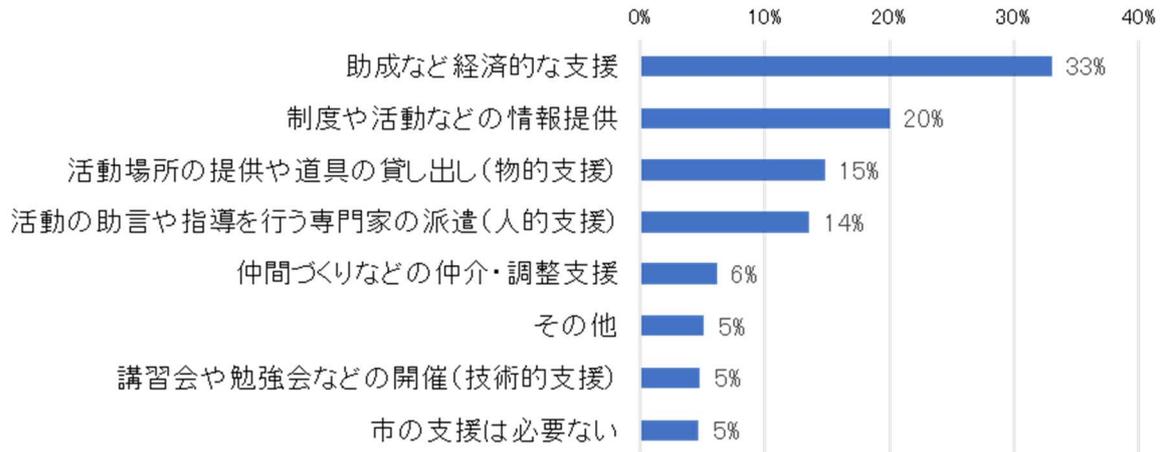
実施している緑のまちづくり活動は、どのような取組か、またどのような取組であれば参加しやすいか（上：全体、下：年代別）



※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

- ・ まちづくり活動に取り組む上で市に支援してほしいこととしては、「経済的な支援」のほか、「制度や活動に関する情報提供」が多くなっています。

緑のまちづくり活動に取り組む上で、市に特に支援してほしいことはなにか（1つ）



※有効回答者数 1,108 人に対する回答者の割合

〈その他、緑のまちづくりや協働に関する意見〉

- ・ 仕組みづくりや広報の必要性など緑のまちづくりに向けた参加、協働に関する意見が多く寄せられました。
- ・ また、公園の機能や修繕に関する要望、街路樹をはじめとする地域の緑の植栽管理に関する意見、要望が寄せられました。

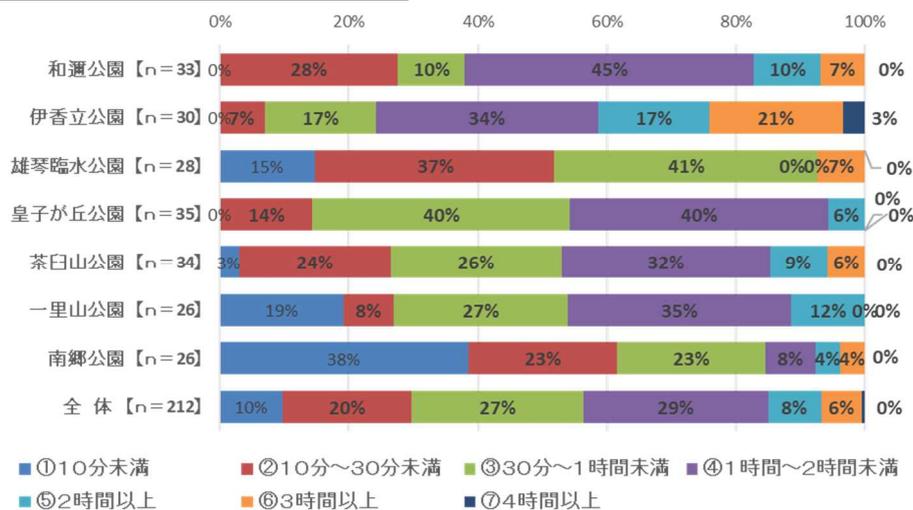
②公園利用者アンケート（令和5年度実施）

和邇公園、伊香立公園、雄琴臨水公園、皇子が丘公園、茶臼山公園、南郷公園、一里山公園の7箇所で実施しました。

<公園の利用状況>

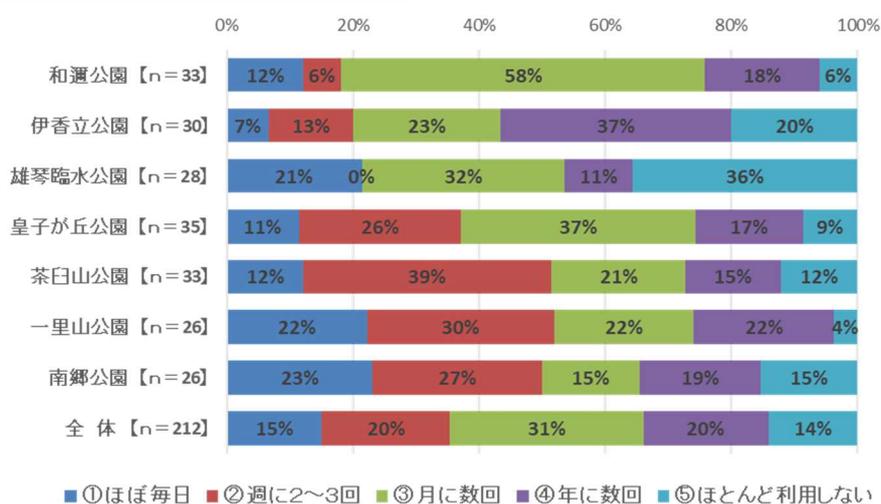
- 公園滞在時間は、全体では1時間～2時間未満が29%、30分～1時間未満が27%で、1時間以上の利用が43%を占めています。特に和邇公園、伊香立公園で滞在時間が長くなっています。
- 公園利用頻度は、月に数回が31%、次いで週に2～3回、年に数回が続いています。茶臼山公園、一里山公園、南郷公園で「ほぼ毎日」「週に2～3回」といった日常的な利用がされており、伊香立公園と雄琴臨水公園は「年に数回」「ほとんど利用しない」が高く不定期利用がされています。

対象公園の平均的な滞在時間（1つ）



※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

対象公園の利用頻度（1つ）

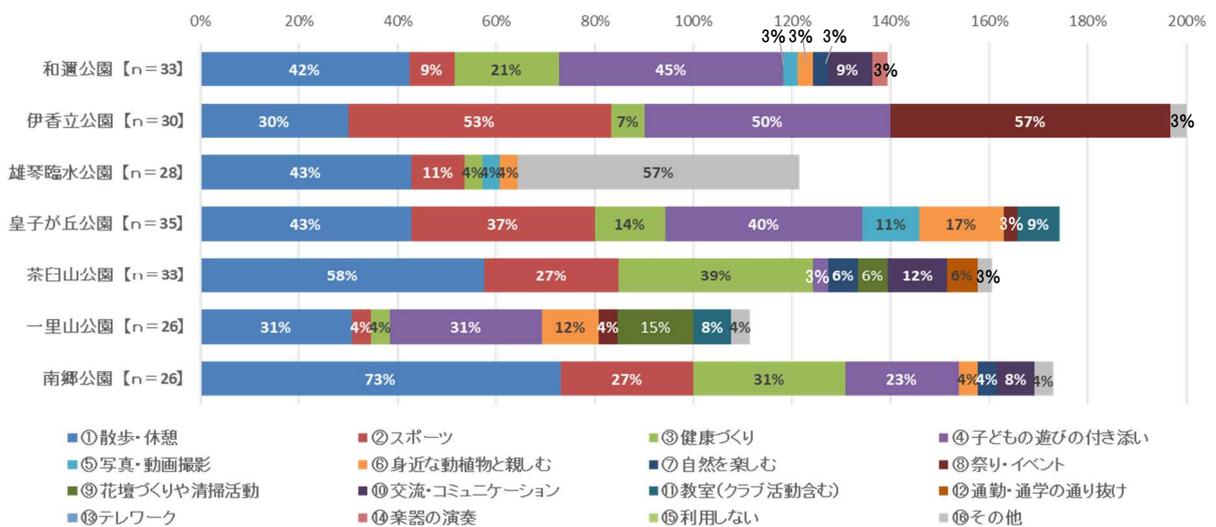


※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

2章 緑の現況と課題

- 公園の利用目的は、皇子が丘公園と茶臼山公園、南郷公園、一里山公園では「散歩や休憩など」が最も多く、和邇公園では「子どもの遊びの付き添い」、伊香立公園では「祭りやイベントなどの催し」、雄琴臨水公園では、釣りなどの「その他」が最も多くなっています。
- 公園を選んだ理由としては、「自宅・職場や学校から近い」は、和邇公園、雄琴臨水公園、茶臼山公園、一里山公園、南郷公園で最も多く、「花木などの自然が豊かである」は、皇子が丘公園で最も多くなっています。茶臼山公園、南郷公園では「スポーツができる」も多くなっています。

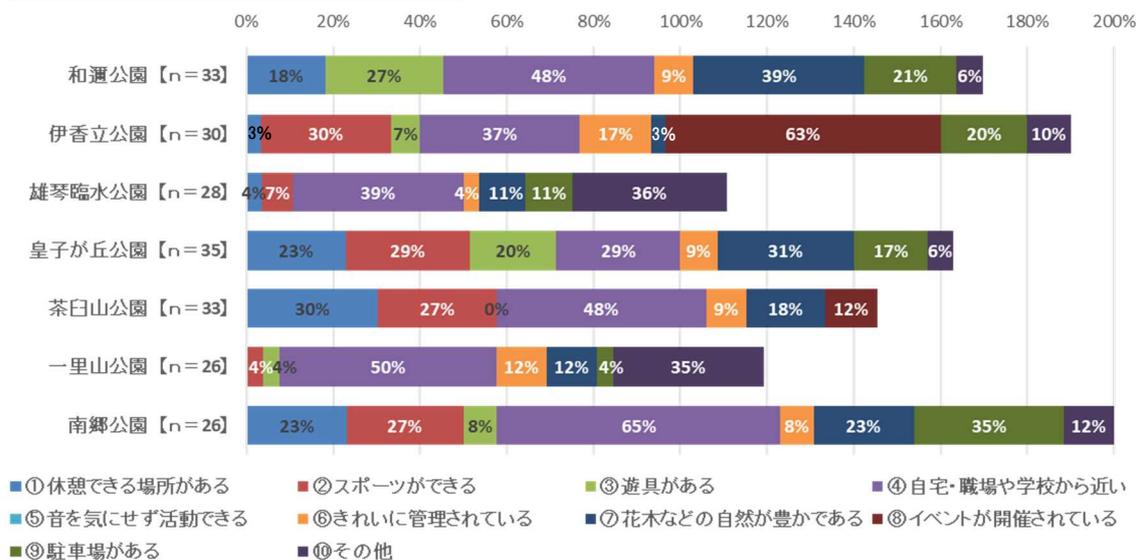
対象公園を利用する目的（3つまで）



グラフ上の数値の記載は4%以上のみ

※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

対象公園を選んだ理由（3つまで）



グラフ上の数値の記載は4%以上のみ

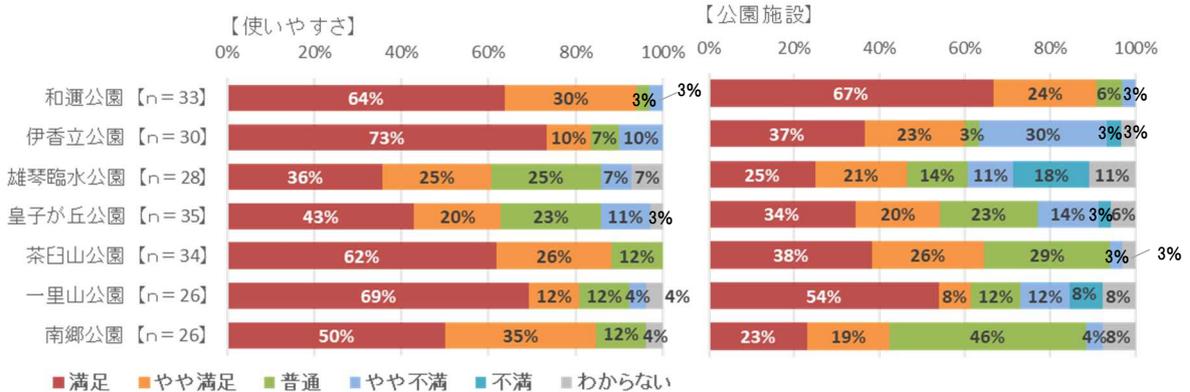
※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

<公園への満足度>

- 公園の使いやすさの満足度は、いずれの公園でも高く、「満足」と「やや満足」をあわせると、和邇公園で特に高く、雄琴臨水公園、皇子が丘公園で比較的低くなっています。
- 公園の遊具や休憩スペースなどの公園施設の満足度は、和邇公園で特に高く、南郷公園、皇子が丘公園で比較的低くなっています。また、一方で「不満」は、雄琴臨水公園で18%、一里山公園で8%みられました。
- 自然の豊かさや景観への満足度は、いずれの公園も「満足」と「やや満足」を合わせて89%以上と高く、一里山公園、和邇公園、伊香立公園では「満足」だけで90%以上となっています。
- 対象公園の全般的な満足度は、「満足」と「やや満足」をあわせると南郷公園で96%と高く、次いで和邇公園91%、伊香立公園90%で、和邇公園は「満足」だけでも82%と高く評価されています。

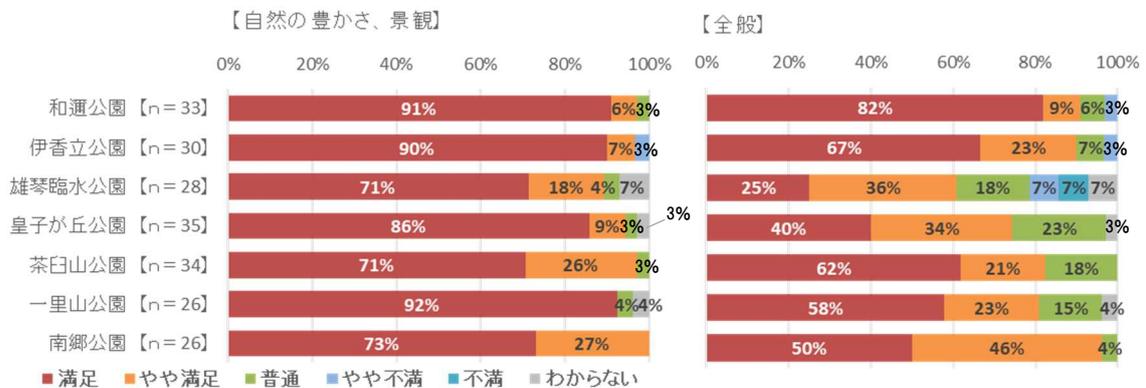
対象公園の使いやすさ（障害物の有無、移動のしやすさ等）(1つ)

対象公園の遊具や休憩スペースなどの施設の充実度(1つ)



対象公園の自然の豊かさなど景観について(1つ)

対象公園の全般的な満足度(1つ)



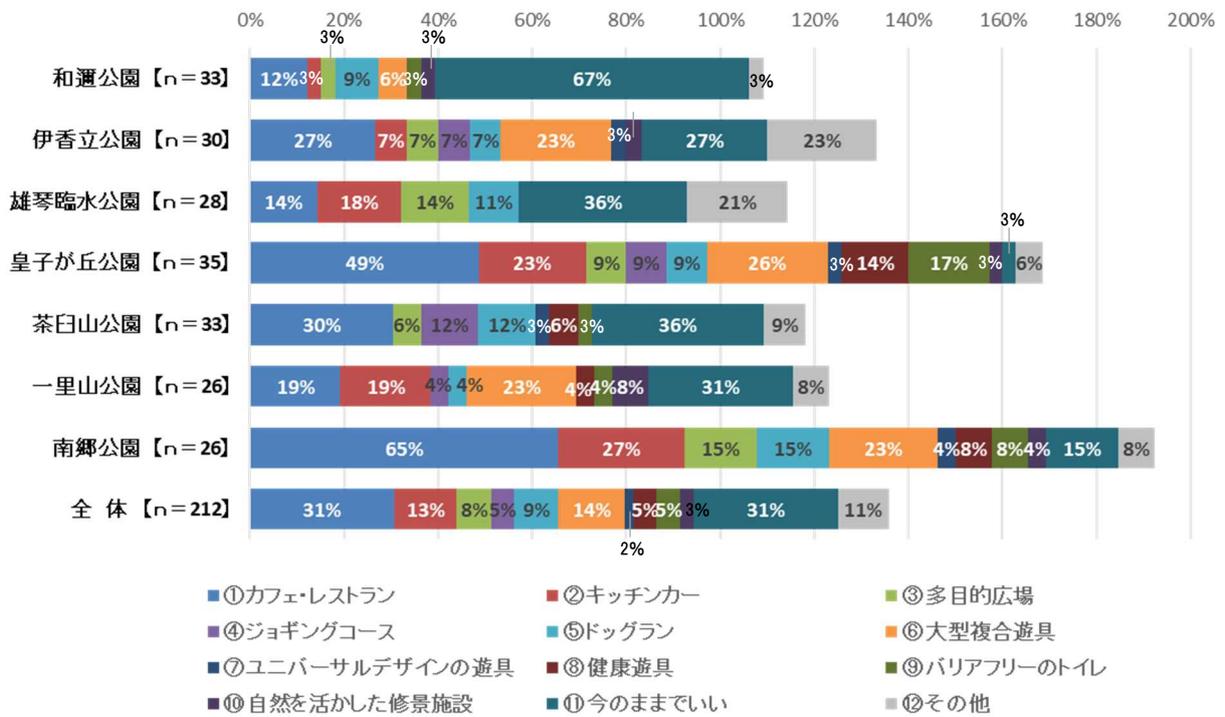
グラフ上の数値の記載は4%以上のみ

※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

<公園への要望>

- ・ 公園を魅力的にするために必要な施設は、「カフェ・レストラン」と「今のままでよい」が 31%と高くなっています。
- ・ 公園別にみると、「カフェ・レストラン」は南郷公園で 65%、皇子が丘公園で 49%と高く、「今のままでよい」は、和邇公園で 67%と高くなっています。「キッチンカー」は南郷公園で 27%、「大型複合遊具」は皇子が丘公園で 26%と高くなっています。

公園にあると魅力があがると考えられる施設（3つ）



グラフ上の数値の記載は4%以上のみ
 ※各属性の有効回答者数（n）に対する回答者の割合

3) 第4次大津市緑の基本計画の中間評価

①施策体系の推進を進行管理するための数値目標

施策体系の推進を的確に進行管理するために、目標年次において以下のような数値目標を設定しています。《目標年次：令和14年度（2032年度）》

なお、中間時の令和6年（2024年）中間評価を実施しました。

<基本方針1 緑の骨格の保全>

各種法規制が維持されることで、特に優れた自然的緑地は保全されました。

項目	計画策定時 (2017年)	見直し時 (2024年)	目標 (2032年)
特に優れた自然的緑地の保全 自然公園の特別地域(琵琶湖面除く)+歴史的 風土特別保存地区+ヨシ群落保全区域*	15,479.7ha	15,479.7ha	計画策定時の 面積の確保

<基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化>

一人当たりの都市公園面積は、目標値 10.0 m²/人を達成しました。また、民間活力の導入は、計画策定時から整備されていた「なぎさのテラス」のほか、近江神宮外苑公園、大津駅前公園、大津湖岸なぎさ公園（市民プラザ）の3箇所が整備され、目標まであと1箇所となっています。

一方で、市民団体による未利用地*の管理運営数は、各地域ブロックにおいて1箇所以上を目標としていましたが、進展がみられませんでした。

項目	計画策定時 (2017年)	見直し時 (2024年)	目標 (2032年)
一人当たりの都市公園面積	9.8 m ²	10.1 m ²	10.0 m ² 以上
民間活力の導入 事業者による都市公園内の施設設置 箇所数	1箇所	4箇所	5箇所
市民団体による管理運営 市民団体による低未利用地の活用数	0箇所	0箇所	7箇所

<基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進>

公園愛護会^{*}など市民協働による緑の運営・維持管理は、現況維持を目標としていますが、見直し時には100団体から95団体に減少しました。

項目	計画策定時 (2017年)	見直し時 (2024年)	目標 (2032年)
市民協働による緑の運営・維持管理 公園愛護会などの団体数	100団体	95団体	計画策定時 以上

<アンケート調査>

住まいの周辺の緑に「満足」と回答する人の割合は、策定時以上としましたが、見直し時にはやや増加しました。

項目	計画策定時 (2017年)	見直し時 (2024年)	目標 (2032年)
緑の満足度	62%	63%	計画策定時 以上

②各施策の取り組み状況

計画で定めた各施策の事業例の取り組み状況を、令和6年に確認したところ、事業数107のうち、8事業が完了、また計画変更したものを含め91事業が実施中となっています。中止や廃止を行った事業はありません。

また、地域別計画における令和6年の事業実施状況は、84のうち、3事業が完了、また計画変更したものを含め78事業が実施中となっています。

■基本方針の施策別事業の実施状況（令和6年）

実施状況	基本方針1		基本方針2		基本方針3		合計	
	事業数	割合(%)	事業数	割合(%)	事業数	割合(%)	事業数	割合(%)
計画通り完了、終了	1	4.0	6	17.6	1	2.1	8	7.5
実施中	24	96.0	25	73.5	37	77.1	86	80.4
計画変更して実施中	0	0.0	0	0.0	5	10.4	5	4.7
検討中	0	0.0	3	8.8	5	10.4	8	7.5
中止、廃止	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	25	100.0	34	100.0	48	100.0	107	100.0

■地域別計画における事業実施状況（令和6年）

実施状況	事業数	割合(%)
計画通り完了、終了	3	3.6
実施中	76	90.5
計画変更して実施中	2	2.4
検討中	1	1.2
中止、廃止	2	2.4
合計	84	100.0

■ コラム：花と緑のまちづくり活動の取り組み

～緑の管理における新しい形の市民参加～

【おおつ花を活かしたまちづくり事業】

本市の公園が、たくさんの花で彩られる「花で溢れる大津の公園」を造る事業が「おおつ花を活かしたまちづくり事業」です。誰もが楽しめ、また行ってみたい、次回はどのような花が見られるかなど四季折々の花が出迎えてくれる公園、花で溢れる公園を目指すことを目的としています。

市民による維持管理作業や植栽などを行ってもらいながら、花苗の支給や看板の掲示を行政が行うことで、誰もが楽しめ、四季折々の花が出迎えてくれる公園をつくっていきます。



おおつ花を活かしたまちづくり事業の活動の様子



アジサイ（大津湖岸なぎさ公園）



スイセン（伊香立公園）

【緑化サポーター】

大津市公園緑地協会が主催するハートフルガーデナー※養成講座修了生が、地域の緑化リーダーとなり、公共施設の樹木、花壇管理を行っています。

未経験の方も、ボランティアグループによる指導を受けながら参加することができます。



緑化サポーターによる活動の様子

関連内容：56 ページ

3. 中間見直しの視点

変更

上位計画や国の関連計画、社会情勢を踏まえた上で、本市の緑の現況と課題、第4次大津市緑の基本計画の実施状況を分析し、計画の中間見直しに向けた4つの視点を掲げます。

4つの見直しの視点

- 1) 都市環境を保全し、自然がもたらす恵みとしての視点
- 2) 社会情勢や人口減少に対応した公園緑地の見直しの視点
- 3) 大津市特有の自然・地形を生かし、地域毎の課題や特色に配慮した利活用の視点
- 4) 市民や事業者とともにつくる協働の視点

1) 都市環境を保全し、自然がもたらす恵みとしての視点

● 自然地や田畑の荒廃・減少を抑え、緑の豊かさを高める

本市は、市街地を挟む山並みや琵琶湖などの自然地と、市街地に隣接する田畑の緑により、特徴的な景観が形成されています。それらの緑の多くは、保全を前提とした各種法規制による指定がされており、市域の82%にのびます。一方で市民の緑の満足度をみると、満足が63%、不満が37%と、満足度が高いものの60%程度にとどまっています。自然地や農地の開発が進む中、市民意識調査の結果として、自然地や田畑などの大津の特徴的な緑を評価しつつも、森林や田畑の荒廃や減少など、周辺の緑が減ったと感じる方も43%となっています。緑の減少を抑えるために各種法規制を維持していくことと、荒廃を抑え緑の豊かさを高めるための対策が必要です。

● 自然地や田畑の緑が持つ多面的な機能を効果的に発揮

国が令和6年に公表した「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」では「人と自然が共生するネイチャーポジティブ[※]を実現した都市」が求められています。近年、自然災害の頻発化、激甚化が懸念されているほか、自然地や田畑に対しては、農産物や林産物の生産、季節感の創出だけでなく、防災や減災、気候変動対策や生物多様性の保全、環境学習の場の提供など緑の持つ多面的な機能を、効果的に発揮するための保全活用に向けた仕組みづくりが必要です。

● 市街地の身近な緑として河川や森林、田畑の緑を活用

市全体では緑の割合は高いものの、市街化区域内の施設緑地と地域制緑地の割合は約2割にとどまります。また、河川や湖面などの都市計画緑地の供用も、十分には進んでいない現状です。



柳が崎の琵琶湖岸

今後は、大津の豊かな緑を暮らしに身近な場所で感じられるよう、市街化区域内の河川緑地の活用や、隣接する農地や森林の保全を進めることが必要です。

2) 社会情勢や人口減少に対応した公園緑地の見直しの視点

● 市民ニーズに応じた公園緑地の創出とマネジメントの推進

一人当たりの都市公園面積は 10.1 m²/人で、計画策定時の目標値より高くなっています。しかしながら、今後は人口減少や、少子高齢化の進行により、地域における公園緑地や広場をはじめ公共施設のあり方も変化してくると考えられ、本市の都市としての魅力を高めていくため、市民のニーズに応じた公園緑地の創出とマネジメントを進めることが求められています。

● 公園機能の再検討と工夫をしながら緑を創出

都市公園は、地域の課題や公園の特性に応じ、その多機能性のポテンシャルをさらに発揮することが期待されています。また、今後の市の状況や社会情勢の変化に伴い、公園に求められる機能も多様化しており、その対応が不可欠となっています。

公園緑地の設置については、公園を新設するだけでなく、民間による公園などの利活用推進や、公用施設や公共施設との一体的な利活用、市民による公園的な利用ができる緑地の創出など様々な工夫による取り組みを進める必要があります。

このため、未供用の都市計画公園や、利用の少ない小公園と児童遊園地[※]の見直しなども含め、効果的な施設配置、機能の充実が求められます。

● 美しい景観を楽しみながら気持ちよく過ごせる公園、多様な利活用に対応する公園

市民が望む公園は、「ベンチなどの休憩スペースで維持された美しい景観を楽しみながら気持ちよく過ごせる公園」であり、さらには「適切な維持管理や柔軟な活用など緑の質の充実」が求められていることが、アンケートからわかりました。この公園像を基本としつつ、要望が高い「カフェや売店」、また「防災機能」や「環境保全」、「バリアフリー[※]化」や「ユニバーサルデザイン[※]」への配慮、「地域の魅力創出」に係る緑の形成など多様なニーズへの対応が求められています。

● 防災機能の確保

公園緑地は、避難場所や避難路になるほか、ゲリラ豪雨[※]による浸水被害を軽減するなどグリーンインフラの役割も期待されます。防災機能の確保を公園緑地に求める市民の要望は高く、今後、土砂災害対策や浸水対策に役立つ緑の創出をはじめ、避難場所に指定された公園での防災施設の確保も必要です。

3) 大津市特有の自然・地形を生かし、地域毎の課題や特色に配慮した利活用の視点

●地域毎に異なる緑の特色と課題に対応

山並み、河川、琵琶湖から成る大景観が本市の緑の骨格の主要素となっています。これらは、社寺林などの森や、里山の樹林地、白砂青松の砂浜やヨシの茂る湖岸など地域による特色豊かな要素により構成されています。土砂災害や浸水など求められる自然災害対策も異なり、緑が担う役割も地域により様々です。

山間地や平地、田園や市街地など地域毎に異なる緑の種類や機能、量といった特色と課題を見極めながら、緑地量が充実している地域においても施設的な緑地の配置などきめ細かく対応していくことが、効果的でより魅力的な緑を創出するためにも必要です。



石積みの郷公園

4) 市民や事業者とともに作る協働の視点

●多世代が参加し地域コミュニティを深める

緑のまちづくり活動参加者は、地域でのつながりを持つことができ、人と語らいの場となることにやりがいを感じていることがわかりました。一方、市民の公園でのコミュニティ活動への参加は、祭やイベントなどがみられましたが参加率はそれほど高くありません。緑のまちづくり活動の形態は、自治会などの従来型の地域活動から、イベントなどへの個人的な参加や個人的な活動など時間や団体に捉われない個々への参加が求められていることがアンケートからわかりました。緑の市民活動への参加意欲は高いものの、働く子育て世代や若い世代では時間がないことで参加ができないとする市民が多く、参加率の高い高齢者を中心として、多世代が気軽に参加し、地域コミュニティの交流が深まる場となる活動展開が必要です。

●地域で支え子どもを育む公園づくり

子どもたちの心と体の発達を支える場として、公園緑地は期待されています。しかし、子どもの外遊びの頻度は少なく、遊び場も身近な公園や遊具にとどまっています。このような状況の原因となっている安全対策を、地域との協働の下、実施していくことが望まれます。

公園での子どもの遊びを通じての、多世代交流を望む保護者の声は多く、子ども青少年育成に貢献したいとする公園愛護会活動参加者も少なくありません。世代間のニーズをつなぐ工夫が必要です。

●公園の将来像や利用の促進を共有できる場づくり

街路樹や公園樹木に対して、紅葉などの美しい景観や生物への配慮など環境を保全し創出する緑地の機能性を生かした植栽管理に対する要望と、繁茂による防犯や落葉掃除を懸念する意見が多く集まりました。また、緑の市民活動参加者は、活動に対し維持管理者との調整や、活動する公園での一部利用者のマナーの改善を希望しています。ボール遊びや花火など禁止事項を設けている公園がある一方で、子どもの発達に応じた利用も、保護者や子どもからの要望があります。

これら様々な意見を調整、共有する場が、地域住民へ公園の活用を拡げていくためにも必要です。

●緑の市民団体支援・普及啓発

緑の市民活動に取り組む人たちは活動の課題として、活動仲間の高齢化や人員不足をあげています。ホームページの充実など市民意識を高めるための広報の充実が必要です。また、より活動しやすいよう支援制度の充実への要望も多く、活動者のニーズに即した制度を検討していく必要があります。

●民有地の緑化

本市における市街化区域内の緑の割合は、約2割にとどまっています。市街化区域内の緑の充実に向けて公共公益施設の緑化だけでなく、市民や事業者による民有地などの緑化を進める必要があります。



協働による花壇づくり

■ コラム：生物多様性や地球環境への配慮

地球上の 3,000 万種ともいわれる多様な生物が、全て直接的、間接的に支えあって生きていることを「生物多様性」といいます。生物多様性には「生態系」「種」「遺伝子」の 3 つのレベルの多様性があるとされています。

《ネイチャーポジティブ》

開発や地球温暖化による環境変化、外来種による在来の生態系の破壊などが原因で、生物多様性が急速に失われ地球規模の環境問題となっています。こうした「ネガティブ」な状態を 2030 年までに生物の種の数が増え回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取り組みが推し進められています。これが「ネイチャーポジティブ」の考えです。

日本では、ネイチャーポジティブ実現に向け、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする 30by30 目標を掲げています。

環境省ネイチャーポジティブイメージキャラクター
だいだらぽじー



大津市内でも、琵琶湖固有の生態系を保全するため、釣りなどで採捕した外来魚の再放流の禁止などの取り組みが進められているほか、仰木地区が環境省の生物多様性保全上重要な里地里山[※]として選定されたことで、多様な主体による保全活用の取り組みが一層進められています。

また、生物の生息地となる森林や琵琶湖、里山などと市街地の公園などの緑を河川や緑道などでつなげることも生物多様性の保全に重要であることから、都市のインフラ整備の際にもこうした点に配慮することが求められます。

[※]環境省 HP もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin より引用

《ゼロカーボンシティ宣言》

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、日本では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すとしています。

本市においても、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和 4 年(2022 年)に宣言しました。この宣言の下、二酸化炭素の排出削減や二酸化炭素の吸収に寄与する森林の適切な保全、管理を進めます。

^{*}大津市「ゼロカーボンシティ宣言」より引用



生物多様性を育む山並みの緑
と琵琶湖



生物の生息や移動空間と
なる河川



田んぼで子育てをするケリ

関連内容：45、54 ページ

3章 計画の基本方針

■計画フレーム

目標年次 : 令和14年(2032年) 15年間
計画対象区域 : 大津市全域 46,451ha
人口の見通し : 319,000人 令和14年(2032年)

1. 基本理念

変更なし

「緑」に関する本市の特性や、第4次大津市緑の基本計画策定以降の実績などを踏まえ、次のように基本理念を掲げます。

「水と緑が人を育む 持続可能なまち 大津」
～市民とともに緑を守り 人をひきつける 自然・歴史・文化のまち～

2. 基本方針

変更

本計画の基本理念に基づく、取り組みの基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 緑の骨格の保全・・・大津の自然を基盤とした豊かな緑

施策 1) 琵琶湖岸の保全と活用

- ① 湖岸の景観・環境保全
- ② 都心エリアの湖岸緑地の活用
- ③ 湖岸緑地の調和ある土地利用の推進

施策 2) 河川の自然的環境の保全と活用

- ① 協働による河川緑化・清掃の推進
- ② 自然環境や生物への配慮

施策 3) 里地里山の生態系の保全と防災機能の確保

- ① 里地里山の生態系の保全
- ② 里地里山の防災対策の推進

施策 4) 山並みの緑の確実な保全と活用

- ① 山並みの緑の確実な保全
- ② 協働による生態系保全と環境学習の実施
- ③ 開発に伴う影響を踏まえた環境の保全

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

…持続可能な活力と魅力に満ちた緑

- 施策 1)人口減少などの社会情勢の変化に対応した都市公園などの見直し
- ① 各公園の将来を見据えたマネジメント計画の推進
 - ② 都市公園及び児童遊園地の配置や機能の見直し
 - ③ 地域の状況にあわせた公園施設の再編
 - ④ 防災機能の確保
 - ⑤ 市民による都市公園及び児童遊園地の防災利用の促進
- 施策 2)市民や事業者との協働による管理・運営の推進
- ① 地域住民による維持管理の仕組みづくり
 - ② 公園を活用したカフェ・レストランの設置検討
- 施策 3)緑のネットワークの充実
- ① にぎわいづくりへの寄与
 - ② 自然・歴史資源を生かした利用空間の拡大と総合的な地域の魅力向上
 - ③ エコロジカルネットワーク*の形成に寄与する緑の機能の向上

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進…ともに作り交流の舞台となる緑

- 施策 1)愛護会や緑の市民活動団体への参加促進、支援の充実
- ① 緑のまちづくりへ市民が幅広く参加できる制度の構築
 - ② 緑の市民活動の情報発信・交流の場づくり
 - ③ 地域住民による公園緑地などの維持管理の推進と緑のコミュニティの育成
- 施策 2)住宅地や中高層建築物*、工場などの敷地内緑化の推進
- ① 緑地協定等の締結促進
 - ② 空家等対策の推進及び都市農地の保全・活用
 - ③ 市街化区域の緑化に寄与する建築物への緑化推進
- 施策 3)教育機関や事業者などによる緑の市民活動への協働支援
- ① 協働による緑化施策の推進
 - ② 多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進
 - ③ 公園緑地を活用した子どもたちへの環境学習の実施と緑の市民活動の啓発
- 施策 4)子どもを育む場としての公園緑地を支える仕組みづくりの推進
- ① 身近な公園での地域団体等と子どもたちの交流の推進
 - ② 多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進

基本方針 1 緑の骨格の保全…大津の自然を基盤とした豊かな緑

市域全体での緑の割合は 8 割を超えているものの、道路整備や住宅の開発などに伴い、森林や農地の減少が続いています。

また、市街化区域における緑の割合は約 2 割にとどまっており、景観や生態系に関する機能の活用が不十分という現状があります。

アンケートなどから市民の皆さんが、山並み、琵琶湖、河川、農地、公園緑地などを、大切にしたい大津の緑として捉えていることがわかりました。一方で、市内の緑の減少や荒廃を懸念しており、お住いの周辺の緑が減少していると感じる市民が増加しているほか、緑に対する満足度は約 6 割にとどまっています。

そのため、法令などによって守られた地域制緑地の確実な維持保全を基本とし、減少傾向にある森林や農地などの緑について保全を図るとともに、河川や湖を中心に適切な維持管理を行うことで、市域全体に緑の効果を高めることのできる骨格形成を図ります。

あわせて、グリーンインフラによる、持続可能で魅力ある地域づくりを進めます。

基本方針 2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

…持続可能な活力と魅力に満ちた緑

都市公園整備については、量的目標を達成しましたが、地域毎の特色の違い、市民ニーズや維持管理面などへの対応が必要です。特に、今後の人口減少や少子高齢化、観光振興やにぎわい向上など新たな社会情勢への対応も求められています。

アンケートなどから市民の皆さんが、身近な公園を散歩や休憩、季節感や景観美を楽しむ場として利用していきたいと考えていることがわかりました。また、近年の自然災害の激甚化への対応など公園の役割も多様化し、防災をはじめ、遊びや自然へのふれあいを通じた子どもたちの成長の場や、多様な主体の地域活動の場となることを望んでいることがわかりました。

そのため、利用者の多様なニーズに応えるよう、既存公園の役割の見直しや施設改修をはじめ、公園の活用や見直しなどを進めることで、緑が持つ幅広い機能を発揮させるとともに、効果的でメリハリのある公園の利活用を図ります。

既存公園を対象に、地域の状況やニーズに沿った維持管理を行い、遊具の安全確保や、樹木などの適正な育成を図ります。民間活力の活用や市民との協働を進めることで、持続可能で魅力ある公園づくりを進めます。

都市公園などの緑の拠点と、河川や湖岸の緑地のネットワークの活用と充実により、総合的な地域の魅力と身近な緑の機能の向上に努めます。

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

…ともにつくり交流の舞台となる緑

緑の市民活動の担い手は、高齢者の割合が高く、活動を継続していくため、働く子育て世代や若者世代の参加促進、行政支援、利用者マナーの向上が課題となっています。

一方、アンケートなどから、清掃や花壇管理など緑のまちづくりに取り組みたいと考えている市民が増加していることがわかりました。また、活動形態としては、従来型の地域活動よりも個人的な取り組みへのニーズが高まっていることがわかりました。

そのため、緑のまちづくり活動へ市民が幅広く参加できる制度の構築や情報提供の充実を進めます。

市街地の緑地の充実のため、公共公益施設の緑化はもとより、未利用地も含めた民有地の緑化や緑地保全を進めるための仕組みづくりや啓発を行います。

教育機関や事業者などへの協働支援により、緑のまちづくり活動への理解や参加を促し、多様な主体の連携・交流と、次世代を担う子どもたちへの緑の市民活動の啓発を行います。

また、大学、NPO などの協働や、地域のコミュニティ拠点としての公園緑地の育成を図りながら、子どもを育む場としての公園緑地を支える仕組みづくりを進めます。

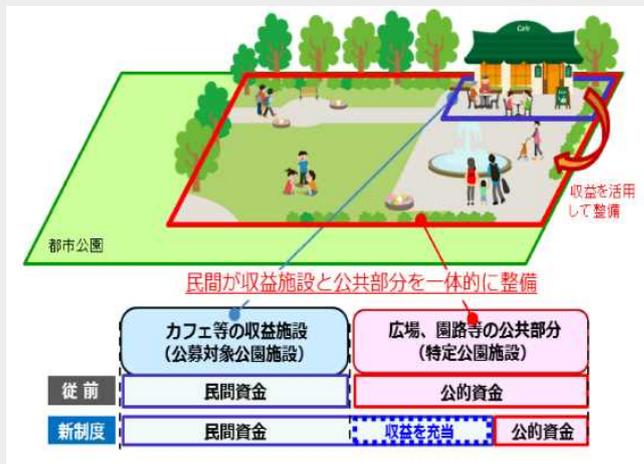
■ コラム：民間の活力で、緑豊かなまちづくり

～公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した公園の魅力向上～

《都市緑地法等の改正》

都市公園の再生や活性化、新たな緑地・広場の創出などを、市民や NPO、事業者との協働で進めていくため、都市における緑地の保全や緑化の推進について定めている「都市緑地法」等の一部が平成 29 年に改正されました。改正によって、公募設置管理制度（Park-PFI）や民間による市民緑地の整備、生産緑地地区[※]内での直売所や農家レストランの設置など新たな制度が創設されました。

【Park-PFI とは】



国土交通省ホームページより引用

Park-PFI とは、公園管理者の財政的負担を軽減しつつ、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図る整備・管理手法です。

この制度は、公園利用者の利便性の向上に資する公園施設であって、カフェ等の収益施設である公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用し、施設周辺の園路、広場等の公園利用者が利用する特定公園施設を一体的に整備・改修等を行う事業者を、公募により選定するものです。

《Park-PFI を活用した公園再整備》

本市では、竣工から 30 年近く経過した大津湖岸なぎさ公園のにぎわい創出と魅力向上を図るため、Park-PFI を活用した再整備に取り組み、令和 6 年度に新施設がオープンしました。

再整備後の公園には、事業者による店舗とともに近江の里山を凝縮し、生物多様性や環境保全に配慮したエリアである「琵琶湖の森」が整備され、市内外から多くの人々が訪れるスポットになっています。



再整備により誕生した「LAGO 大津（ラーゴおおつ）」

関連ページ：52 ページ

4章 緑の保全及び緑化推進のための施策

《施策体系図》

見直し箇所



1. 基本方針 1 緑の骨格の保全

変更

施策 1) 琵琶湖岸の保全と活用

本市の琵琶湖岸は、「原風景[※]」とも言える白砂青松の砂浜やヨシ原、市民をはじめ観光客にも多く利用されている大津湖岸なぎさ公園など地域により特色のある湖岸があり、これまで景観法や滋賀県のヨシ群落保全に関する条例などにより湖岸一帯の景観や環境が保全されてきました。今後も、景観や環境の保全を継続すると同時に、更なる魅力の向上と市民の琵琶湖とのふれあいの機会の創出のため、湖岸に面した公園などの水辺については、保全を継続する必要があります。また、毎年、実施されている市民によるヨシの保全管理活動なども、維持・充実を図ることが望まれます。

琵琶湖岸は、サイクリングなどのレクリエーション活動の場として人気が高い一方で、湖岸緑地の整備は部分的にとどまるなど利用面での課題があります。将来的に湖岸全体が本来の魅力である開放的な水辺となるよう、多方面における努力が必要です。

取り組み①：湖岸の景観・環境保全

地域制緑地などの適正な運用により、湖岸の景観・環境保全を継続します。

<事業例>

- ・ 第2次大津市景観計画及びガイドラインに基づく湖岸軸の規制誘導【市】
- ・ 琵琶湖国定公園、湖岸部における風致地区等による景観・環境保全の継続【県・市】
- ・ 琵琶湖の原風景となる北部地域の自然護岸の保全と活用【県】

取り組み②：都心エリアの湖岸緑地の活用

都心エリアの湖岸緑地について適切に維持管理するとともに、活用していきます。

<事業例>

- ・ 大津湖岸なぎさ公園改修事業【市】
- ・ なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクトの推進（市民プラザ再整備事業など）【市】
- ・ 柳が崎湖畔公園、瀬田湖岸緑地等の適正管理、魅力発信【市・指】

注 事業例の【】内は、事業主体を示す。

国＝国、県＝滋賀県、市＝大津市、指＝指定管理者、民＝事業者、市民団体、市民（以下同じ）



大津湖岸なぎさ公園

取り組み③:湖岸緑地の調和ある土地利用の推進

施設管理者と連携して、湖岸一帯の景観形成や利活用に取り組めます。

<事業例>

- 第2次大津市景観計画及び同ガイドラインに基づく景観形成【市】
- 琵琶湖湖岸(志賀)緑地や北大津湖岸緑地の適切な維持管理及び利用促進【県・市】



出島（でけじま）の灯台（湖岸通路）



近江舞子水泳場

施策2) 河川の自然的環境の保全と活用

河川の緑は、琵琶湖と山並みの緑を結ぶ貴重な「水と緑の軸」を形成しています。河川とともに河畔林などの周辺の自然環境は、生物の生息や移動空間としての役割を果たしており、これら水辺環境の充実や連続化が必要です。

山裾の河川周辺には、土砂災害のリスクが高く被害が懸念される地域もみられ、河川周辺の緑地などの保全や自然災害の被害軽減のための河川改修などが望まれます。市街地の河川は、貴重な水や緑の資源となるものの、美しい景観形成や親水性への取り組みなど都市の水辺が十分に活用されていない地域もあります。

市民との協働により、河川の緑化や美化などの維持管理、自然体験の場としての活用が期待されます。

取り組み①: 協働による河川緑化・清掃の推進

地域住民による河川緑化・清掃活動を支援するとともに、更なる活動の推進に努めます。

<事業例>

- ・ 協働による河川環境の維持管理の促進（河川愛護団体の活動促進など）【市・民】

取り組み②: 自然環境や生物への配慮

自然災害の被害軽減や生物の生息に配慮した河川緑地の維持管理に努めます。（グリーンインフラの推進、生物多様性の保全）

<事業例>

- ・ 流域治水の観点に基づく河川改修、維持管理【県】
- ・ 生物の生息環境に配慮した水辺の保全・創出（生態回廊としての瀬田川、大戸川の水辺環境の保全）【県・市】
- ・ 河川緑地などにおける、ホタルの保全活動の推進【市・民】



協働による河川環境の保全

施策3) 里地里山の生態系の保全と防災機能の確保

本市には、環境省日本の里地里山50選に選定された仰木地区や、「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想[※]」の重要拠点区域に指定された堅田丘陵などの未開発の丘陵地など里地里山としての美しい景観や特有の生態系を持つ貴重な空間があります。しかしながら、農地や山林における管理者不在に伴う荒廃や、野生鳥獣による獣害、市街地に隣接する立地から、住宅地などへの開発が進められるなどその適切な保全が必要となっています。

また、丘陵地斜面では地すべりの発生など隣接する市街地への土砂災害の危険性が高い地域も多く、防災面からの保全対策も必要です。

取り組み①: 里地里山の生態系の保全

美しい景観を形成し、生態的に貴重な里山の環境を保全できるよう、市民や事業者とともに取り組んでいきます。

<事業例>

- ・ 協働による丘陵地の里地里山環境の保全活動の推進【市・民】
- ・ 市内の棚田保全活動の紹介【市】
- ・ 森林、林道の整備【市】
- ・ 鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策の普及啓発【市】
- ・ 農地保全に関する交付金【市】

取り組み②: 里地里山の防災対策の推進

山地災害が発生する恐れのある斜面地において、森林の適切な管理を促し、防災性の向上につなげます。(グリーンインフラの推進)

<事業例>

- ・ 災害に強い森林づくり事業【県】
- ・ 里山防災・緩衝帯整備事業【市】
- ・ 地すべり防止事業
(地すべり防止施設の清掃、区域内パトロールの実施)【市】
- ・ 急傾斜地崩壊防止対策事業【県・市】



仰木の棚田

施策4) 山並みの緑の確実な保全と活用

琵琶湖とともに市域全体に広がる山並みは、本市固有の景観であり、その大部分が、自然公園地域や風致地区、歴史的風土特別保存地区などに指定されることで、優れた自然環境が守られてきました。今後も、これらの保全対策を確実に継続することが求められます。また、指定地域以外において進められている大規模な開発などに伴い緑地の減少がみられ、土砂災害のリスクなどが懸念される地域があります。本市の緑地保存地域^{*}や環境形成緑地^{*}などの位置付けにより、景観、環境、防災などの緑の基盤機能を維持すべく、市民や事業者の協力を得ながら確実な保全対策や代替となる緑地の創出の指導を進めていくことが必要です。

森林での環境学習やレクリエーション活用など子どもたちを中心とした市民が森の環境に親しむことのできる場をつくるため、協働による森林の維持管理活動の推進・充実や、参加を促すための仕組みづくりが必要です。

取り組み①: 山並みの緑の確実な保全

地域制緑地の適正な運用により山並みの緑の確実な保全を継続します。

<事業例>

- ・ 放置林防止対策境界明確化事業【市】
- ・ 森林を育む間伐材利用促進事業【県】
- ・ 田上山系の緑化の推進【県】
- ・ 森林環境譲与税を活用した放置林の整備【市】
- ・ 森林病虫害等防除事業【県・市】

取り組み②: 協働による生態系保全と環境学習の実施

生態系保全や環境学習などを市民と協働で取り組みます。

<事業例>

- ・ 森林環境学習「やまのこ」事業【県・市】
- ・ 市民との協働による森林づくり【県】
- ・ ナショナル・トラスト協会等との連携による保全・活用検討【市】
- ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想重要拠点区域の保全【県】

取り組み③: 開発に伴う影響を踏まえた環境の保全

開発や道路整備等に伴う緑地環境への影響が最小限となるよう努めます。

<事業例>

- ・ 「緑地保存地域」又は「環境形成緑地」における関係法令等による齟齬のない調整による開発への指導【市】
- ・ 新名神高速道路等山あいにおける道路整備の環境影響低減に向けた対応【県・市・民】

■ コラム：大津市独自の自然環境を保全する活動

【湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～】

本市の琵琶湖岸は、近年の都市化の影響で自然の姿が失われつつありますが、市域の北西部を中心にヨシ帯が残り、琵琶湖の原風景が美しく保たれています。ヨシが群生したヨシ帯は、①湖辺の生態系の保全、②水質浄化、③湖岸保全、といった3つの機能を発揮すると言われています。

こうした機能を持つヨシ帯を保全するとともに、ヨシ帯を通して琵琶湖と生活との関わりを見直すために、平成2年度より「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」と名付けたヨシ保全事業に取り組んでいます。

ヨシ保全事業の一環として行われる「市民ヨシ刈り」は、毎年市民、事業者の参加で実施されています。冬季に枯れたヨシの地上部を刈り取ることによって、春の新芽の成長を促し、立派なヨシ原が育つことで、野鳥や魚たちのすみかとなるだけでなく、ヨシ原周辺の水質浄化にも役立っています。

さらに、湖辺清掃、ヨシたいまつ点火などを、ヨシ帯のある湖辺各地で開催しています。ヨシたいまつ点火は、春の到来と琵琶湖の恵みに感謝するイベントとして、市内外から注目されています。



*大津市「京滋 SDGs プロジェクト（令和4年度）
SDGs アクション in 大津」より引用

【棚田保全活動】

農家の方たちの長年の農業の営みと努力により作られ、守られてきた棚田は、近年の高齢化や後継者不足により耕作されなくなることが増えたため、地域において、棚田オーナーや酒づくりオーナーを募集し、農村を活性化させるとともに棚田を含む田園風景を守っていくための取り組みが進められています。

棚田オーナー（平尾地区）

気軽に農作業を体験できる「体験コース」と農作業の技術を習得したい方向けの「チャレンジコース」があり、オーナーは棚田の玄米や地域通貨券が貰えます。

酒づくりオーナー（上仰木地区）

棚田米を生かした日本晴純米100%のお酒づくりが体験可能で、玄米又は収穫したお米で作ったお酒が貰えます。

《大津市の棚田》

令和2年に制定された「棚田地域振興法」により「仰木の棚田」として、保全すべき棚田に認定されています。また、仰木全体の地域振興に繋げる「指定棚田地域振興活動計画」が国に認定されました。

*大津市「棚田保全活動」より引用

関連ページ：43、56ページ

2. 基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

変更

施策1) 人口減少などの社会情勢の変化に対応した都市公園などの見直し

本市では、第4次大津市緑の基本計画に掲げた、一人当たりの都市公園面積はすでに達成しています。しかしながら、都市公園に対するニーズは、災害時の避難地や防災拠点などのグリーンインフラとしての機能の充実や、市民意識としてカフェや休憩スペースの充実、適切な維持管理への関心などへの変化がみられます。また、市役所庁舎との一体的活用や、気候変動に伴う暑熱対策、にぎわい拠点など新たな機能も求められています。これまでは、都市公園を増やすことを重視し取り組みを進めてきましたが、今後の人口減少の見通しを踏まえ、コンパクト※で質の高いまちづくりに寄与する緑の創出へと転換していく必要があります。

限られた財源の中で効率的で効果的な公園緑地の創出とマネジメントを進めるためには求められる公園の機能についての検討と、見直しが必要です。

設置から長期間が経過し施設の老朽化が進む公園も多く、そのような公園に対しては、適切な維持管理、更新についての検討を進める必要があります。児童遊園地などでは修繕を必要とする遊具も多く、利用者の少ない施設の機能転換も含め、地域のニーズを踏まえた対応が望まれます。地域の方々の関心が高い公園などの樹木の管理に対しては、防犯や管理面などへの対応とともに、景観や環境調整機能など緑が持つ本来の役割を踏まえた対応が必要です。

また、昨今の自然災害に対する防災意識の高まりから、安全安心な暮らしに寄与するオープンスペース※の確保が求められています。本市の地域防災計画における指定緊急避難場所※に指定された都市公園の防災施設の確保や災害時の公園利用に役立つよう身近な公園を中心とした地域の防災コミュニティづくりが求められています。

取り組み①: 各公園の将来を見据えたマネジメント計画の推進

公園施設の管理計画を定期的に見直し、活用方法や気候変動への対策など将来を見据えた公園マネジメントを進めます。また、樹木や草地など緑地の適切な維持管理についても検討します。

<事業例>

- 計画的な公園施設の修繕・更新・改築（公園施設長寿命化計画）【市】
- 都市公園の整備・管理のための方針作成【市】
- 巨木等への対応、樹木や草地等の緑地の適切な維持管理、利活用手法の検討【市】
- 大津市総合計画第3期実行計画の重点プロジェクトである、市役所庁舎整備プロジェクトに伴う皇子山総合運動公園等の一体的な活用の検討【市】
- 都市公園における暑熱対策（四阿の設置、改修など）【市】



老木の街路樹

取り組み②: 都市公園及び児童遊園地の配置や機能の見直し

各地域の事情に応じた都市公園及び児童遊園地のあり方について、利用状況や求められる機能などに応じた施設の見直しや撤去、リニューアルを行います。

各都市公園などの多機能化に併せ、分担・特化を行います。著しく利用の少ない児童遊園地などは、周辺施設との統合や児童遊園地以外の用途への転換も検討します。

<事業例>

- ・ 未着手・未完成の都市計画公園・緑地の見直しと事業の方向性の再検討【市】
- ・ スポーツ大会、イベント等への対応【市】
- ・ 都市公園のバリアフリー事業の推進及びユニバーサルデザイン化への対応【市】
- ・ 児童遊園地の施設配置適正化検討（機能分担の検討、児童遊園地適正化ガイドライン作成）【市】
- ・ 市営プールの在り方検討【市】

取り組み③: 地域の状況に合わせた公園施設の再編

地域の状況の変化により、ニーズが乏しくなった遊具をはじめとする公園の施設は、安全性を考慮して修理・更新の他に撤去を検討する一方、子育て世代が多い地域では、子どもの遊び場の確保や地域交流の機会創出につながる公園施設の整備を進めます。また、健康づくりや予防医学などの観点による、健康遊具の設置についても検討します。

都市公園法の改正により、あらたに保育所その他社会福祉施設も、都市公園法の占用の許可対象となりました。

<事業例>

- ・ 地域ニーズに合わせた施設再編の推進【市】
- ・ 協働による公園等の維持管理の検討【市・民】
- ・ 児童遊園地適正化ガイドラインの作成【市】
- ・ 地域の状況に合わせた健康遊具の配置の検討【市】
- ・ 保育所その他の社会福祉施設の占有申請への対応【市】
- ・ 子どもや子育て当事者の目線に立った公園づくり【市】



皇子が丘公園の遊具

取り組み④: 防災機能の確保

既存の公園等において、避難場所や防災拠点、仮設住宅等のオープンスペースとしての機能を確保します。

<事業例>

- ・ 若葉台地先公園の整備【市】
- ・ 公園の防災施設の確保【市】
- ・ 防災面も兼ね備えた様々な機能を担う空間の確保【市】
- ・ 指定管理者による「おくどさんベンチ（かまどベンチ）」の適切な維持管理の推進【指】
- ・ 指定緊急避難場所でのマンホールトイレ整備【市】



取り組み⑤: 市民による都市公園及び児童遊園地の防災利用の促進

地域住民の共助や自助による非常時での公園の防災活用について、認識を深めてもらえるよう、地域の活動を支援します。

<事業例>

- ・ 身近な公園等における防災活動の支援【市】
- ・ 災害時における公園利用の事例紹介と周知【市】



伊香立公園（屋根付き多目的広場）

施策2) 市民や事業者との協働による管理・運営の推進

都市公園・緑地は多様な機能と可能性を秘めています。都市公園が持つ魅力をそれぞれ効果的に引き出していくことで、公園は人々の暮らしを豊かにする社会資本になります。一方で、各地域で求められる公園の役割、市民のニーズは様々なため、利用する市民とともに協働での管理・運営を推進することが必要です。またサービス向上とコスト縮減の両立を目指し、民間手法の活用を進めていきます。

取り組み①: 地域住民による維持管理の仕組みづくり

地域住民による維持管理を進めるための仕組みをつくります。

<事業例>

- ・ 協働による緑の維持管理のルール作成と普及・啓発【市・民】

取り組み②: 公園を活用したカフェ・レストランの設置検討

にぎわい創出のため、事業者による公共還元型のカフェやレストランなどの設置を検討します。
(改正都市公園法に伴う公募設置管理制度、大津湖岸なぎさ公園などの活用)

<事業例>

- ・ JR 大津駅から湖岸までのにぎわいづくり（大津湖岸なぎさ公園などでの公募設置管理制度の活用推進）【市】
- ・ 《完了》事業者の資金とノウハウを活用した大津びわこ競輪場跡地（近江神宮外苑公園）の整備【市・民】
- ・ 「なぎさ公園周辺魅力向上プロジェクト」の推進
（大津港周辺における官民連携による協議体（エアプラットフォーム）の構築、周辺地域の将来像（未来ビジョン）の策定、にぎわい創出に向けた官民連携による取り組みの推進）【市・民】
- ・ 公園の整備・管理における事業者のノウハウの活用【市・民】



大津湖岸なぎさ公園(なぎさのテラス)

施策3) 緑のネットワークの充実

都市公園などの緑の拠点は、並木道や河川緑地と相互に結びつきネットワーク化されることで、美しい景観形成やにぎわいづくり、人々の利用、生物の生息や移動の場となるなど更なる効果を発揮します。

地域の魅力や回遊性を高めるような適切に維持管理された沿道の並木道と、ネットワークの拠点となる都市公園が求められています。

湖岸緑地や河川緑地の整備は一部にとどまり、並木道も不連続な場所があるなど自然を生かした景観形成やサイクリングなどの利用推進への対応には課題があります。

また、生態系の保全では、琵琶湖岸でのヨシ帯の保全や河川愛護団体によるホタル保全の取り組みなど本市では市民が主体となった取り組みが行われてきました。今後も引き続き、協働による保全活動を推進していくとともに、山並みの緑や琵琶湖などの中核となる緑地の保全、人と自然の交流の場となる公園緑地の創出などエコロジカルネットワークの構築に配慮した緑地が求められます。

取り組み①: にぎわいづくりへの寄与

緑のネットワークの活用と充実を図り、回遊性のある「まちなかのにぎわい空間」を創出します。

<事業例>

- 大津駅前中央大通りから大津湖岸なぎさ公園までのにぎわいづくり【市】
- 地域の拠点となる都市公園におけるにぎわい空間の創出【市】
- 《完了》大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業【市・民】
- 《完了》大津駅前公園再整備推進事業【市】



大津駅前公園

取り組み②: 自然・歴史資源を生かした利用空間の拡大と総合的な地域の魅力向上

山並みや琵琶湖、歴史資源をつなぐ河川緑地や並木道、駅から主要施設への道が快適に歩ける空間となるよう適切な維持管理に努めます。あわせて、施設管理者と緑のネットワーク確保に連携して取り組むことで、古都大津の自然、歴史、文化を生かした魅力あふれるまちづくりに努めます。

<事業例>

- ・ 歴史と文化を生かしたまちづくりについての検討・実施【市】
- ・ 公園緑地、並木道の緑、河川、湖岸が連続する水と緑の回廊形成【国・県・市】
- ・ 歴史資源の公共空間化（近江国庁跡、崇福寺跡歴史風土特別保存地区の公共空間化、坂本城跡を生かした歴史まちづくりプロジェクト）【県・市】
- ・ アダプトプログラム[※]制度等による清掃、除草の推進【市・民】
- ・ 保護樹林・樹木の保全【市・民】
- ・ 「大津市街路樹管理ガイドライン」の策定【市】

取り組み③: エコロジカルネットワークの形成に寄与する緑の機能の向上

生物多様性保全の観点から、生物の移動経路やすみかとなる緑のネットワークの連続性の確保に取り組むとともに、適切な維持保全を行います。

<事業例>

- ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想での重要拠点区域や生態回廊（河川緑地など）での生物の生息・生育環境の保全【県・市】
- ・ 都市公園や都市緑地等人と生物との交流拠点となる緑地の保全【市】
- ・ 協働による生物多様性に配慮した緑の維持管理、保全の推進【市・民】



柳が崎湖畔公園



大津湖岸なぎさ公園

■ コラム：だれもが使いやすい公園を目指して

平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が定められ、公園においても園路やトイレなどのバリアフリー化が全国的に進められてきました。

平成 20 年 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が閣議決定され、どこでも、誰でも、自由に、使いやすい汎用性のあるデザインである「ユニバーサルデザイン」の必要性が掲げられました。これは、段差等の物理的なバリアだけでなく、利用案内等の情報面にバリアが生じないよう、ハード・ソフト両面から、できる限りあらゆる人々が利用しやすいように配慮したデザインです。

また、近年、公園においては身体の障害、年齢、性別、言語、文化、国籍などにおいてマイノリティ（少数派）となる立場の人も含め、全ての人々が利用しやすいことを目指して「インクルーシブな公園」の整備が進められています。

【バリアフリー】

障害のある人など特定の人でも使いやすいするための環境づくりを目指し、主に物理的なバリアを取り除くこと。



【ユニバーサルデザイン】

障害の有無にかかわらず、だれもが快適に利用できるよう、はじめからできるだけ多くの人々が使いやすいよう汎用性の高いデザインを目指すこと。



【インクルーシブ】

マイノリティとなる立場の人も含め、全ての人々が参加、貢献できる共生社会の実現を目指すこと。



○大津市でのインクルーシブ対応施設

《一里山公園に設置したインクルーシブ遊具※》



関連内容：50 ページ

施策1) 愛護会や緑の市民活動団体への参加促進、支援の充実

本市では、公園愛護会や緑化サポーターなどの制度による緑の市民活動の普及・支援や大津花フェスタなどの啓発イベントの開催により、公園の維持管理や花壇づくりなど市民との協働による花と緑のまちづくりを進めてきました。今後も引き続き、これらの取り組みの継続・拡大に努めることは重要です。

しかし、公園などを利用する皆さんに花と緑のまちづくり活動の取り組みが十分に認識されていないため、新たな参加者が少なく、活動参加者の高齢化が課題となっています。また、活動の取組形態として従来の地域型から個人的な参加へのニーズが高まっています。市民が取り組む美しい花と緑のまちづくりに対する理解や愛情、誇りを広げていくためにも、多様な世代への普及活動や個人でも参加しやすい仕組みづくりが求められています。

活動する皆さんがやりがいを感じることができると同時に、積極的な取り組みを促進・支援する体制づくりに取り組んでいきます。

取り組み①: 緑のまちづくりへ市民が幅広く参加できる制度の構築

未利用地を活用したコミュニティガーデンづくりや市民農園など緑の大切さを共有でき、幅広く参加を促せる制度を設けます。

<事業例>

- ・ おおつ花を活かしたまちづくり事業の推進【指】
- ・ みんなで花づくりプロジェクト事業（花苗生産）【指】
- ・ 緑のまちづくりに関する市民講座の開催（コミュニティガーデナー養成講座）【指】
- ・ 緑化サポーターの推進【指】
- ・ 市民が緑に親しめるイベントの開催（おおつ花フェスタなどの継続）【市】
- ・ 大津のヨシ保全事業（ヨシ刈り）の実施【市】
- ・ 緑の活動に関する情報発信や市民が気軽に取り組める機会の提供【市】



ヨシ刈り

取り組み②: 緑の市民活動の情報発信・交流の場づくり

HP や広報、SNS などを通じ、自主的な緑の市民活動についての情報発信を行うとともに、活動団体間の情報交換の充実を支援します。

<事業例>

- 緑の情報提供強化による活動・交流の向上【市】
- 環境保全活動の連携強化【市】
- イベント等における緑の市民活動団体の交流促進【市】
- 緑に関する講習会の開催【指】
- SNS を活用した双方型情報共有の推進
（「大津のかんきょう宝箱」の発信、市公式 LINE による情報発信）【市】



取り組み③: 地域住民による公園緑地などの維持管理の推進と緑のコミュニティの育成

地域住民が自主的に公共施設の樹木を維持管理する体制として、グリーンレンジャー※制度の推進を図ります。また、地域の公園を守り、育てる、日常維持管理の場として、公園愛護会活動を継続して支援します。

<事業例>

- グリーンレンジャー制度の周知及び推進【市】
- 公園愛護会の継続・推進【市】
- 協働による緑の維持管理のルール作成と普及・啓発【市】
- 市民の公園の見守り活動を支援【市・指】



市民との協働による公園樹木の管理

施策 2) 住宅地や中高層建築物、工場などの敷地内緑化の推進

本市では、市街化区域における施設緑地と地域制緑地の割合が約 2 割にとどまっており、街路樹や自宅、学校施設の周りなど身近な緑の創出が課題となっています。

良好な住宅地の形成を目的に、宅地開発などで行われてきた緑地協定の締結件数については、普及の結果、市民と事業者の理解や協力もあり、第 3 次大津市緑の基本計画の目標をほぼ達成できました。一方、協定期間の終了を迎える区域では、これまでの緑の住環境を維持するためのルール継続が課題となっています。

また、これまで良好な緑の環境を有する住宅地の維持創出に努めてきましたが、空家の増加などにより、敷地内の緑の適切な維持管理が課題となっています。

本市の市街化区域の面積のうち、約 5%が農地として利用されています。市街地の農地の緑は、季節の移ろいや生物の生息を感じることができる身近な緑として市民の評価も高く、コンパクトなまちづくり推進の視点からも保全活用を進めていくことが望まれます。

都心エリアでの緑豊かな環境形成を促進するため、特に市街化が進行した地域への対策が求められています。事業所などにおける敷地内緑化については、従来の建築基準法などに基づく規制に加え、必要に応じた緑化推進の検討も必要となっています。

取り組み①: 緑地協定等の締結促進

緑地協定をはじめとした快適な居住環境や景観を形成するための地域でのルールづくりの必要性について継続的に市民に説明を行うとともに、地域でのルールづくりのための支援を行うことで、良好な緑の環境を有する住宅地の維持創出に努めます。

<事業例>

- 緑地協定制度の普及継続【市】
- 緑地協定の締結期間が終了した区域での緑の維持・保全の推進（建築協定[※]・地区計画[※]等）【市】



良好な緑の環境を有する住宅地（イメージ）

取り組み②: 空家等対策の推進及び都市農地の保全・活用

市街化区域における良好な緑の環境を維持するため、空家、空き地の適正管理の促進及び緑地としての都市農地の適切な保全を進めます。

<事業例>

- 空家等における「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「大津市空家等の適正管理に関する条例」に基づく助言及び指導、勧告、命令の実施【市】
- 周辺的生活環境に影響を及ぼしている状態の空き地における「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に基づく指導、勧告の実施【市】
- 市民農園の開設支援【市】

取り組み③: 市街化区域の緑化に寄与する建築物への緑化推進

コンパクトなまちづくりの推進に向け、事業所等の建築物に対し、必要に応じた緑化を推進するよう所有者へ要請します。

<事業例>

- 市街化区域の緑化に寄与する工場緑化の推奨【市】
- 市街化区域の緑化に寄与する中高層建築物等への緑化指導【市】
- 日陰を作る街路樹整備や緑のカーテン設置など公共施設緑化の推進【市】



施策3) 教育機関や事業者などによる緑の市民活動への協働支援

本市では様々な緑の市民活動が展開されてきましたが、活動従事者の高齢化により、新たな担い手の育成が課題となっています。活動の維持や市民参加の拡大のためにも、教育機関や事業者などの参画、多様な主体の連携による協働の取り組みが必要です。他の自治体の先進的な事例も参考にした協働支援が期待されます。

また、子どもたちが地域の大人とともに活動することで、身近な自然を大切にする姿勢などを学ぶことができ、多世代交流により地域コミュニティの形成も図ることができます。

事業者や教育機関などの参加に対する啓発活動や多様な主体同士のつながりの糸口をつくるための支援施策が必要です。

取り組み①: 協働による緑化施策の推進

事業者が参画する緑の募金活動を継続的に実施し、市民活動団体や公園施設の指定管理者、大学、事業者との協力による緑化施策を推進します。

<事業例>

- ・ 緑の募金活動の継続【市】
- ・ 大学との協働による調査・保全活動の推進【市】
- ・ 公園や街路樹等の管理に関する市民通報システムの実施、普及啓発【市】
- ・ 協働による大津湖岸なぎさ公園における芝桜の管理【指・民】

取り組み②: 多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進

公園愛護会や公園施設の指定管理者、大学、事業者との協力による緑の地域活動への参加を推進します。

<事業例>

- ・ 公園でのイベント開催協力等【市】
- ・ 公園愛護会による公園での維持管理活動の推進、支援【市】
- ・ 環境保全活動の連携強化【市・指】
- ・ 多様な主体による山や琵琶湖等での環境学習や野外スポーツの推進【市】
- ・ 地域住民との連携による公園緑地の計画と維持管理活動【市】
- ・ 児童遊園地適正化ガイドラインに基づく、児童遊園地の管理【市】



協働による芝桜の管理

取り組み③:公園緑地を活用した子どもたちへの環境学習の実施と緑の市民活動の啓発

自然体験型学習等の環境学習の推進により、子どもたちへ緑の市民活動の大切さの啓発を行います。

<事業例>

- ・ 親子で自然にふれあう自然家族事業の推進【市】
- ・ 学校教育における環境学習の推進【市】
- ・ 親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進【市・指】
- ・ 大津緑の少年団活動の推進【市】
- ・ 協働による河川環境の維持管理の促進（河川愛護団体の活動促進など）【県・市】
- ・ 森林環境学習「やまのこ」事業【県・市】
- ・ 里地里山・琵琶湖・河川等を生かした自然に親しむ活動の推進
（うみのご事業、たんぼのご事業、水辺の楽校、
保育園・幼稚園におけるたんぼ遊びなど）【県】
- ・ 木育の推進【県】
- ・ 自然体験空間の整備【市】



河川での自然に親しむ活動

施策4) 子どもを育む場としての公園緑地を支える仕組みづくりの推進

公園や緑地は、遊びや地域の人々との交流や自然環境にふれることで、子どもたちの心と身体の成長や発達を支える場としての役割が期待されます。

しかし、近年防犯面から子どもの外遊びの場として、安全な公園の環境が求められています。また、球技をはじめ公園での遊びが制約を受ける場合もあります。

一方、子どもたちが、地域社会の中で異年齢の子どもや高齢者をはじめとする多世代の人たちと交流する場としての公園や緑地に対する保護者の期待は高く、このニーズに応える必要があります。

子どもたちの公園での遊びに対し、関心を寄せる公園愛護会の参加者は多く、その意識を遊びの支援や見守りなどの活動につなげることが効果的です。このように、公園や緑地が地域社会のコミュニティの拠点としての役割を果たすことで、地域社会の連携強化につながります。

また、山や川など公園以外の場での多様な外遊びの機会を増やすために、地域や専門性の高い大学やNPOなどの協力が望まれます。

取り組み①: 身近な公園での地域団体等と子どもたちの交流の推進

身近な公園が、地域団体等や子どもたちなど地域の多世代交流の場となるよう、各種事業を支援・推進します。

<事業例>

- ・ プレイパーク※事業の推進【市】
- ・ 公園での見守り活動の推進【市】
- ・ 公園愛護会の継続・推進【市】
- ・ 公園愛護会による公園での維持管理活動の推進【市】



取り組み②: 多様な主体の連携・交流による公園緑地での活動推進

大学や NPO による地域貢献活動の一環として、様々な年齢層の子どもたちを対象に外遊びを行う活動を支援します。

<事業例>

- 環境保全活動の連携強化【市】
- 多様な主体による山や琵琶湖等での環境学習や野外スポーツの推進【市】



環境学習の様子

■ コラム：協働のまちづくり

本市では、「大津市協働のまちづくり推進計画（平成 29 年度～令和 10 年度）」を策定するなど市民・市民団体、事業者及び市の三者協働によるまちづくりを、具体的かつ積極的に進めているところです。

「協働のまちづくり」とは、市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動の下に、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことです。

私たち一人ひとりが主役となって、得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合って、みんなで参加していくことが、これからのまちづくりのカタチであり、それが「協働のまちづくり」です。

「協働のまちづくり」を進めていくことで、自分たちのまちを知り、再発見することができ、まちを愛する心も育ちます。

自分たちのまちが「誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたいくなるまち大津」へと変わっていく中で、「自分たちのまちを自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感することができます。



市民との協働による公園樹木の管理



工場前の緑化

関連内容：56、57、60 ページ

5章 地域別計画

1. 地域区分の考え方と7地域の概要

更新

1) 地域区分の考え方

本市は、南北 46km、東西 21km、総面積 464k m²と広い市域を有しています。このため、本計画を具体的に記述していくに当たっては、本市の都市計画マスタープラン及び国土利用計画に採用されているとおり、本市を北部地域、西北部地域、中北部地域、中部地域、中南部地域、南部地域、東部地域の7地域に区分しました。

■地域区分



2) 7地域の概況

各地域の課題を把握するために、7地域の人口、緑の量、緑の質を整理しました。結果は次の通りです。

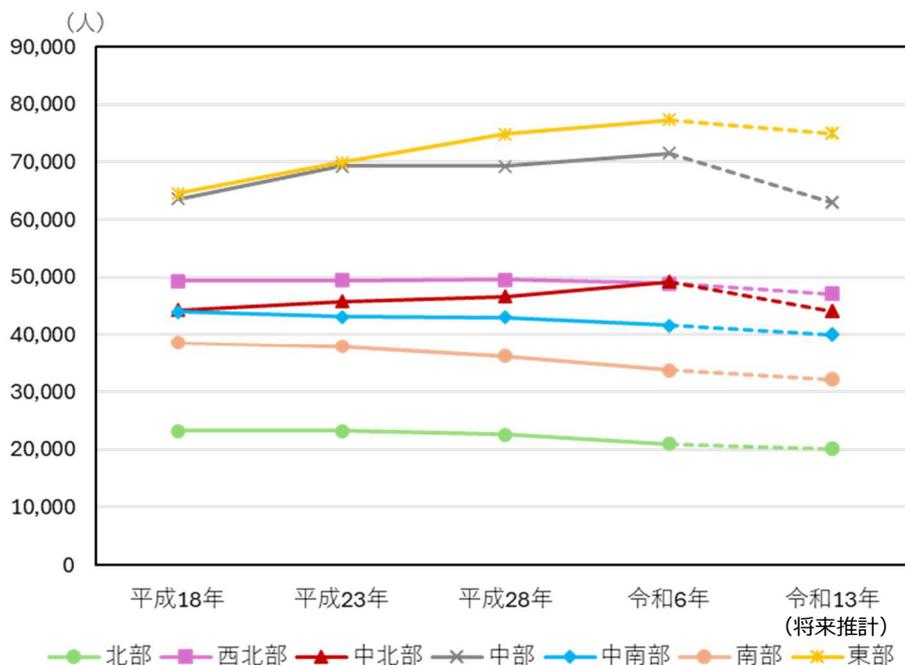
■ 7地域の人口

東部地域以外の地域で、将来的に人口減少が進むことが予想されていましたが、令和6年現在、中北部地域や中部地域、東部地域では人口が増加しています。

<地域の人口と将来推計人口>

地域	小学校区	人口(人)				将来推計人口
		平成18年 (2006年)	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)	令和6年 (2024年)	令和13年 (2031年) 目標設定年
北部	小松、木戸、和邇、小野	23,201	23,241	22,572	20,981	20,000
西北部	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東	49,342	49,430	49,588	48,964	47,000
中北部	雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎	44,293	45,769	46,637	49,258	44,000
中部	志賀、比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野	63,603	69,309	69,258	71,476	63,000
中南部	膳所、富士見、晴嵐	44,007	43,128	43,030	41,670	40,000
南部	石山、南郷、大石、田上	38,527	37,939	36,204	33,741	32,000
東部	上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北	64,506	69,935	74,874	77,281	75,000

※平成18年、平成23年、平成28年、令和6年は住民基本台帳人口(外国人含む)。いずれも4月1日現在。
 ※地域別の将来推計人口は大津市都市計画マスタープランの目標設定年(2031年)としている。(以下同じ。)



■緑の量

<施設緑地面積>

施設緑地の面積が、最も大きい地域は東部地域、最も小さい地域は中北部地域です。

(ha)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
都市公園・緑地	16.1	69.4	11.0	65.9	30.4	72.6	80.3	345.7
公共施設緑地	5.5	4.8	8.7	14.4	3.0	6.4	12.8	55.6
施設緑地 <都市公園・緑地 と公共施設緑地 の合計>	21.6	74.3	19.7	80.2	33.4	79.0	93.1	401.3

* 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

<一人当たりの施設緑地の面積>

一人当たりの施設緑地の面積が、最も大きい地域は南部地域、最も小さい地域は中北部地域です。

(㎡/人)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
都市公園・緑地	7.7	14.2	2.2	9.2	7.3	21.5	10.4	10.1
公共施設緑地	2.6	1.0	1.8	2.0	0.7	1.9	1.7	1.6
施設緑地 <都市公園・緑地 と公共施設緑地 の合計>	10.3	15.2	4.0	11.2	8.0	23.4	12.0	11.7

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

* 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

<市街化区域内に占める施設緑地の割合>

市街化区域内に占める施設緑地の割合が、最も大きい地域は中部地域、最も小さい地域は中南部地域です。

(%)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
施設緑地の割合	3.3	4.4	1.9	6.8	1.8	3.1	6.5	4.4

＜市街化区域内の土地利用における農地・山林・その他の自然地＞

市街化区域内の土地利用における農地・山林・その他の自然地が、最も大きい地域は東部地域、最も小さい地域は北部地域です。

(ha)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
農地	27.8	45.7	122.9	25.9	14.5	28.7	45.8	311.2
山林	9.0	159.3	12.0	38.7	27.2	36.3	193.5	476.1
その他 (水面など)	7.6	80.3	34.6	18.8	19.8	27.5	64.6	253.1
合計	44.3	285.3	169.5	83.4	61.5	92.5	303.9	1,040.4

* 面積は土地利用 GIS (H29 時点) から開発許可 GIS データの差分によって算出した。

* その他 (水面など) は、「水面」及び「その他自然地」とした

* 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

＜市街化区域内の一人当たりの農地・山林・その他の自然地の割合＞

市街化区域内の一人当たりの農地・山林・その他の自然地の割合が、最も大きい地域は西北部地域、最も小さい地域は中部地域です。

(㎡/人)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
一人当たりの 面積	21.1	58.3	34.4	11.7	14.8	27.4	39.3	30.3

* 人口は令和 6 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口による。

* 地域別人口は、市街化区域外の人口も含む。

* 面積は土地利用 GIS (H29 時点) から開発許可 GIS データの差分によって算出した。

＜市街化区域内の農地・山林・その他の自然地の割合＞

市街化区域内の農地・山林・その他の自然地の割合が、最も大きい地域は西北部地域、最も小さい地域は中部地域です。

(%)

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
割合	16.7	26.1	17.7	8.8	9.1	15.7	22.4	17.7

* 面積は土地利用 GIS (H29 時点) から開発許可 GIS データの差分によって算出した。

＜都市計画公園・緑地の供用状況＞

都市計画公園・緑地の供用率が、最も高い地域は中部地域、最も小さい地域は中北部地域です。

	北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
計画決定面積(ha)	50.9	113.3	72.6	109.7	89.8	102.0	123.3	554.5
供用面積(ha)	7.9	56.0	10.2	78.6	38.2	63.7	59.8	278.5
供用率(%)	15.4	49.4	14.0	71.7	42.5	62.4	48.5	50.2

* 滋賀の都市計画 2023(滋賀県)を元に編集。

* 複数地域からなる場合、計画決定面積、供用面積とも各地域に該当施設の全面積としている。

そのため、全体値と各地域の合計値は一致しない。

■緑の質

10年前と比べ緑が減ったと回答する人の割合は、中北部地域で圧倒的に多く、次いで西北部、南部地域となっています。最も低い地域は中部地域です。

本市の緑に満足している人の割合が最も高い地域は中南部地域で、最も低い地域は中北部地域です。

これからの公園において重視すべきこととして、多くの地域で「美しい景観形成」や「休憩スペースの充実」が上位に挙げられています。

また、緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたいと回答する人の割合が、最も高い地域は北部地域、最も低い地域は中部地域です。

		北部	西北部	中北部	中部	中南部	南部	東部	全体
10年前と比べ 緑が減った (%)		34	49	59	30	38	47	43	43
大津市の緑に 満足 (%)		67	63	53	64	68	66	63	63
これからの公園 は何を充実すべきか	1位	休憩スペース	美しい景観	休憩スペース	美しい景観	美しい景観	休憩スペース	美しい景観	美しい景観
	2位	緑の質充実	休憩スペース、 防災機能	美しい景観	緑の質充実	休憩スペース	美しい景観	休憩スペース	休憩スペース
	3位	環境保全	—	緑の質充実	歴史文化、 休憩スペース	防災機能	緑の質充実	緑の質充実	緑の質充実
緑のまちづくりに取り組んでいる・取り組みたい (%)		89	75	72	70	74	76	75	74
公園愛護会数 (団体)		7	21	21	16	9	13	9	95

※大津市の緑に満足:「とても満足」「満足」の割合

※緑のまちづくりに取り組みたい:「緑のまちづくり活動」に「取り組んでいない」以外の割合

※公園愛護会数:地域内の都市公園・都市緑地で活動している公園愛護会の数。地域が複数となる公園による重複のため全体値と各地域の合計は一致しない。

■ コラム：道路に関わる緑

《街路樹》

道路に関わる緑の代名詞である「街路樹」は、まちに彩りを加えたり、道行く人に木陰をつくったり、生物たちのすみかや移動経路になるなど緑の拠点同士を結ぶ軸として、様々な役割を果たしています。一方で、落葉や巨木化により通行の妨げになるなどの課題もあり、適切な維持管理が求められています。

市民アンケートでも、街路樹に対し「紅葉が楽しめなくなるので枝を切らないでほしい」「生物のすみかとして大切」とした意見がある一方、「落葉で歩道の通行が危ない」「清掃や維持管理をしっかりとしてほしい」とする意見もみられました。

街路樹本来の役割が発揮されるよう、今後も、維持管理につとめていきたいと考えています。



《歩きたくなるまちなかの創出》

近年、道路空間の活用への期待が高まっていることを踏まえ、都市の魅力向上を図るためには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが求められています。

居心地が良く歩きたくなるまちなかには、“W,E,D,O”の4つの共通する特徴があるといわれています。

- Walkable**(ウォークアブル) | 歩きたくなる
- Eye level** (アイレベル) | まちに開かれた1階
- Diversity**(ダイバーシティ) | 多様な人の多様な用途、使い方
- Open**(オープン) | 開かれた空間が心地良い



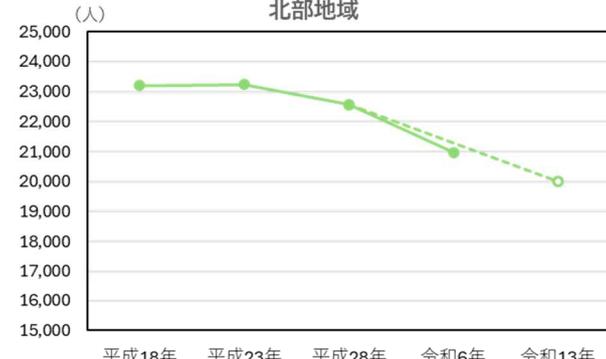
国土交通省「「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン(R4.4)」より引用

関連内容：54、59 ページ

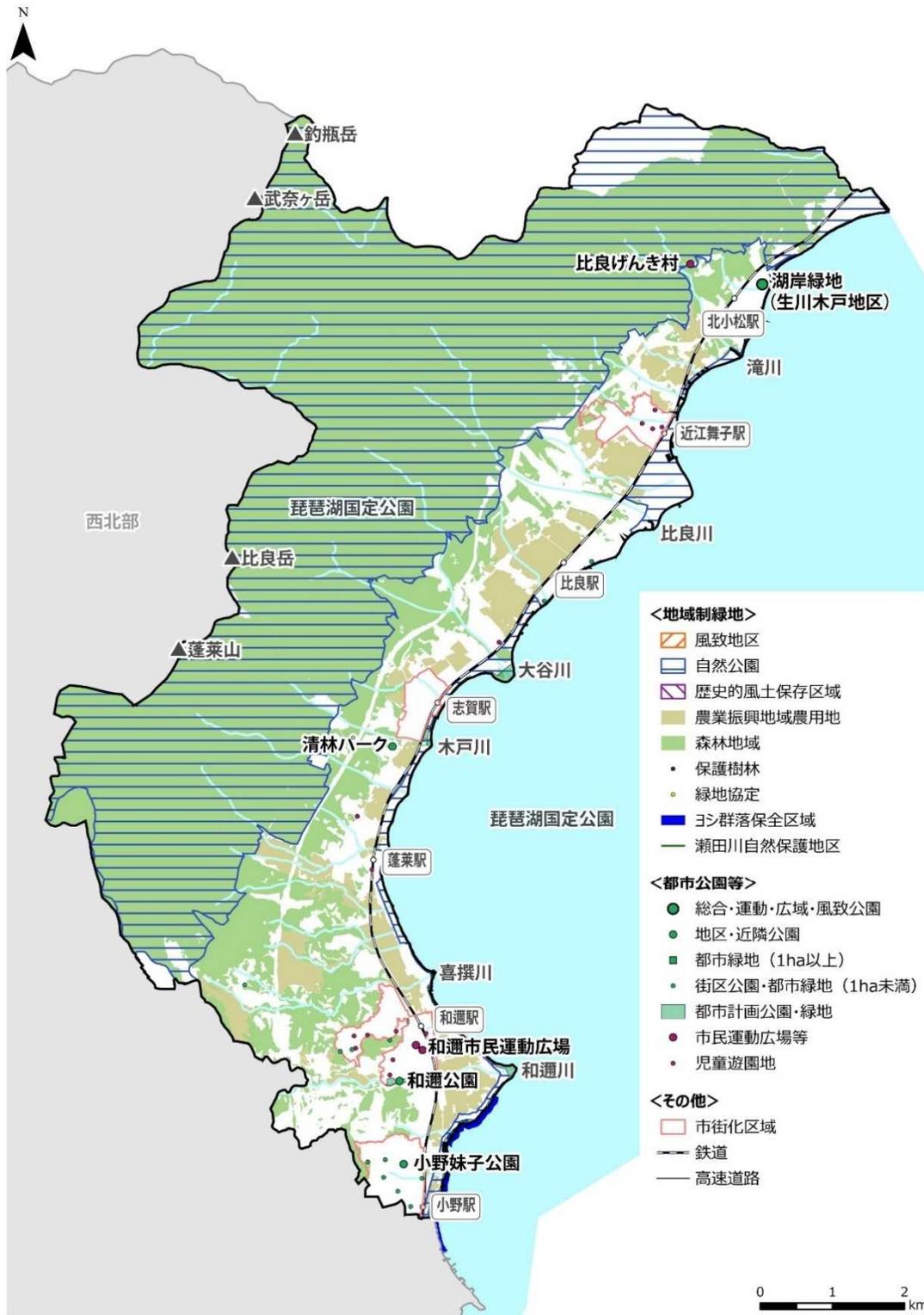
2. 北部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>7,202.4ha</td> <td>265.9ha</td> <td>6,936.5ha</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>100%</td> <td>3.7%</td> <td>96.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：GIS データで各地域における面積を算出後、市域全体での統計値に合うように按分して算出 注：各地域の全体面積は、各地域の市街化区域等面積の合計で算出</p>	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	面積	7,202.4ha	265.9ha	6,936.5ha	構成比	100%	3.7%	96.3%						
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域															
面積	7,202.4ha	265.9ha	6,936.5ha																
構成比	100%	3.7%	96.3%																
	<h4>地域の人口の推移</h4> <p>(人)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">人口</th> <th>将来人口</th> </tr> <tr> <th>平成 18 年 (2006 年)</th> <th>平成 23 年 (2011 年)</th> <th>平成 28 年 (2016 年)</th> <th>令和 6 年 (2024 年)</th> <th>令和 13 年 (2031 年)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,201 人</td> <td>23,241 人</td> <td>22,572 人</td> <td>20,981 人</td> <td>20,000 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>● : 実測値 ○ : 将来推計人口</p>	人口					将来人口	平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)		23,201 人	23,241 人	22,572 人	20,981 人	20,000 人	
人口					将来人口														
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)															
23,201 人	23,241 人	22,572 人	20,981 人	20,000 人															
<p>大津市都市計画マスタープラン 2017-31</p> <p>■地域の将来像 『比良山や湖畔の自然の美しさを追求するまち 北部地域』 〔地域づくりの方針〕</p> <p>◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 拠点機能の充実と合わせて、各学区と拠点を連携する交通ネットワークを再構築するなど鉄道駅周辺における生活拠点の充実に向けたまちづくりをめざします。</p> <p>◎自然を生かした地域環境を創造する 交流豊かでにぎわいのある地域環境の創造に向けて、住む人も訪れる人も楽しく過ごせる地域資源を生かしたまちづくりをめざします。</p> <p>◎自然の中で暮らせる定住環境の維持・充実に協働で取り組む 人口減少が著しい本地域では、住民が主体となって、高齢者、子育て世代も安心して便利に暮らせる定住性の高いまちづくりをめざします。</p>																			
<h4>地域の特色</h4> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域面積に占める市街化区域の面積は 3.7%で、市内で最も低くなっています。 ・ 平成 23 年をピークに人口が減少し、令和 13(2031)年にはピーク時より約 3,000 人の減少が見込まれます。 																			

<北部地域の緑の現況図>



<北部地域の緑の現況>

- ・ 比良山系などの山並みを中心に陸地の約6割が自然公園特別地域[※]に指定されています。
- ・ 琵琶湖岸は和邇川より南側はヨシ群落保全区域に指定されています。
- ・ 琵琶湖岸と山並みの間の平地には、田畑が広がります。
- ・ 近江舞子駅や志賀駅周辺の市街化区域の周縁部を中心に田畑として利用されています。

＜緑の機能からみた北部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近江八景※「比良の暮雪」、琵琶湖八景※「涼風 雄松崎の白汀」。 ・ 林野庁白砂青松 100 選「雄松崎」。 ・ 白砂青松の砂浜と小野駅周辺のヨシ群落など自然湖岸が連続。 ・ 小野妹子公園は小野妹子の墓とされる唐臼山古墳を保全。 ・ 清林パークは相撲確立第一人者志賀清林の墓や石碑がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部地域は比良山系の山裾部を中心に土砂災害の危険性が高い。琵琶湖岸の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 ・ 指定緊急避難場所に指定された公共施設緑地：和邇市民運動広場
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖畔の湖水浴場やびわ湖パレイなどの野外レクリエーション施設が多い。登山や湖水浴などアウトドア活動が盛ん。 ・ 清林パークでは高低差を利用したアスレチックがある。 ・ 和邇公園は和邇川での川遊びができる。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の重要拠点に比良・朽木区域が指定されている。 ・ 湖畔の一部が滋賀県ヨシ群落保全区域に指定されている。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園 10 施設で 7 団体が公園愛護会活動を実施。 ・ 近江舞子の内湖を愛する会がヨシ刈りを毎年実施。

＜施設緑地の整備状況（北部地域）＞

施設緑地の面積

(ha)

区分	市街化 区域内	市街化調 整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	6.6	9.5	16.1	小野妹子公園 2.7、和邇公園 2.3、清林パーク 3.1
都市緑地	0	0	0	
公共施設 緑地	2.1	3.4	5.5	比良げんき村 3.2、和邇市民運動広場 1.7、児童遊園地 0.4、史跡・文化財 0.1
合計	8.7	12.9	21.6	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		北部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	7.7	10.1
	公共施設緑地	2.6	1.6
	合計	10.3	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		3.3	4.4

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	3	3.8	2.3	61.4	木戸公園 1.0(1.0)ha、和邇公園 0.3(2.6)ha
都市計画 緑地	1	47.1	5.5	11.7	琵琶湖湖岸(志賀)緑地 41.6(47.1)ha
合計	4	50.9	7.9	15.4	

<緑に対する市民の認識（市民アンケートより）（北部地域）>

区分	結果(特徴)
住まい周辺 の緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は67%で全体と比べ4%高い。 10年前と比べた緑の量は「変わらない」53%は全体と比べ14%高い。 大津市にふさわしい緑は、高い順に「琵琶湖と周辺の山々」89%、「公園・緑地・広場」66%、「田園風景」48%。全体と比べて「琵琶湖と周辺の山々」は13%高く、「田園風景」は27%高い一方で、「公園・緑地・広場」は9%低い。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園上位は「和邇公園」、「清林パーク」、「小野妹子公園」、「県営湖岸緑地（和邇・真野地区）」。 利用目的は、高い順に「散歩休憩」67%、「健康づくり」29%、「花や樹木、鳥など身近な動植物と親しむ」25%。 今後充実すべきことは、高い順に「休憩スペースの充実」34%、「維持管理・活用など質の充実」33%、「環境保全・調整機能の充実」31%で、「環境保全・調整機能の充実」は全体より7%高い。 公園以外で今後充実すべき緑は、高い順に「河川緑地・琵琶湖」56%、「里山・山林の緑の充実」25%で、「里山・山林の緑の充実」は全体と比べ7%高い。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は89%で地域の中で最も高く、全体と比べ15%高い。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に、「ゴミ拾いなどの清掃活動」58%、「森林の維持管理」30%、「花の栽培、花壇の整備」27%。「ゴミ拾いなどの清掃活動」は全体より9%高く、「森林の維持管理」は地域の中で最も高く、全体より16%高い。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」70%で、地域の中で最も高く、全体と比べ17%高い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 北部地域は、白砂青松の砂浜や琵琶湖岸、比良山の山並みなど地域の大半が自然公園特別地域に指定されているため、豊かな自然の保全が求められます。
- ・ 河川緑地の都市計画決定はありませんが、比良川や和邇川などの一級河川を中心に比良山系と琵琶湖を結ぶ貴重な水と緑の回廊として、河畔林などの環境保全が求められます。
- ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想重要拠点区域として比良・朽木区域が指定されており、生態系保全の面からの配慮が必要です。
- ・ 山際の斜面地一帯が土砂災害などの危険性が高い地域とされているものの、有効な土砂災害などの対策がなく、防災面からの維持管理が必要です。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 今後の人口減少や高齢化が予想される地域であり、人口動向を考慮しながら未整備の都市計画公園の見直しなどを進める必要があります。
- ・ 市民の都市公園への要望では、維持管理・活用など緑の質の充実、公園バリアフリーや利用の少ない児童遊園地の別用途への転用の要望が高く、人口構成に即した公園の整備や再編などが課題です。
- ・ 古墳などの歴史資源を生かした小野妹子公園、地形を生かしたアスレチックなど大型遊具があり地域の偉人に由来する清林パーク、和邇川での川遊びができる和邇公園などの特徴的な機能を持つ公園が、住民に多く利用されています。さらに魅力を高め、地域内外からの利用促進が期待されます。
- ・ 公園愛護会活動が行われる公園が多く、自治会を通じた活動が参加しやすいとする人が多いなど地域コミュニティ活動と連携した緑のまちづくり活動が盛んです。自然豊かな本地域の魅力をさらに高めるためにも、地域住民による管理・運営を推進することが必要です。
- ・ 近江舞子をはじめとした白砂青松の砂浜やヨシ群落などの自然湖岸が広がる北部地域の湖岸一帯は琵琶湖湖岸緑地として都市計画決定されているものの供用が一部にとどまっています。美しい景観や湖水浴などが楽しめる観光地としての魅力を高めるためにも、湖岸の活用を図ることが求められます。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 地域の定住性を高めるためにも、自治会や PTA などの既存の地域組織が主体となった維持管理活動の推進が求められるほか、市民意識における個人での活動志向の増加を踏まえた施策を検討する必要があります。
- ・ 既に良好な緑を形成している保養所跡地や民有地の緑の保全と、今後の新たな住宅開発に伴う緑の創出が課題です。良好な自然環境を保全・形成していく上でも、市民による景観形成などの取り組みが望まれます。
- ・ 近江舞子駅や志賀駅周辺の市街化区域が、農地として利用されています。市民が田園風景を地域の緑として評価していることやコンパクトなまちづくりの必要性から、市街化区域内の農地の保全活用が望まれます。

5章 地域別計画（北部）

- ・ 豊かな自然を生かした地域環境創造に向け、琵琶湖岸や比良山の山並みの緑などにおいて、自然体験の場としての活用が求められます。
- ・ 琵琶湖や周辺の山々の緑に対する意識の高い地域であるほか、緑のまちづくり活動への参加意向も他地域と比べて高いことから、こうした地域の人たちの活動の受け皿づくりが求められます。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、北部地域の将来像を次のように設定します。

北部地域の将来像

比良山系や湖畔の自然を最大限生かした魅力あるみどりの地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、琵琶湖岸や比良山系の緑の山並みをはじめとした緑地の生態系や景観保全を継続します。
- ・ 協働による河川の管理活動を推進し、比良川や和邇川などの河川環境の維持・保全に努めるとともに、河川的环境や防災に対する市民理解を深めます。
- ・ 比良山の山裾部一帯における緑の維持管理や防災対策について、協働を進めます。



近江舞子の湖水浴場と比良山系の山並み

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 都市計画決定後、長期未着手になっている都市公園の整備計画の見直しの検討を進めます。
- ・ 既存の都市公園や児童遊園地の配置や利活用の検討などの適正化を図るため、都市公園の整備・管理方針、児童遊園地適正ガイドラインを作成し、推進します。
- ・ 清林パーク、和邇公園、小野妹子公園など地域を代表する公園の適切な維持管理により利用促進に努めます。
- ・ 地域組織などとの協働により、地域に身近な都市公園や琵琶湖岸などの維持管理を充実し、質の向上に努めます。
- ・ 施設管理者と連携し、琵琶湖湖岸緑地において、更なる利用促進に努めます。白砂青松の砂浜が広がる近江舞子地区を、さらに魅力的な自然観光地にしていくための環境整備について検討・実施します。

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ おおつ花を活かしたまちづくり事業の推進や公園愛護会などの活動をはじめ、地域のコミュニティを深め人々の健康や安全安心な暮らしに寄与する、多様な緑のまちづくり活動を支援していきます。
- ・ 既に緑あふれた住宅地を形成している地区や今後の住宅開発地を中心に、緑地協定地区の締結を促進します。また、市民の自主的な景観形成などの取り組みを支援します。
- ・ 市街化調整区域に隣接する市街化区域内農地については、市街化調整区域への編入による保全を検討し、住民や市民団体などの協働により、市民農園などの参加による保全活用を図ります。
- ・ 豊かな自然環境を活用し、住民や市民団体、事業者、大学などと協働し、自然体験型学習などの緑の地域活動への参加貢献を推進します。
- ・ 既存の地域組織による緑の維持管理活動への支援のほか、緑のまちづくりへ市民が幅広く参加できる制度の構築を検討します。

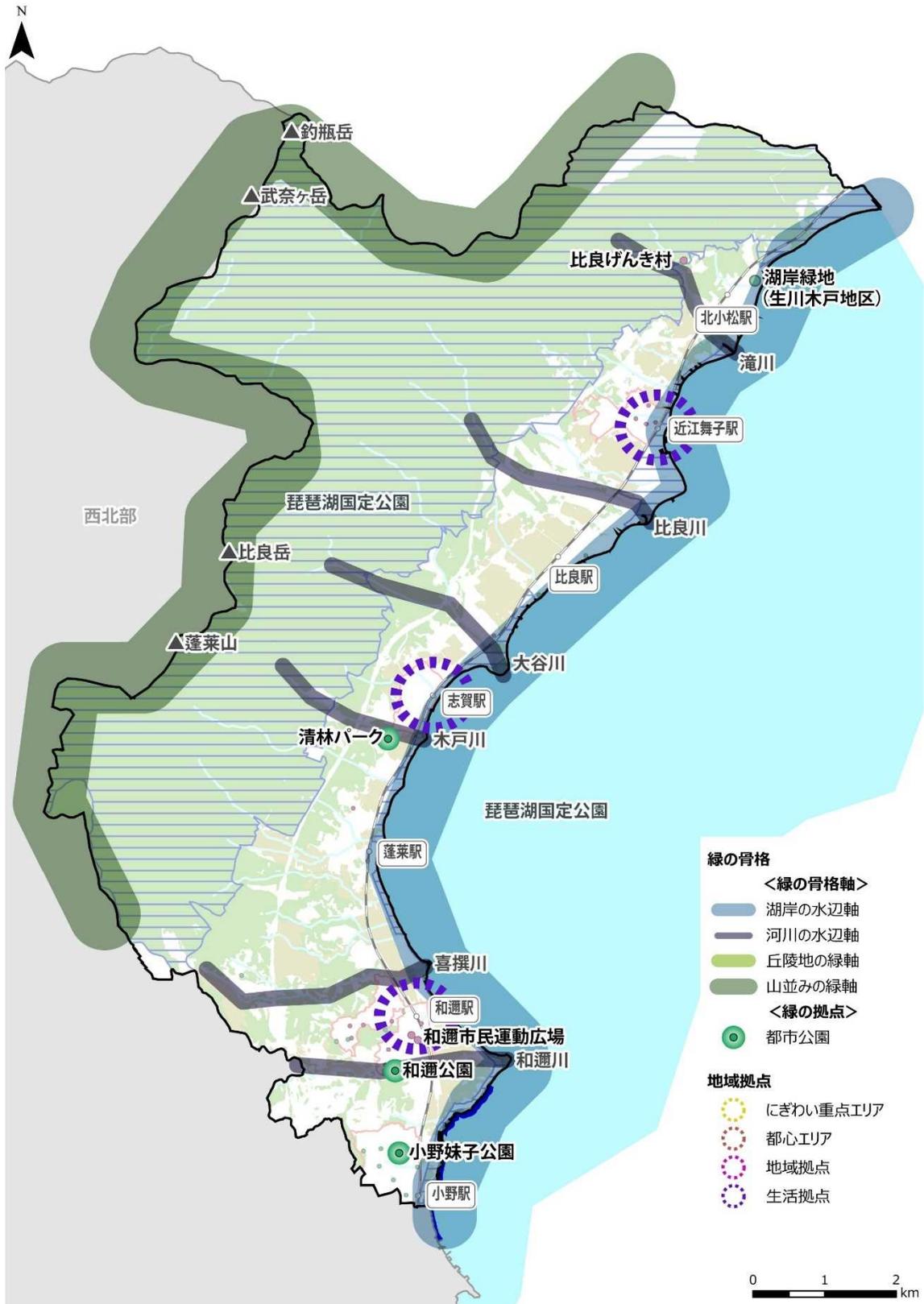


小野学区の住宅地



北部地域の水田地帯

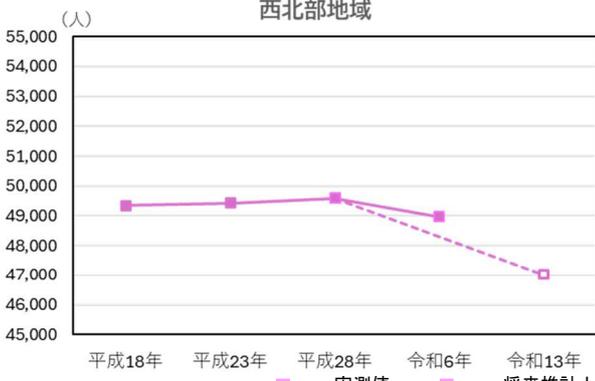
<北部地域の方針図>



3. 西北部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> <th>都市計画区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>9,617.9ha</td> <td>1,091.8ha</td> <td>3,975.1ha</td> <td>4,551.0ha</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>100%</td> <td>11.4%</td> <td>41.3%</td> <td>47.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外	面積	9,617.9ha	1,091.8ha	3,975.1ha	4,551.0ha	構成比	100%	11.4%	41.3%	47.3%
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外											
	面積	9,617.9ha	1,091.8ha	3,975.1ha	4,551.0ha											
構成比	100%	11.4%	41.3%	47.3%												
<p>地域の人口の推移</p> <p>西北部地域</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">人口</th> <th>将来人口</th> </tr> <tr> <th>平成 18 年 (2006 年)</th> <th>平成 23 年 (2011 年)</th> <th>平成 28 年 (2016 年)</th> <th>令和 6 年 (2024 年)</th> <th>令和 13 年 (2031 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49,342 人</td> <td>49,430 人</td> <td>49,588 人</td> <td>48,964 人</td> <td>47,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	人口				将来人口	平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)	49,342 人	49,430 人	49,588 人	48,964 人	47,000 人	
人口				将来人口												
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)												
49,342 人	49,430 人	49,588 人	48,964 人	47,000 人												
<p>大津市都市計画マスタープラン 2017-31</p>																
<p>■地域の将来像 『比良と比叡が連なる山並みと琵琶湖の原風景を守り育てるまち 西北部地域』</p> <p>[地域づくりの方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 各学区と拠点を結ぶ交通ネットワークを再構築し、堅田駅周辺における地域拠点の充実に向けたまちづくりをめざします。 ◎豊かな歴史・文化遺産と美しい景観を地域活性化に生かす 豊かな歴史・文化遺産と美しい景観を生かし、地域活性化につなげるまちづくりをめざします。 ◎安心・便利に暮らせる定住環境の維持・充実に協働で取り組む 人口減少が著しい一部の地域においては、住民が主体となって定住環境の維持に取り組めます。 																
<p>地域の特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の面積は最も広く、地域面積の4割を占める葛川学区が都市計画区域外です。 ・ 人口は、近年（平成18～28年）微増していますが、平成28年以降減少に転じ令和13年には約2,500人の減少が見込まれています。 																

＜西北部地域の緑の現況図＞



＜西北部地域の緑の現況＞

- ・ 森林の大半は、自然公園地域や風致地区、保安林などに指定されています。市街化区域として指定されている森林もあり、市街化が進んでいます。市街化区域の山林面積も大きいものの、多くは開発が未着手の丘陵地の山林です。
- ・ 湖岸にヨシ帯が広がり、ヨシ群落保全区域に指定されています。また湖岸部が風致地区に指定されています。
- ・ 丘陵地の斜面地や琵琶湖岸の低地などに農地が広がります。

＜緑の機能からみた西北部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近江八景「堅田の落雁」。 ・ 堅田地区住民と市の協働で地区別景観形成実施計画を策定。景観協定※区域に「落雁の道地区景観区域」と「出島灯台のまち景観区域」。 ・ 春日山公園は春日山古墳群に隣接し園内にも多くの古墳がある。 ・ 曼陀羅山は地域の緑として親しまれている。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安曇川流域の山林の斜面で土砂災害の危険性が高い。 ・ 伊香立地区の丘陵地傾斜面や川沿いなどが土砂災害の危険性が高い。 ・ 琵琶湖の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 ・ 指定緊急避難場所に指定された都市公園 伊香立公園、まんだら公園、仰木西公園、仰木東公園、 花園児童公園、陽明公園、清和公園、みどり公園、向陽公園
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊香立公園は、複数の運動施設があり、大津市北部のスポーツの拠点として活用されている。 ・ 春日山公園は、里山フィールド・ビオトープ※池、複数のアスレチック遊具、多目的広場など機能が充実している。 ・ まんだら公園や御呂戸川緑地など住宅団地内に自然地形を活用した都市公園も多い。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の重要拠点区域の堅田丘陵があるが、市街化区域の部分も多く、開発圧力の高まりが予想される。 ・ 環境省生物多様性保全上重要な里地里山に仰木地区。馬の蹄の形の棚田など美しい棚田の風景が残り、里地里山に特徴的な種が確認され、地域の市民団体が保全活動をしている。 ・ 湖畔部が滋賀県ヨシ群落保全区域に指定されている。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園 18 施設で 21 団体が公園愛護会活動を実施。

＜施設緑地の整備状況（西北部）＞

施設緑地の面積

単位:ha

区分	市街化区 域内	市街化調 整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	36.3	23.6	59.9	伊香立公園 9.9、仰木西公園 5.1
都市緑地	9.5	0.0	9.5	御呂戸川緑地 7.2
公共施設緑 地	2.6	2.2	4.8	児童遊園地 2.1、史跡・文化財 1.0
合計	48.4	25.8	74.3	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		西北部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	14.2	10.1
	公共施設緑地	1.0	1.6
	合計	15.2	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		4.4	4.4

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	14	91.7	48.1	52.4	堅田内湖湖岸公 20.2(23.9)ha <中北部含む>、 堅田内湖公園 8.0(9.0)ha、 真野公園 4.5(4.5)ha
都市計画 緑地	3	21.6	7.9	36.6	真野川緑地 10.1(10.1)ha、天神 川緑地 3.2(3.9)ha
合計	17	113.3	56.0	49.4	

<緑に対する市民の認識(市民アンケートより)(西北部)>

区分	結果(特徴)
住まい 周辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は63%で全体と同程度。 10年前と比べ緑が「増えた」は7%で、地域の中で最も高く、全体より4%高い。一方で「減った」は49%で全体より6%高い。 大津市にふさわしい緑は、高い順に「琵琶湖と周辺の山々」78%、「公園・緑地・広場」69%。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園上位は、「県営春日山公園」、「仰木西公園」、「仰木東公園」、「県営湖岸緑地(堅田・雄琴地区)」。 利用目的は、高い順に「散歩休憩」62%、「子どもの付添い」19%、「身近な動植物と親しむ」18%。「利用しない」も19%と2番目に多く、全体より3%高い。 今後充実すべきことは、高い順に「美しい景観形成」37%、「休憩スペースの充実」「防災機能の充実」28%。 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」50%、「里山・山林の緑の充実」25%。「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」は地域の中で最も低く、全体より6%低い。「里山・山林の緑の充実」は全体と比べ7%高い。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は75%で全体と同程度。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に、「ゴミ拾いなどの清掃活動」50%、「花の栽培、花壇の整備」20%、「子どもへの支援」18%。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」52%、「イベントへの個人的参加」31%。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 琵琶湖岸や葛川学区全域が、自然公園区域※に指定されています。また奥比叡山風致地区、大津湖岸風致地区などの地域制緑地が指定されており、適切な維持管理が求められます。
- ・ 堅田丘陵は市街化区域に指定され宅地利用が進んでいますが、未開発の地域に広がる里地里山は、生物多様性保全の上で貴重であり、環境保全が求められます。
- ・ 葛川や伊香立などの旧集落で土砂災害の危険があり、森林の適切な維持管理や市民に対しての啓発が望まれます。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 人口減少社会に対応した、既存の都市公園や児童遊園地の再配置の検討が必要です。
- ・ 公園緑地の利用目的では「散歩休憩」「身近な動植物に親しむ」が多く、まんだら公園や御呂戸川緑地など住宅団地内の自然地形を生かした身近な都市公園が多く利用されています。
- ・ 湖岸や内湖、河川などを活用した公園緑地で、都市計画決定されたものの未整備の施設があります。これらについては、御呂戸川緑地など既に整備されている公園緑地とともに、生態環境の保全と利用の両面から、緑のネットワークの形成を図ることが望まれます。
- ・ 指定緊急避難場所として市内で最も多くの都市公園が指定されています。市民の防災意識の高さからも、各施設における防災公園としての機能と、地域住民による自主防災活動での施設活用の推進が望まれます。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 市民の緑のまちづくり活動への関心が高く、特にゴミ拾いや草刈りなどの身近な公園美化活動へ関心が多く寄せられました。市民意欲を効果的に緑のまちづくりの実践へつなげていくことが必要です。
- ・ 緑地協定の協定期間が今後満了を迎える地区が生じており、協定の継続に向けた対策が必要であり、今後の住宅地の緑の保全が課題です。
- ・ 都市公園以外でも、堅田地区の「景観協定区域」の指定や湖岸のヨシ保全活動、里地里山の保全活動など多様な緑のまちづくり活動が実践されています。地域活動の継承が必要です。
- ・ 森林風景の緑の充実に対し市民の評価が高いことや緑のまちづくり活動を継承していく上でも、子どもたちへの環境学習の場としての森林の活用が必要です。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、西北部地域の将来像を次のように設定します。

西北部地域の将来像
比良山系と水辺の原風景を継承する地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、琵琶湖岸や比良山系、奥比叡山などの緑の山並みをはじめとした地域内の緑地の生態系や景観保全を継続します。
- ・ 大津の里山景観を代表する堅田丘陵の緑については、生物多様性の維持保全に努めるとともに、農地や山林の管理者不在に伴う荒廃を防ぐための取り組みを推進します。
- ・ 山地災害により甚大な影響が発生する恐れのある斜面林については、農林部局などと連携を図りながら森林の適切な維持・管理による防災力の向上につなげます。

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 既存の都市公園や児童遊園地については、都市公園の整備・管理方針、児童遊園地適正ガイドラインを作成し、地域の意向を踏まえながら、配置、利活用の検討を進めます。
- ・ 自然とのふれあいや地域の個性の創出につながるよう、地域住民による公園緑地の維持管理を進める仕組みをつくります。
- ・ 堅田内湖公園、天神川緑地、御呂戸川緑地など河川や湖岸などの地域の自然を生かし、市民や来訪者が優れた自然に親しむことのできる都市公園の維持管理に努めるほか、生き物の生育・生息環境の保全・回復の観点から、広域的な緑のネットワークの形成を目指します。
- ・ 指定緊急避難場所に指定された都市公園を中心に、防災機能を果たすため、地域住民による自主防災活動での施設活用を進めます。



御呂戸川緑地

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ 公園愛護会やグリーンレンジャーの活動などへの参加を広め、地域のコミュニティを深める緑のまちづくり活動を推進します。現在、伊香立公園や堅田内湖公園で取り組まれているおおつ花を活かしたまちづくり事業を推進し、地域拠点となる堅田駅周辺などを中心に活動の場を広げます。
- ・ 緑地協定への理解を深め、締結期間が終了した区域での緑の維持・保全活動を推進します。
- ・ 市街化区域内の農地は、市街化調整区域に隣接する農地の市街化調整区域への編入やオープンスペースとしての市民利用について検討を進めるなど協働により農地を生かした緑の居住環境の充実に努めます。
- ・ 堅田地区におけるまちづくり活動をはじめ、里地里山やヨシの保全活動、河川愛護団体による活動など西北部地域の歴史や自然に根ざした独自の緑の保全活動を支援します。

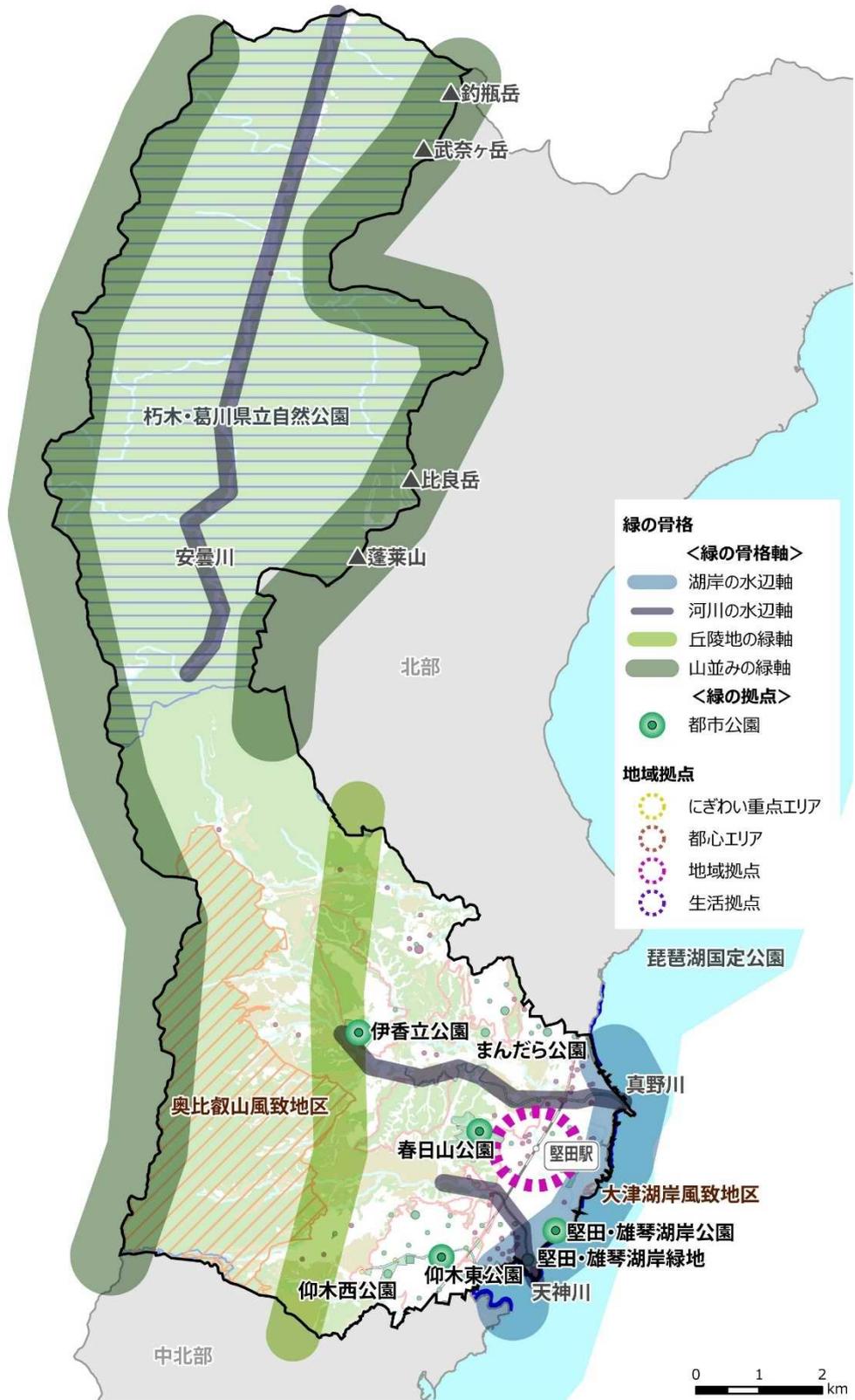


堅田内湖公園



安曇川上流

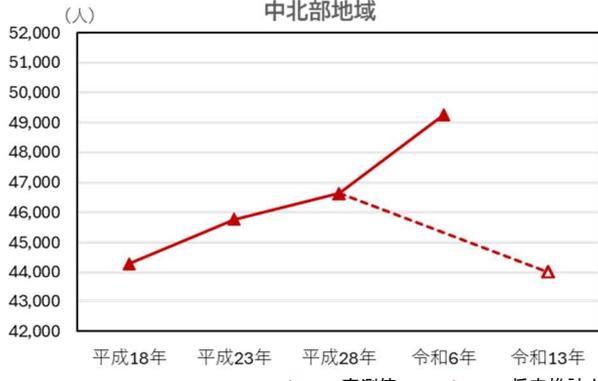
＜西北部地域の方針図＞



4. 中北部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積				
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	
	面積	2,854.2ha	959.1ha	1,895.1ha	
	構成比	100%	33.6%	66.4%	
地域の人口の推移					
<p>中北部地域</p>  <p>▲ : 実測値 ▲ : 将来推計人口</p>					
人口					将来人口
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)	
44,293 人	45,769 人	46,637 人	49,258 人	44,000 人	

大津市都市計画マスタープラン 2017-31

■地域の将来像 『比叡山と世界遺産の織りなす歴史的まち並みを
創造するまち 中北部地域』

〔地域づくりの方針〕

◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり

おごと温泉駅、比叡山坂本駅、唐崎駅周辺の拠点機能の充実や各学区を結ぶ交通ネットワークを再構築するとともに、都市基盤施設の整備を推進するなど鉄道駅周辺における生活拠点の充実に向けたまちづくりをめざします。

◎自然や多彩な歴史・文化遺産を交流豊かな観光につなげる

歴史・文化遺産を生かしたやすらぎのある地域環境を創造し、定住と観光につなげるまちづくりをめざします。

◎文化性豊かで個性のある定住環境の維持・充実に協働で取り組む

人口減少が著しい一部地域においては、住民が主体となって定住環境の維持・充実に取り組むなど文化性豊かで個性のあるまちづくりをめざします。

地域の特徴

- ・ 地域面積の約 3 割が市街化区域に指定されています。
- ・ 人口は、平成 28 年以降は減少に転じ、令和 13 年には約 2,600 人の減少が予想されていましたが、直近の統計では約 2,600 人増加しています。

＜緑の機能からみた中北部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> 重要伝統的建造物群保存地区※に坂本地区が指定。世界文化遺産に比叡山延暦寺が登録。歴史的風土特別保存地区に5地区が指定。 近江八景に「唐崎の夜雨」が選定。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いや山裾一帯が土砂災害の危険性が高い。 琵琶湖の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 指定緊急避難場所に指定された都市公園 雄琴湖岸緑地、新唐崎公園、日吉台第9公園
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> 関西有数の温泉地、おごと温泉がある。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 比叡山延暦寺一帯が「比叡山鳥類繁殖地」として天然記念物に指定。 木の岡町地区の湖岸部が市街地の中に残された貴重な生物の生息場所、木の岡ビオトープとされ、おにぐるみの学校などの自然保護活動を滋賀県が実施中。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園20施設で21団体が公園愛護会活動を実施。 緑地協定締結件数は6件。

＜施設緑地の整備状況（中北部）＞

施設緑地の面積

単位:ha

区分	市街化 区域内	市街化 調整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	8.0	1.0	9.0	のぞみ公園 1.8、出口公園 0.8、比叡辻臨水公園 0.5
都市緑地	1.8	0.2	2.0	雄琴湖岸緑地 0.5、高橋川緑地 0.5
公共施設 緑地	8.5	0.2	8.7	坂本市民運動広場 1.7、児童遊園地 3.1、 史跡・文化財 1.4
合計	18.2	1.4	19.7	



施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		中北部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	2.2	10.1
	公共施設緑地	1.8	1.6
	合計	4.0	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		1.9	4.4

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

単位: ha

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	8	33.1	5.6	16.8	雄琴公園 7.4(7.4)ha、堅田雄琴湖岸 公園 20.2(23.9)ha<西北部含む>
都市計画 緑地	8	39.5	4.6	11.7	北大津湖岸緑地 23.9(26.7)ha、雄琴 川緑地 1.7(1.9)ha、高橋川緑地 1.5(2.0)ha、大宮川緑地 3.5(3.9)ha、 四ツ谷川緑地 1.3(1.3)ha、際川緑地 2.8(2.8)ha<中部含む>
合計	16	72.6	10.2	14.0	

<緑に対する市民の認識(市民アンケートより)(中北部)>

区分	結果(特徴)
住まい周辺 の緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は53%で、地域の中で最も低く、全体と比べ10%低い。 10年前と比べた緑の量は「減った」が59%で、地域の中で最も高く、全体と比べ16%高い。 大津市にふさわしい緑は、高い順に「琵琶湖と周辺の山々」及び「公園・緑地・広場」が74%。「神社仏閣」55%は3番目に高く、全体と比べ8%高い。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園・緑地の上位は「県営湖岸緑地(唐崎苑)」、「皇子が丘公園【中部】」、「県営湖岸緑地(坂本城址公園)」、「近江神宮外苑公園【中部】」。 利用目的は、高い順に「散歩休憩」52%、「子どもの付添い」31%で、「散歩休憩」は全体より11%低く、「子どもの付き添いは全体より7%高い。「利用しない」は22%で地域の中で最も高い。 今後充実すべきことは、高い順に「休憩スペースの充実」34%、「美しい景観形成」31%。また「健康遊具など健康増進機能」が17%で地域の中で最も高く、全体と比べ7%高い。 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」59%、「里山・山林の緑の充実」13%、「学校や公共施設での緑の充実」12%。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は72%で、全体と同程度。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に「ゴミ拾いなどの清掃活動」43%、「子どもの支援」20%。「ゴミ拾いなどの清掃活動」は全体と比べ6%低く、「子どもの支援」は全体と比べ4%高い。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」46%で全体と比べ7%低い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 本地域の山並みの緑の大半が比叡山風致地区や自然公園特別地域に指定されています。比叡山延暦寺域一帯は比叡山鳥類繁殖地として天然記念物に、湖岸一帯は大津湖岸風致地区やヨシ群落保全区域に指定されるなど生物多様性保全の上でも貴重であり、地域制緑地の堅持と生態面に配慮した維持管理が必要です。
- ・ 比叡山一帯の山並みの緑へは、麓からドライブウェイでアクセスできるなど利用環境が整っています。地域の歴史に由来する緑を評価する市民は多く、緑の山並みの環境保全や観光利用の促進が求められます。
- ・ 生物多様性保全の上でも重要な山並みの緑と湖岸一帯を結ぶ河川は、生物のすみかや生態的回廊として生態系に配慮した水辺の保全が求められます。
- ・ 防災面では川沿いや山際の斜面に広がる田畑や住宅地の一部で土砂災害などが懸念される地域があり、斜面緑地などの保全が望まれます。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 都市公園・緑地などの施設緑地が他地域と比べて少ないほか、地域外の公園を利用する市民が多いため、今後の人口動向も踏まえつつ、本地域内の都市公園のあり方について検討が必要です。
- ・ 歴史的風土特別保存地区や重要伝統的建造物群保存地区に指定された本地域は、史跡に伴う緑地が多く、文化財保護課が管理する公共の緑地は、市全体の約半数が本地域の市街化区域内に集中しています。歴史性のある緑の活用に対する市民の要望も高いため、これらの緑地の活用や、市民利用の促進が求められます。
- ・ 山裾部や河川沿いなどに土砂災害の危険性が高い地域があり、市民の防災意識も高まっています。災害の発生が懸念される緑地の維持管理を図ると同時に、指定緊急避難場所に指定された公園を中心に防災機能の確保と、自主防災活動の促進を図る必要があります。
- ・ 北大津湖岸緑地や 5 河川の河川緑地、雄琴公園など都市計画公園・緑地の整備が不十分な状況です。湖岸周辺は主に宅地や工場、田畑として利用されているため、湖岸へのアクセス路が一部の河川に限られるなど利用促進上の課題となっています。地域全体に広がる観光資源を結び、人々の回遊性を高める視点からも、緑の活用方針を見直す必要があります。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 10 年前と比べ緑の減少を感じる市民が多く、市街化区域内に農地が多い地域のため、宅地化による農地の減少が影響していることが考えられます。
- ・ 緑地協定が期間満了を迎える地区があり、継続に向けた対策が必要です。また身近な緑の創出や歴史的風土保全につながる協定が求められます。
- ・ ヨシ刈りや木の岡ビオトープでの観察会、坂本の重要伝統的建造物群保存地区の指定や住宅団地の緑地協定の締結など協働による取り組みを維持し発展するためにも、市民協力の拡大と多様化を促していくことが求められます。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、中北部地域の将来像を次のように設定します。

中北部地域の将来像
歴史・文化を生かした緑のやすらぎの地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、琵琶湖岸や比叡山などの緑の山並みをはじめとした地域内の緑地の生態系や景観保全を継続します。
- ・ 古都保存法[※]に基づく歴史的風土保存区域「比叡山・坂本地区」内の歴史的風土特別保存地区において、歴史的遺産と一体となった緑地の保全活用により、歴史的風土の保全を図ります。
- ・ 河川愛護団体など地域住民による河川緑化・清掃活動の支援とともに、更なる活動の推進に努めます。河川の緑化や清掃による美しい河川環境づくりに取り組み、人の利用と生態系の保全の両面から、水辺のネットワーク機能の充実を図ります。藤ノ木川の整備など河川の防災対策による整備とあわせ、協働による河川整備を進めます。
- ・ 土砂災害により甚大な影響が発生する恐れのある斜面林については、農林部局などと連携を図りながら、森林の適切な維持・管理による防災力の向上につなげます。



大宮川

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 既存の都市公園や児童遊園地については、都市公園の整備・管理方針、児童遊園地適正化ガイドラインを作成し、適正な配置、利活用を推進します。
- ・ 歴史的風土特別保存地区や重要伝統的建造物群保存地区、その周辺の歴史的価値の高い公共の緑地について、市民や所有者などとの協働による適切な維持管理により、緑地の保全や歴史性豊かな地域としての緑の形成を図ります。
- ・ 坂本城跡などの歴史的資源の保存や活用も視野にいれた整備を検討します。

- ・ 新唐崎公園、日吉台第9公園などの指定緊急避難場所に指定された都市公園を中心に、地域住民による自主防災活動での施設活用を進めます。
- ・ 比叡の山並み、里山、おごと温泉など自然や観光資源を魅力化する緑の保全創出と、地域の回遊性を高めるため、湖畔や河川緑地などによる緑のネットワーク化を図ります。

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ 市街化区域内農地については、維持・活用に向けた啓発活動に努めます。
- ・ 緑のまちづくり活動の市民への浸透や参加を支援し、協働による緑のまちづくり活動の推進に努めます。
- ・ 緑地協定への理解を深め、締結期間が終了した区域での緑の維持・保全活動を推進すると同時に、既に開発された地域に対する協定締結を推進します。
- ・ 琵琶湖や河川での緑のまちづくり活動へ、地域の事業者や教育機関などの参加を促します。緑の保全活動が、世代を超えて交流を深めながら地域で継承されるよう支援します。

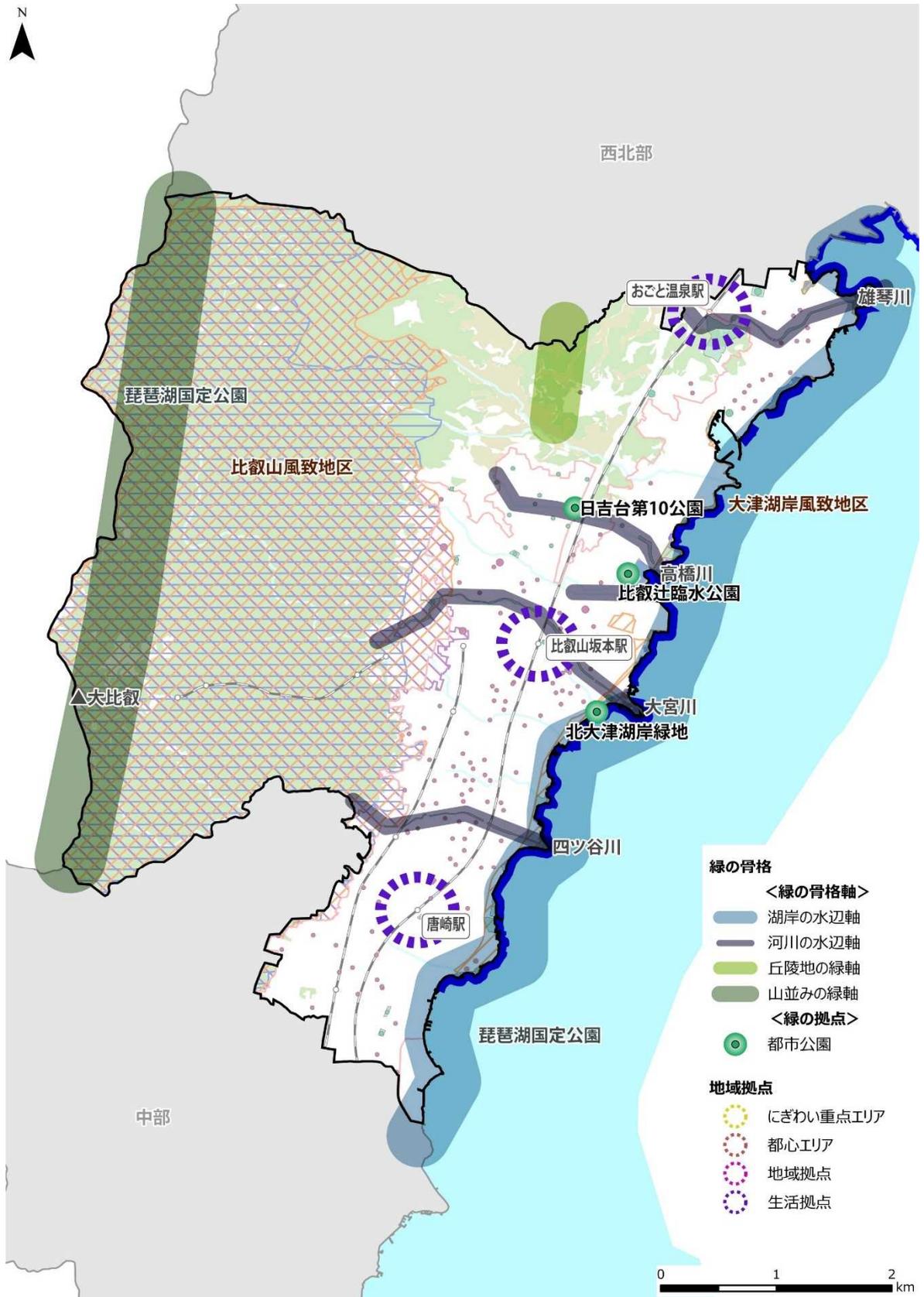


日吉大社への参道



新唐崎公園

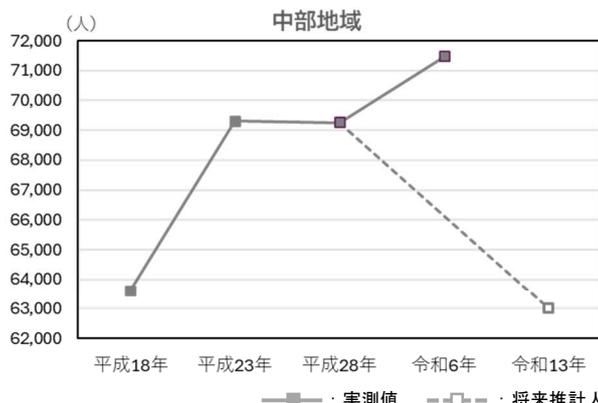
<中北部地域の方針図>



5. 中部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>2,848.9ha</td> <td>945.8ha</td> <td>1,903.1ha</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>100%</td> <td>33.2%</td> <td>66.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	面積	2,848.9ha	945.8ha	1,903.1ha	構成比	100%	33.2%	66.8%					
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域														
	面積	2,848.9ha	945.8ha	1,903.1ha														
構成比	100%	33.2%	66.8%															
<p>地域の人口の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">人口</th> <th colspan="2">将来人口</th> </tr> <tr> <th>平成 18 年 (2006 年)</th> <th>平成 23 年 (2011 年)</th> <th>平成 28 年 (2016 年)</th> <th>令和 6 年 (2024 年)</th> <th>令和 13 年 (2031 年)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63,603 人</td> <td>69,309 人</td> <td>69,258 人</td> <td>71,476 人</td> <td>63,000 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人口				将来人口		平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)		63,603 人	69,309 人	69,258 人	71,476 人	63,000 人	
人口				将来人口														
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)														
63,603 人	69,309 人	69,258 人	71,476 人	63,000 人														
<p>大津市都市計画マスタープラン 2017-31</p>																		
<p>■地域の将来像 『街道となぎさを育む都心の魅力とにぎわいのまち 中部地域』 〔地域づくりの方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 都心エリアでの拠点機能の充実と合わせて、各学区と拠点を結ぶ交通ネットワークを再構築するなど安全・安心で魅力を創造するまちづくりをめざします。 ◎多彩な地域資源に憩い、楽しさが感じられる回遊性の高い交流環境を創る 個性と魅力ある多彩な地域資源に磨きをかけ、それらにふれ合うことにより、憩いと楽しさが感じられる交流豊かなまちづくりをめざします。 ◎住み心地の良い移動に便利な生活環境の維持・充実に協働で取り組む 安全で活力のある市街地整備と公共施設の適切な管理などにより、安全・安心な生活環境と回遊性のある快適な移動環境が確保されたまちづくりをめざします。 																		
<p>地域の特徴</p>																		
<ul style="list-style-type: none"> 令和 13 年の将来人口予測は約 63,000 人で、平成 28 年時と比べ約 6,000 人の人口減少が予測されていましたが、平成 23 年～28 年は横ばい、令和 6 年は約 2,200 人増加しました。 昭和 40 年代に開発された鶴の里など高齢化が著しく進行する地域も有しています。 																		

<中部地域の緑の現況図>



<中部地域の緑の現況>

- ・ 山並みの緑のほとんどが、風致地区や自然公園特別地域に指定されています。
- ・ 滋賀学区内の市街化区域内に、農地としての土地利用がみられます。

＜緑の機能からみた中部地域の現況と特徴＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近江八景に「三井の晩鐘」（三井寺）。 ・ 大津港のシンボルとしてびわこ花噴水。 ・ 大津駅前から琵琶湖へ続く中央大通りのにぎわい空間創出をめざす。 ・ 歴史的風土特別保存地区に3地区が指定。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山際の市街化区域の一部が土砂崩れの危険性が高い。 ・ 琵琶湖の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 ・ 指定緊急避難場所に指定された都市公園 柳が崎湖畔公園、大津湖岸なぎさ公園、皇子山総合運動公園 尾花川公園、皇子が丘公園、近江神宮外苑公園
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津湖岸なぎさ公園や柳が崎湖畔公園は、琵琶湖岸を公園として利用。 ・ 大津湖岸なぎさ公園にはホールや広場、なぎさのテラスなどの施設。 ・ 皇子山総合運動公園、皇子が丘公園、長等公園など歴史の古い公園がある。 ・ 大津市バリアフリー基本構想※では大津湖岸なぎさ公園や皇子が丘公園でバリアフリー化に向けた取組が位置付けられている。 ・ 民間施設が併設された近江神宮外苑公園がある。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三井寺など歴史ある寺社の山林の大半が風致地区に指定されている。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園15施設で16団体が公園愛護会活動を実施。 ・ 河川愛護活動※が行われている。 ・ ガーデン友の会が柳が崎湖畔公園びわ湖大津館の花壇などを管理。 ・ 都市緑化啓発イベントおおつ花フェスタを例年大津湖岸なぎさ公園などで春と秋に開催。 ・ 緑地協定締結件数は1件。

＜施設緑地の面積（中部）＞

単位：ha

区分	市街化 区域内	市街化 調整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	51.4	2.8	54.2	皇子山総合運動公園 15.1、皇子が丘公園 16.1、柳が崎湖畔公園 4.5、長等公園 10.1
都市緑地	0.8	10.8	11.6	大津湖岸なぎさ公園 10.5（中部地域の面積）
公共施設 緑地	11.7	2.7	14.4	比叡平市民運動広場 2.1、大谷乗馬場 1.6、児童遊園地 2.8、史跡・文化財 6.8
合計	63.9	16.3	80.2	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区部		中部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	9.2	10.1
	公共施設緑地	2.0	1.6
	合計	11.2	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		6.8	4.4

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

単位:ha

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	11	73.7	49.0	66.5	奥藤尾公園 11.6(11.6)ha、近江神宮 外苑公園 9.0(15.0)ha
都市計画 緑地	4	36.0	29.6	82.3	柳川緑地 1.9(1.9)ha
合計	15	109.7	78.6	71.7	

<緑に対する市民の認識(市民アンケートより)(中部)>

区分	結果(特徴)
住まい 周辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は64%で全体と同程度。 10年前と比べ緑が「変わらない」が50%で全体より11%高く、「減った」が30%で全体より13%低い。 大津市にふさわしい緑は高い順に「琵琶湖と周辺の山々」75%、「公園・緑地・広場」74%。「神社仏閣」55%は3番目に高く、全体と比べ8%高い。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園・緑地の上位は「大津湖岸なぎさ公園」、「皇子山総合運動公園」、「皇子が丘公園」。 公園・緑地の利用目的は、高い順に「散歩や休憩」69%、「健康づくり」24%。「散歩や休憩」は全体より6%高い。 今後充実すべきことは、高い順に「美しい景観形成」37%、「維持管理・活用など質の充実」33%、「歴史文化」及び「休憩スペースの充実」26%。 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」58%、「里山・山林の緑の充実」18%。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は70%で、地域の中で最も低く、全体と比べ4%低い。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に「ゴミ拾いなどの清掃活動」46%、「花の栽培や花壇の整備」19%。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」44%で、地域の中で最も低く、全体と比べ9%低い。「イベントへの個人的な参加」は36%で地域の中で最も高い。「市民活動グループへの加入」13%も地域の中で最も高い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 琵琶湖岸は、大津湖岸なぎさ公園や柳が崎湖畔公園などの都市公園として、市民や観光客にも人気の公園となっています。一方、公園以外の湖岸部は、主にマンションや競艇場などが面しており、地域に開いた水辺景観や湖岸利活用の連続性は保たれていません。
- ・ 景観形成の充実を公園緑地に望む市民が多く、大津市景観計画の重要眺望点である柳が崎や大津港、大津湖岸なぎさ公園など湖岸一帯からの眺望は、琵琶湖や山並みなどへ大景観を生かし、魅力を高めていく必要があります。
- ・ 地域の北部を流れる柳川と際川が、河川緑地として指定されています。地域の中心部を流れる河川に対し、河川緑地の指定はありませんが、河川愛護団体による河川愛護活動が行われています。引き続き、支援や協働での保全活動の充実が求められます。
- ・ 山裾部に接する市街化区域の一部が、土砂崩れの危険性が高いとされています。市民の安心安全に寄与する緑の維持管理が期待されます。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 本地域の人口は計画策定時には大きく減少することが予測されていましたが、令和6年には、平成28年と比較して約2,200人増加し、市内で2番目になっています。本市で最初に開園された長等公園や皇子山総合運動公園、皇子が丘公園をはじめ、歴史の古い都市公園があることから、既存公園のあり方を検討し、公園施設の再配置や使用開始から長期間が経過し老朽化した公園などの再構築を進める必要があります。
- ・ 皇子山総合運動公園の一部で市役所庁舎の整備が検討されており、公園との一体的な活用が求められています。
- ・ 行楽や観光の拠点機能やカフェや売店などの設置への市民要望も高く、都心エリアとして本地域の魅力を高める都市公園の活用が求められています。
- ・ 市民の健康増進の場となる公園の活用や、スポーツ大会開催やユニバーサルデザインへの対応など多様な利用者に即した公園の活用を図る必要があります。
- ・ 多くの人々が来訪し生活する都心エリアとしての、公園の防災利用が求められます。
- ・ JR大津駅、東海道沿いの歴史的まち並みや琵琶湖疏水の運河など立地や多彩な資源を生かし回遊性を高め、にぎわいづくりに寄与する緑の活用が求められています。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 大津湖岸なぎさ公園や皇子山総合運動公園は、おおつ花フェスタの会場になっていることから、都市緑化の啓発拠点としての利用も必要です。
- ・ 緑のまちづくりに対し関心のある人が他地域と比べ少なくなっています。また、自治会などの地域活動参加への意向が最も低い地域である一方で、個人の活動への意向の高い地域です。協働による緑のまちづくりや未利用地の活用を、市民に広げていく事が必要です。
- ・ 市街化が進んだ市街化区域内に新たに緑を創出する手段として、中高層建築物の緑化や民有地緑化が期待されます。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、中部地域の将来像を次のように設定します。

中部地域の将来像
にぎわいを生むなぎさの魅力に満ちた緑の地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 施設管理者と連携をして、湖岸部の緑地の連続性の推進に取り組みます。
- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、湖岸や緑の山並みの景観・環境保全を継続し、魅力の向上に努めます。
- ・ 地域住民による河川緑化・清掃を支援し、更なる活動の推進に努めます。
- ・ 山並みの緑の適切な維持管理による防災対策に努めます。

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 少子高齢化などの社会変化による市民ニーズに対応するため、既存の都市公園や児童遊園地については、都市公園の整備・管理方針、児童遊園地適正ガイドラインを作成し、適正な配置、利活用を推進します。
- ・ 皇子山総合運動公園の一部で市役所庁舎の整備の検討が進められていることから、一体的な活用についても検討を行います。
- ・ 大津湖岸なぎさ公園における維持管理（園路補修、捨石護岸の補修など）をはじめ、老朽化した施設の改修に努めます。
- ・ 都心エリアにおける都市公園及び緑地のにぎわい創出のため市民や事業者との協働による管理・運営などの利活用を進めます。特に大津湖岸なぎさ公園においては、「にぎわい重点エリア」として更なる利活用に努めます。
- ・ 市民などのレクリエーション活動や健康増進、利用促進に努めるため、皇子が丘公園などのあり方を検討するほか、スポーツの利用やユニバーサルデザインへの対応を促進します。
- ・ 皇子山総合運動公園、皇子が丘公園などの指定緊急避難場所に指定された都市公園を中心に、防災機能の利活用と地域住民による自主防災活動での施設活用を進めます。
- ・ JR 大津駅、京阪びわ湖浜大津駅及び琵琶湖岸、三井寺、琵琶湖疏水周辺などにおいて地域住民や事業者などと連携し、これらの地域資源を生かした個性と魅力に満ちた空間創出とともに、地域住民や事業者などが連携しながら商業振興施策などを活用し、緑による市街地環境の充実やにぎわいの向上に努めます。

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ 緑の啓発イベントへの参加促進により、緑の市民活動団体への市民理解を広め、公園愛護会などと協働した公園の維持管理に努めます。市民の緑のまちづくりの拠点となる未利用地の活用を検討します。
- ・ 市街地内の緑化を推進するために、公共の建築物や事業所などの民間の中高層建築物、住宅地など敷地内の緑化を推進します。



大津湖岸なぎさ公園

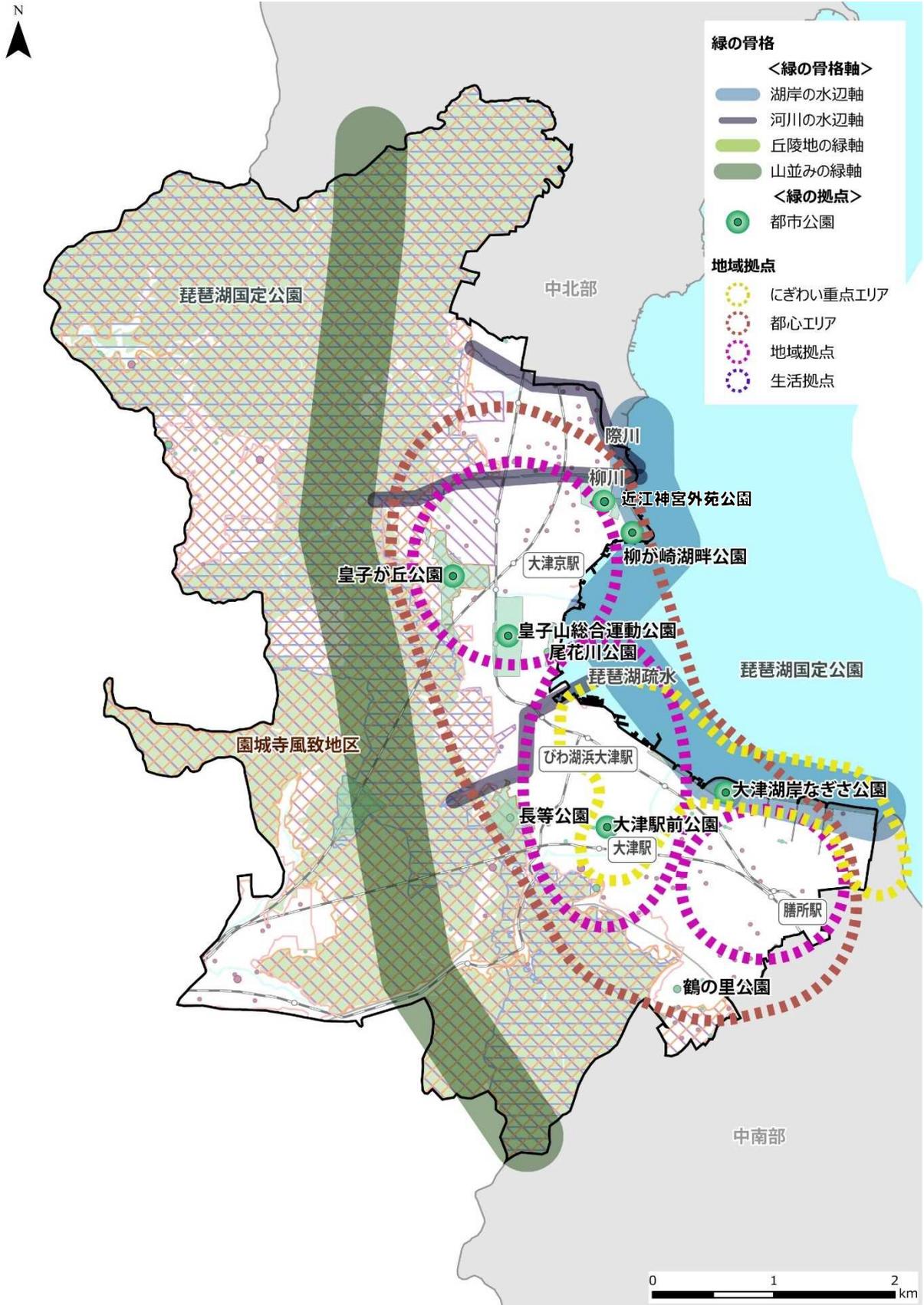


皇子が丘公園



琵琶湖疏水の紅葉

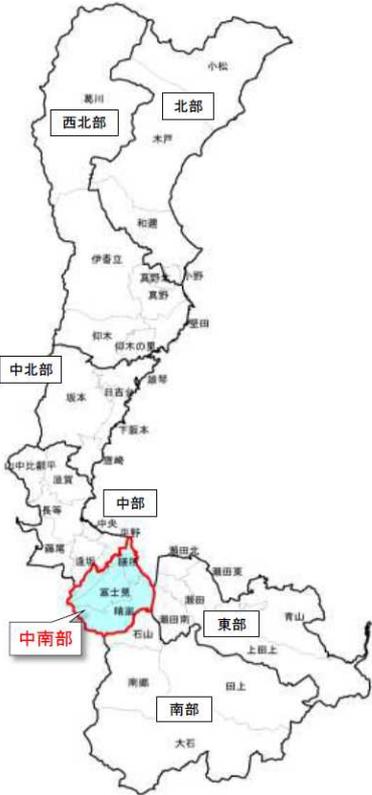
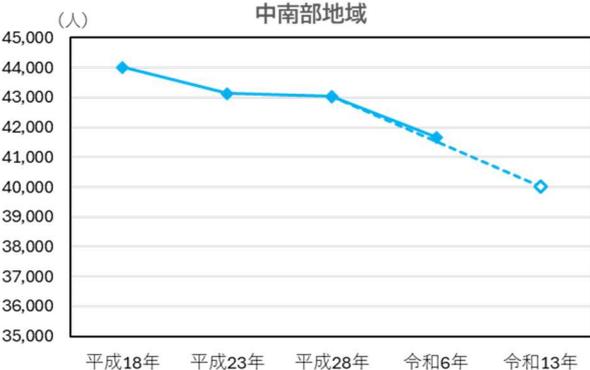
＜中部地域の方針図＞



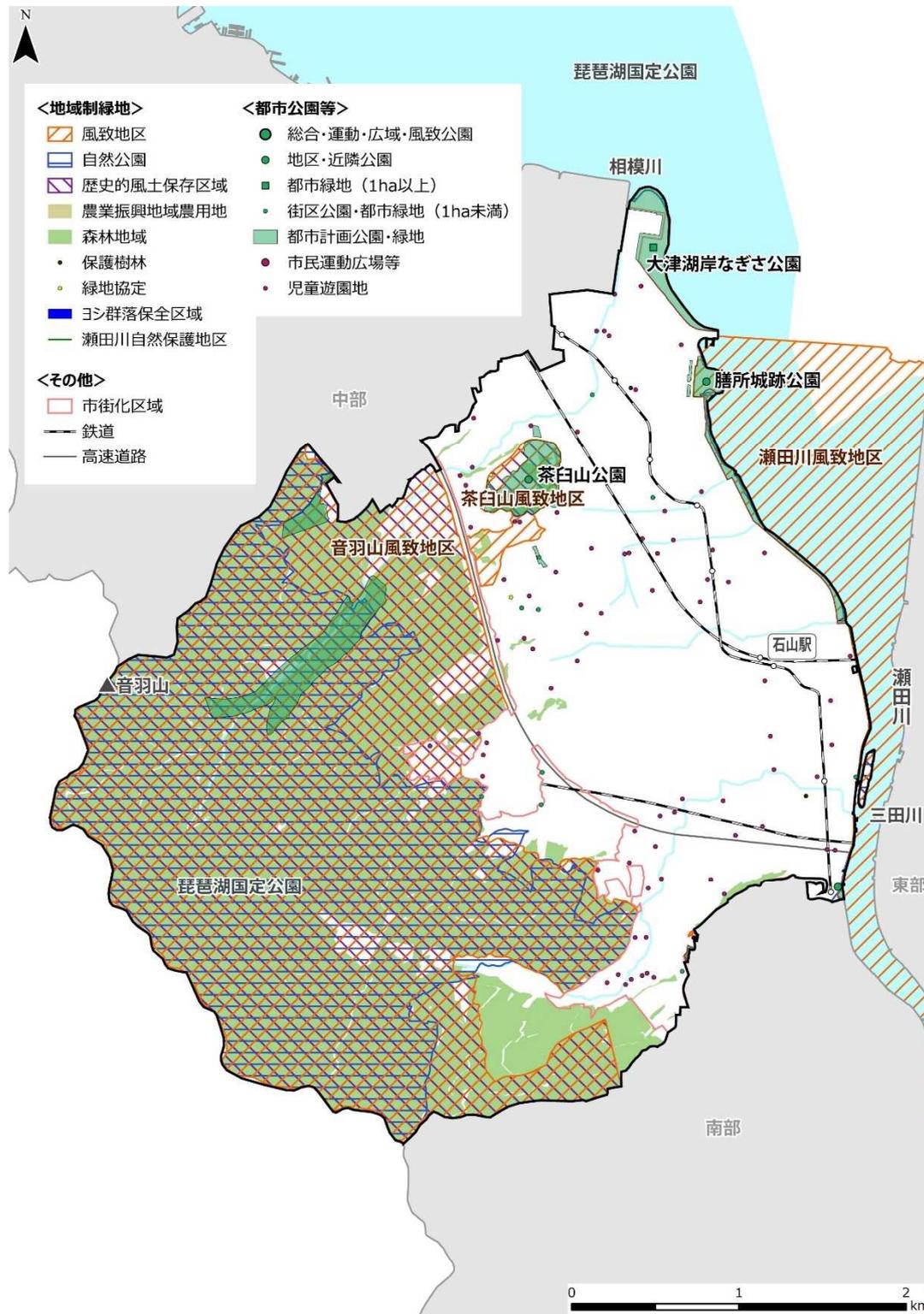
6. 中南部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>1,570.8ha</td> <td>678.1ha</td> <td>892.7ha</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>100%</td> <td>43.2%</td> <td>56.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	面積	1,570.8ha	678.1ha	892.7ha	構成比	100%	43.2%	56.8%					
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域														
	面積	1,570.8ha	678.1ha	892.7ha														
構成比	100%	43.2%	56.8%															
<p>地域の人口の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">人口</th> <th>将来人口</th> </tr> <tr> <th>平成 18 年 (2006 年)</th> <th>平成 23 年 (2011 年)</th> <th>平成 28 年 (2016 年)</th> <th>令和 6 年 (2024 年)</th> <th>令和 13 年 (2031 年)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44,007 人</td> <td>43,128 人</td> <td>43,030 人</td> <td>41,670 人</td> <td>40,000 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人口					将来人口	平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)		44,007 人	43,128 人	43,030 人	41,670 人	40,000 人	
人口					将来人口													
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)														
44,007 人	43,128 人	43,030 人	41,670 人	40,000 人														
<p>大津市都市計画マスタープラン 2017-31</p>																		
<p>■地域の将来像 『膳所城跡と旧東海道のまち並みの歴史が漂うまち 中南部地域』 〔地域づくりの方針〕</p> <p>◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 石山駅周辺では拠点機能の充実と合わせて、各学区と拠点を結ぶ交通ネットワークを再構築するとともに、都市基盤施設の整備を推進します。</p> <p>◎歴史・文化漂うまち並みやうるおいのある水辺の環境をさらに高める 歴史文化漂うまち並みや湖岸・瀬田川のうるおいのある水辺の環境をさらに高めていくため、歴史と湖岸や瀬田川の環境を守り育て、活用するまちづくりをめざします。</p> <p>◎安心・便利に暮らせる定住環境の維持・充実に協働で取り組む 高齢化が著しい地域においては、道路、公園などの生活基盤施設の整備や住民が主体となった定住環境の維持・充実に取り組むなど高齢者、子育て世代も安心・便利に暮らし続けられるまちづくりをめざします。</p>																		
<p>地域の特色</p>																		
<ul style="list-style-type: none"> 令和 13 年の将来人口予測は 40,000 人で、平成 28 年時と比べ約 3,000 人、令和 6 年時と比べ約 1,700 人の人口減少が予測されています。 																		

<中南部地域の緑の現況図>



<中南部地域の緑の現況>

- ・ 森林の大半が国有林^{*}や保安林、自然公園特別地域などに指定されています。
- ・ 音羽山周辺などの山並みの緑のほとんどが風致地区に指定されています。
- ・ 平地には市街地が広がります。

＜緑の機能からみた中南部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> 唐橋から琵琶湖への夕景は「瀬田の夕照」として近江八景の一景。 膳所城跡、東海道の歴史的まち並み、瀬田の唐橋などの歴史文化遺産がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 山裾部の一部市街地が土砂崩れの危険性が高い。 琵琶湖の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 指定緊急避難場所に指定された都市公園 膳所城跡公園、湖城が丘街区公園、茶臼山公園、若葉台公園
利活用 ・憩い	<ul style="list-style-type: none"> 膳所城跡が膳所城跡公園として整備されている。 湖岸は、大津湖岸なぎさ公園や膳所城跡公園など公園として利用されている。 大津湖岸なぎさ公園にはレストランやプールなどの施設がある。 Park - PFI*により市民プラザの再整備が実施された。 音羽山一帯は琵琶湖やまち並みの眺望を楽しむことができる身近な山としてハイキング利用が人気。風致地区にも指定されている。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想で瀬田川が生態回廊に指定されている。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園 8 施設で 9 団体が公園愛護会活動を実施。 緑地協定締結件数は 6 件。 河川愛護活動が行われている。

＜施設緑地の整備状況（中南部）＞

施設緑地の面積

単位:ha

区分	市街化区 域内	市街化調 整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	9.2	2.3	11.5	茶臼山公園 4.6、膳所城跡公園 3.0
都市緑地	0.2	18.7	18.9	大津湖岸なぎさ公園 18.7（中南部地域の面積）
公共施設 緑地	3.0	0.0	3.0	児童遊園地 2.4
合計	12.4	21.0	33.4	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		中南部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	7.3	10.1
	公共施設緑地	0.7	1.6
	合計	8.0	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		1.8	4.4

*人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 * ()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	5	49.6	8.4	17.0	茶臼山公園 7.8(12.4)ha
都市計画 緑地	3	40.2	29.7	74.0	瀬田川緑地 8.8(8.9)ha<南部、東部含む>
合計	8	89.8	38.2	42.5	

<緑に対する市民の認識（市民アンケートより）（中南部）>

区分	結果(特徴)
住まい 周辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の満足度は68%で、地域の中で最も高く、全体と比べ5%高い。 ・ 10年前と比べた緑の量は「変わらない」が42%で全体と比べ3%高い。 ・ 大津市にふさわしい緑は高い順に「公園・緑地・広場」83%、「琵琶湖と周辺の山々」75%。「公園・緑地・広場」は地域の中で最も高く、全体と比べ8%高い。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> ・ よく利用する公園は高い順に「膳所城跡公園」、「大津湖岸なぎさ公園」、「茶臼山公園」。 ・ 公園緑地の利用目的は高い順に「散歩休憩」73%、「子どもの付き添い」28%、「健康づくり」24%。「散歩休憩」は地域の中で最も高く、全体と比べ10%高い。 ・ 今後充実すべきことは、高い順に「美しい景観形成」34%、「休憩スペースの充実」33%、「防災機能の充実」27%。 ・ 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」64%、「里山・山林の緑の充実」15%。「河川緑地や琵琶湖の保全と充実」は地域の中で最も高く、全体と比べ7%高い。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は74%で全体同程度。 ・ 取り組んでいることや今後取り組みたいことは高い順に、「ゴミ拾いなどの清掃活動」が45%、次いで「花の栽培」18%、「募金」と「子どもの支援」15%で、「募金」以外はいずれも全体と比べ低い。 ・ 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」49%、次いで「イベントへの個人的な参加」25%で、いずれも全体と比べて低い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 琵琶湖畔は、大津湖岸なぎさ公園や膳所城跡公園など市民が水辺にふれあえる公園緑地として整備されています。瀬田川にかかる唐橋から琵琶湖を望む風景は、近江八景「瀬田の夕照」に選定されています。緑地が少ない市街化区域内へ水や緑によるうるおいをもたらすためにも、河川や湖岸などの資源を活用した水辺景観の形成を進める必要があります。
- ・ 山並みの緑のほとんどは国有林や保安林、自然公園特別地区などに指定されています。ハイキングなどに利用される音羽山一帯は、身近な場所で緑にふれあえる場としての活用が求められます。
- ・ 相模川、三田川、篠津川などでは昭和40年代から河川愛護団体による維持管理活動が行われています。
- ・ 山際と隣接する市街地の一部が土砂災害の可能性が高い区域に指定され、対策が必要です。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 公園などの施設緑地への市民意識が高く、身近な緑地の活用が求められています。
- ・ 都心エリアとしての魅力を高めるために、琵琶湖畔の大津湖岸なぎさ公園や膳所城跡公園など市民や観光利用の多い公園緑地の更なる利用の推進が求められています。
- ・ 都市公園への防災機能に対する要望を反映し、指定緊急避場所の公園をはじめ、新たな防災拠点となる公園の活用が求められます。
- ・ 本地域では、膳所城跡公園、東海道の歴史的まち並み、瀬田の唐橋などの豊かな歴史資源があり、地域の魅力を高めるためにもその保全活用が必要です。
- ・ 市街地と近接し、音羽山や琵琶湖などの自然や、大津湖岸なぎさ公園や膳所城跡公園など湖岸を生かした都市公園があり、まちにうるおいをもたらす景観資源としてこれらの活用が求められます。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 本地域では、公園愛護会活動などの市民活動が実施されています。緑のふれあいや地域の交流の場として公園緑地の活用が進むよう、更なる支援が望まれます。活動の継承と同時に、緑の少ない市街地での取り組みとして、石山駅など地域の拠点となる地区における市民活動による緑化が望まれます。
- ・ 市街化が進んだ地域や工業地において、新たに緑を創出する手段として、公共施設や中高層建築物、工場などにおける民有地の緑化が期待されます。
- ・ 緑地協定の協定期間が今後満了を迎える地区が生じており、協定の継続に向けた対策が必要です。
- ・ 市街化区域内の農地については、緑地の保全やコンパクトなまちづくりの観点からの保全が望まれます。



3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、中南部地域の将来像を次のように設定します。

中南部地域の将来像
自然と歴史が織り成す、うるおいある緑の地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、湖岸や河川などの景観・環境保全の継続と、市街地にうるおいをもたらす水辺や緑の誘導に努めます。
- ・ 市街地を流れる河川について、河川愛護団体などによる市民の河川の緑化や清掃を支援し、市街地における河川環境の保全に努めます。
- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、山並みの緑の確実な保全を継続し、身近に親しめる緑の保全に努めます。
- ・ 山地災害が発生する恐れのある斜面地について、森林の適切な管理を促し、防災性の向上につなげます。

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 少子高齢化など社会変化による市民のニーズに対応し、既存の都市公園や児童遊園地については、都市公園の整備・管理方針、児童遊園地適正ガイドラインを作成し、適正な配置、利活用を推進します。
- ・ 大津湖岸なぎさ公園など都心エリアのにぎわいを創出する都市公園については、市民や事業者との協働による管理・運営などこれまでと異なる手法による利活用について検討を進めます。
- ・ 膳所城跡公園、湖城が丘街区公園、茶臼山公園、若葉台公園などの指定緊急避難場所となる都市公園を中心に、防災機能の確保と地域住民による自主防災活動での施設活用を進めます。
- ・ 膳所城跡公園、東海道の歴史的まち並み、瀬田の唐橋などの史跡に伴う緑について、地域住民などと協働で地域振興・観光振興への活用を図ります。
- ・ 音羽山系の山並みや琵琶湖、瀬田川の清流、東海道の歴史的まち並みなど身近に自然や歴史を感じられるような緑のネットワークの充実と美しい風景の保全に努めます。

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ 公園愛護会、グリーンレンジャーの活動などへの参加を広め、地域のコミュニティを深める緑のまちづくり活動を推進します。
- ・ 市街地での緑化を推進するために、公共施設や工場などの事業所、民間の中高層建築物、住宅地などにおける敷地内緑化を推進します。
- ・ 緑地協定への理解を深め、締結期間が終了した区域での緑の維持・保全活動を推進します。
- ・ 市街化区域内の農地について、維持・活用に向けた啓発活動に努めます。

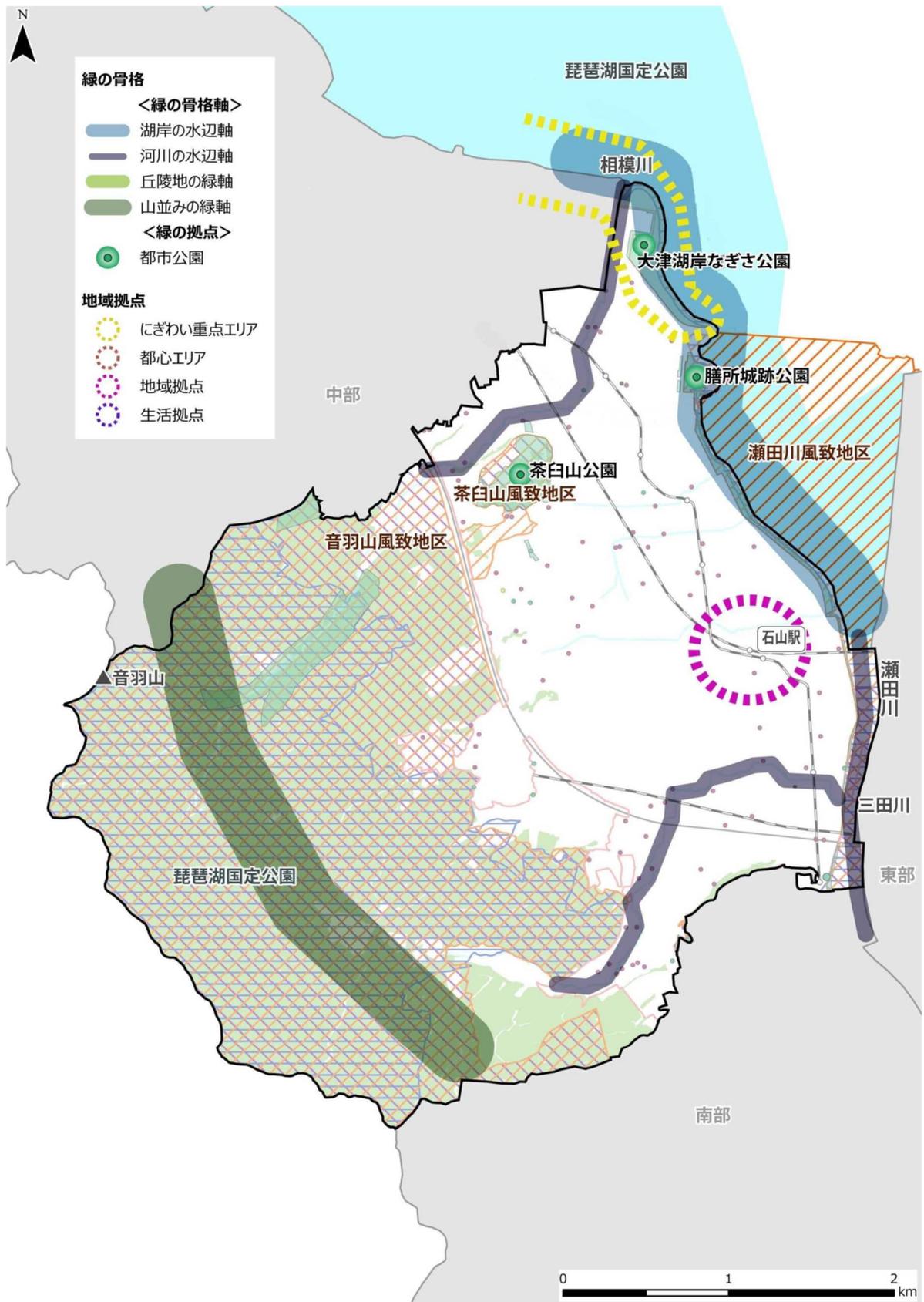


膳所城跡公園の遊具



瀬田の唐橋

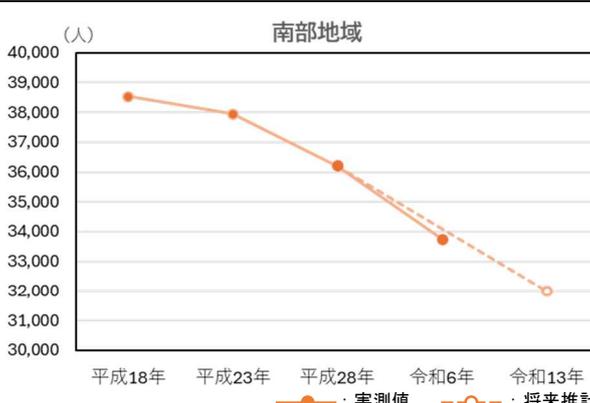
＜中南部地域の方針図＞



7. 南部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>8,177.3ha</td> <td>588.4ha</td> <td>7,588.9ha</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>100%</td> <td>7.2%</td> <td>92.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	面積	8,177.3ha	588.4ha	7,588.9ha	構成比	100%	7.2%	92.8%		
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域											
	面積	8,177.3ha	588.4ha	7,588.9ha											
構成比	100%	7.2%	92.8%												
<p>地域の人口の推移</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">人口</th> <th>将来人口</th> </tr> <tr> <th>平成 18 年 (2006 年)</th> <th>平成 23 年 (2011 年)</th> <th>平成 28 年 (2016 年)</th> <th>令和 6 年 (2024 年)</th> <th>令和 13 年 (2031 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38,527 人</td> <td>37,939 人</td> <td>36,204 人</td> <td>33,741 人</td> <td>32,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	人口				将来人口	平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)	38,527 人	37,939 人	36,204 人	33,741 人	32,000 人
人口				将来人口											
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)											
38,527 人	37,939 人	36,204 人	33,741 人	32,000 人											
<p>大津市都市計画マスタープラン 2017-31</p> <p>■地域の将来像 『古典に詠われた美しい大津の原風景のまち 南部地域』 〔地域づくりの方針〕</p> <p>◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 南郷市民センター、大石市民センター周辺における拠点機能の集約と合わせて、各学区と拠点を結ぶ交通ネットワークを再構築するとともに、都市基盤施設の整備を推進するなど市民センター周辺における生活拠点の充実に向けたまちづくりをめざします。</p> <p>◎瀬田川や石山寺などの自然や歴史・文化を守り育てる 住み心地の良い地域環境の創造に向けて、瀬田川や石山寺などの自然や歴史・文化遺産を生かしたまちづくりをめざします。</p> <p>◎自然と歴史が調和した定住環境の維持・充実に協働で取り組む 人口減少が進む中、住民が主体となって定住環境の維持・充実に取り組むなど自然と歴史が調和したまちづくりをめざします。</p>															
<p>地域の特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の 9 割以上が市街化調整区域となっています。 ・ 地域の人口減少率（平成 23 年～令和 6 年）は約 11%と市内で最も高くなっています。 ・ 令和 13 年の将来人口予測は約 32,000 人で、平成 28 年時と比べ約 4,000 人、令和 6 年時と比べ約 1,700 人の減少が予測されています。 															

<南部地域の緑の現況図>



* 国有林と保安林が重なる箇所は、国有林を優先し記載

<南部地域の緑の現況>

- ・ 田上山など山並みの緑のほとんどが自然公園や保安林などに指定されています。
- ・ 丘陵地の森林は市街化調整区域です。一部で、新名神高速道路の整備やゴルフ場などの開発が行われています。
- ・ 市街化区域内の一部が農地や森林として利用されています。

＜緑の機能からみた南部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬田川にかかる鹿跳橋付近は鹿跳溪谷と呼ばれ、急流と奇岩による景勝地となっている。 ・ 太神山周辺は過去の樹木伐採により風化が進む。周辺は花崗岩からなる岩肌が特徴的。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山裾部の一部地域が土砂崩れの危険性が高い地域。 ・ 大戸川では古くから水害に悩まされ、近年では平成 25 年 9 月に集中豪雨により出水し被害を受けた。 ・ 大戸川ダム建設が進められている。 ・ 指定緊急避難場所に指定された都市公園 石山公園、南郷公園、湖南台地東児童公園、稲津南児童公園 湖南台地西児童公園、田上公園、大石緑地、羽栗公園
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紫式部のゆかりの地として有名な石山寺は、花や紅葉の名所。 ・ 太神山や鹿跳溪谷、大戸川、信楽川をはじめ、石山温泉、大石緑地など野外レクリエーションや鑑賞・保養の場となっている。 ・ 南郷公園は土木遺産の南郷洗堰や環境学習施設の水のめぐみ館アクア琵琶に近接。 ・ 大石緑地はテニスや野球などのスポーツ施設を併設している。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想では生態回廊に瀬田川や大戸川、重要拠点区域に田上・信楽区域が指定。 ・ 新名神大津スマートインターチェンジ※（仮称）の整備をはじめ、各種開発への環境配慮が必要。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園 14 施設で 13 団体が公園愛護会活動を実施。

＜施設緑地の整備状況（南部）＞

施設緑地の面積

単位：ha

区分	市街化 区域内	市街化 調整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	14.4	56.1	70.5	田上公園 4.5、大石グリーンパーク 2.1、大石緑地 11.4、伽藍山公園 38.8
都市緑地	1.4	0.7	2.1	多羅川緑地 1.3
公共施設 緑地	2.6	3.8	6.4	大津大石淀グラウンド・ゴルフ場 2.9、児童遊園地 2.8
合計	18.4	60.6	79.0	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		南部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	21.5	10.1
	公共施設緑地	1.9	1.6
	合計	23.4	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		3.1	4.4

* 人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	6	48.7	48.7	99.9	
都市計画 緑地	6	53.3	15.0	28.1	瀬田川緑地 8.0(8.8)ha<中南部・東部含む>、大戸川緑地 25.7(27.0)ha<東部含む>、千丈川緑地 2.7(2.7)ha
合計	12	102.0	63.7	62.4	

<緑に対する市民の認識(市民アンケートより)(南部)>

区分	結果(特徴)
住まい周辺の 緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は66%で、全体と比べ3%高い。 10年前と比べた緑の量は「減った」が47%で、全体と比べ4%高い。 大津にふさわしい緑は高い順に「公園・緑地・広場」81%、「琵琶湖と周辺の山々」79%、全体と比べ「公園・緑地・広場」は6%、「琵琶湖と周辺の山々」は3%高い。
公園・緑地の 利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園上位は「南郷公園」「県営びわこ文化公園」「瀬田川治い」。 公園の利用目的は高い順に「散歩休憩」61%、「健康づくり」28%、「子どもの付添」23%。 今後充実すべきことは、高い順に「休憩スペースの充実」40%、「美しい景観形成」39%、「維持管理・活用など質の充実」30%。「休憩スペースの充実」は地域の中で最も高く、全体よりも8%高い。 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖岸」58%、「里山・山林の緑の充実」18%。「田園風景の緑の充実」は10%で地域の中で最も高く、全体と比べ4%高い。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は76%で全体と同程度。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に「ゴミ拾いなどの清掃活動」59%、「花の栽培や花壇の整備」が27%で、全体と比べ「ゴミ拾いなどの清掃活動」は10%、「花の栽培や花壇の整備」は6%高い。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」が63%で、全体と比べ10%高い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 滋賀県ビotopeネットワーク長期構想で生態回廊に位置付けられた瀬田川や大戸川では、水辺の景観や歴史性、利用を考慮しながら、生態回廊としての機能を維持していく必要があります。
- ・ 瀬田川より南側の丘陵地は有効な地域制緑地の指定がないため、新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の整備に伴う緑の再創出をはじめ、開発に伴う地域への緑の影響を最小限にとどめることが必要です。
- ・ 山並みの緑の大半は、自然公園や風致地区、保安林などで担保されています。また、伽藍山を中心に石山寺歴史的風土特別保存地区が指定されています。地域の魅力を高めるためにも豊かで歴史性のある緑の保全を継続していく必要があります。
- ・ 山地や丘陵地の斜面などの一部が土砂災害の危険性が高い地域に指定されているため、森林保全の取り組みの継続が必要です。また、大戸川周辺の集落や農地が洪水浸水想定区域に指定されているため、安全安心な暮らしのための治水対策が望まれます。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 市民の緑の満足度も市内で最も高くなっています。緑の質・量ともに充実した地域ですが、市民要望の高い防災機能や高齢者利用に配慮した公園緑地の施設のあり方の検討など地域の実情に応じつつ人口動向を踏まえた都市公園などの施設の見直しが必要です。
- ・ テニスコートなどがある大石緑地は、新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の開設を見据え、広域からの利用や各種大会にも配慮した施設の利活用の促進が望まれます。
- ・ 瀬田川や大戸川などの河川に隣接して観光地として人気の石山寺や風致公園の伽藍山公園、土木遺産の南郷洗堰や環境学習施設の水のめぐみ館アクア琵琶に近接する南郷公園などスポーツや自然体験、環境学習の場となる公園緑地や運動広場が充実しており、地域の魅力を高めるためにも更なる活用が望まれます。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 公園での清掃や草刈りなどへの参加に対し市民意識が高く、定住性を高める上でも、地域住民の交流の場としての公園緑地の活用、維持管理活動の支援・推進が求められます。
- ・ 市街化区域内の農地は、緑地の保全や今後の人口動向を踏まえ、保全が望まれます。
- ・ 新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の開設により、交通の利便性が向上します。立地を生かし、事業者や来訪者などの多様な主体と市民が交流・参加して行う緑の保全や環境学習、自然体験の場づくりなど魅力ある緑を活用した交流と地域振興が望まれます。瀬田川緑地や大戸川緑地などの河川緑地とともに、大石緑地や田上公園などの自然豊かな拠点、地域内外の子どもたちの自然体験の場として活用できるよう、地域住民はもとより大学やNPOなどの専門機関と協働する取り組みが求められます。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、南部地域の将来像を次のように設定します。

南部地域の将来像
瀬田川の自然を生かした、緑あふれる地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 地域制緑地や景観計画などの適正な運用により、山並みの緑の確実な保全を継続します。また、歴史的風土特別保存地区などにおける歴史遺産と一体となった緑の保全・育成に努めます。
- ・ 流域治水の観点から大戸川での治水対策を踏まえ、大戸川の水辺環境の保全と回復に努め、生態回廊としての緑地機能が継続されるよう配慮します。
- ・ 新名神高速道路の整備などに伴う緑の保全を図ります。環境影響への回避・低減を優先し、失われる緑の代償となる新たな緑地の創出を図っていきます。
- ・ 山地災害が発生する恐れのある斜面地について、森林の適切な維持・管理を促し、防災力の向上につなげます。また、管理者と協力しながら、大戸川の整備などによる浸水対策、防災対策を促進します。

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 少子高齢化などの社会変化による市民ニーズに対応するため、都市公園や児童遊園地については、都市公園の整備・管理方針や児童遊園地適正化ガイドラインを作成し、地域の実情にあわせた公園配置や機能面の適正化を図ります。
- ・ 新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の開設により、利便性が向上することが想定されることから、大石緑地については大津大石淀グラウンド・ゴルフ場とともに、スポーツ拠点としての活用を推進します。
- ・ 瀬田川や大戸川などの河川や河川沿いの都市公園や歴史文化資源などを活用し、自然にふれあえる空間の創出やネットワーク利用を図ります。



曾束緑地
118

基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

- ・ 地域振興への活力を生み出す地域住民の交流の場となるよう、公園愛護会の活動を支援し、協働による公園の維持管理に努めます。
- ・ 市街化区域内の耕作放棄地は、オープンスペースとしての市民利用の検討を進めるなど協働により農地を生かした緑の居住環境の充実に努めます。
- ・ 子どもたちが公園や緑地などの自然環境を活用した環境学習や自然体験を行えるよう、地域住民、大学やNPOなどと協力し、仕組みづくりを推進します。



南郷公園の花見



鹿跳溪谷

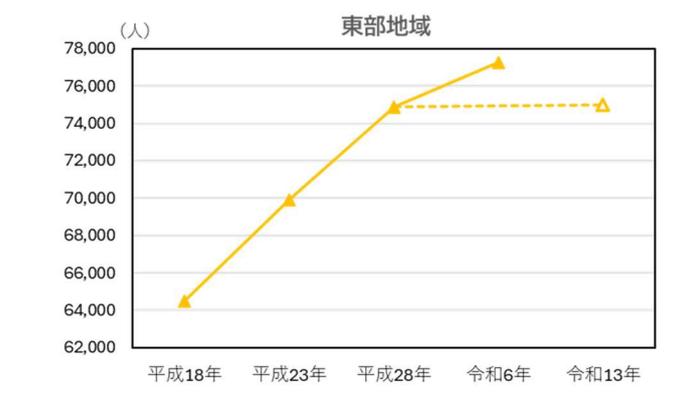
＜南部地域の方針図＞



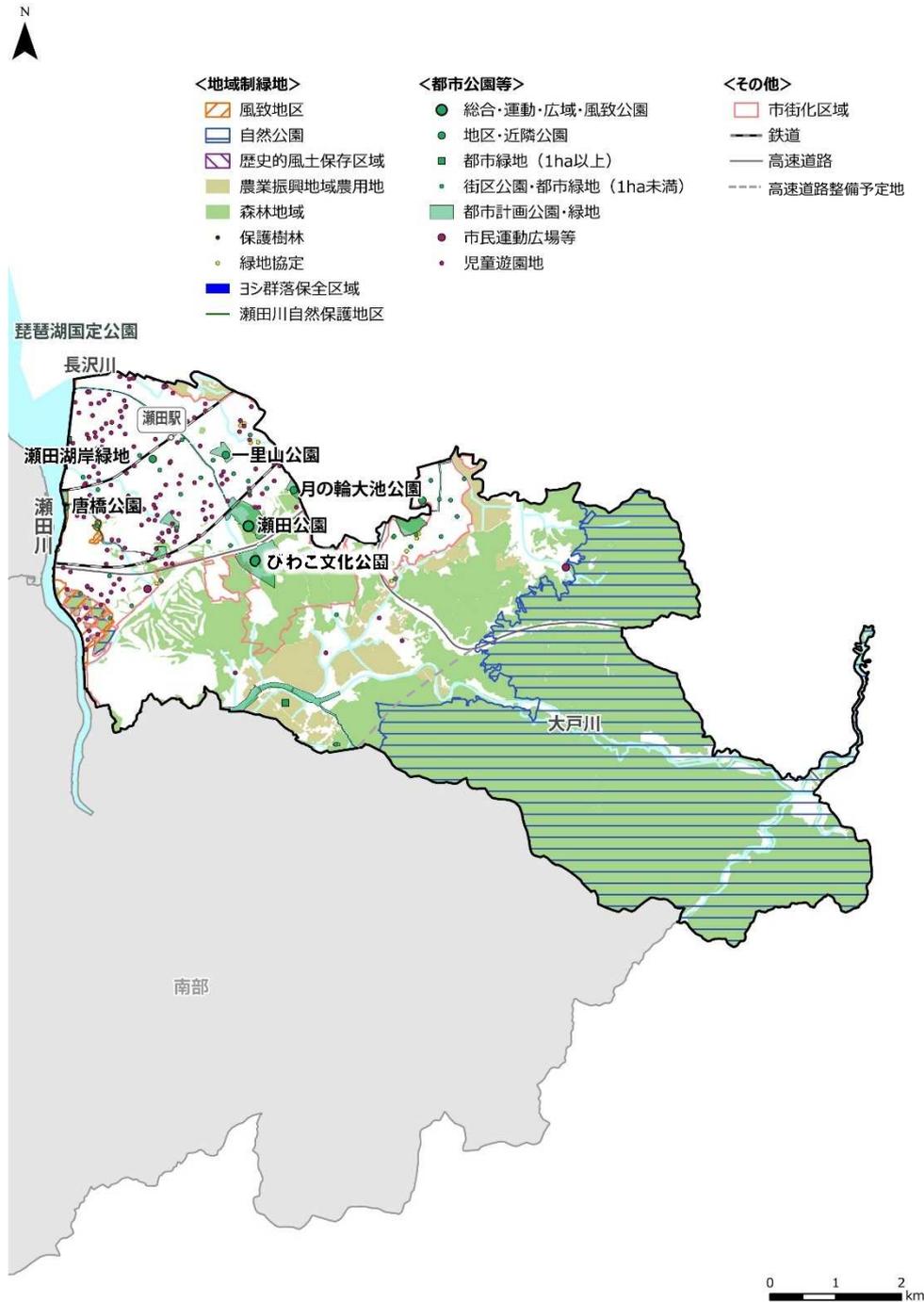
8. 東部地域

変更

1) 現況

位置	地域の面積				
	区分	全体	市街化区域	市街化調整区域	
	面積	5,188.6ha	1,353.9ha	3,834.7ha	
	構成比	100%	26.1%	73.9%	
地域の人口の推移					
					
人口					将来人口
平成 18 年 (2006 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 28 年 (2016 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 13 年 (2031 年)	
64,506 人	69,935 人	74,874 人	77,281 人	75,000 人	
大津市都市計画マスタープラン 2017-31					
<p>■地域の将来像 『文化ゾーンの自然と 21 世紀の健康科学を支える 学術・文化のまち 東部地域』</p> <p>〔地域づくりの方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくり 拠点機能の更なる強化と合わせて、各学区と拠点を結ぶ交通ネットワークを再構築するなど瀬田駅周辺における地域拠点の充実に向けたまちづくりをめざします。 ◎自然・学術・文化が漂う地域環境を創造する 自然・学術・文化が共生した地域環境の創造に向けて、豊かな地域資源を生かしたまちづくりをめざします。 ◎良好な定住環境の維持・充実に協働で取り組む 市内で人口増加率が最も高い本地域では、住民が主体となって定住環境の維持・充実に取り組むなど住み心地の良い文化性豊かなまちづくりをめざします。 					
地域の特色					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人口増加率（平成 23～令和 6 年）は約 11%で、市内では最も高くなっています。 ・ 令和 13 年の将来人口予測は約 75,000 人でしたが、令和 6 年時点でその数値を約 2,300 人上回りました。 					

<東部地域の緑の現況図>



<東部地域の緑の現況>

- ・ 山並みの緑の大半は自然公園や国有林、保安林に指定されています。
- ・ 瀬田丘陵の一部は市街化区域に指定され、緑の環境を生かし青山地区などの住宅団地や文化ゾーンなどの公園利用、大学の用地などに利用されています。
- ・ 市街化調整区域ではゴルフ場や山林が広がりますが、一部で新名神高速道路や大戸川ダムの建設が進められています。
- ・ 大戸川流域は、集落や田園地域が広がります。

＜緑の機能からみた東部地域の現況＞

歴史・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> 近江八景の一景「瀬田の夕照」にちなみ、瀬田川左岸の道は「夕照の道」として整備。唐橋は日本三名橋の一つ。 近江国庁跡や瀬田の唐橋、建部大社、山の神遺跡などの多くの歴史・文化遺産がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 山裾部の市街地の一部地域は土砂崩れの危険性が高い。 大戸川では古くから水害に悩まされ、近年では平成 25 年 9 月にかけての集中豪雨により出水し大きな被害を受けた。洪水浸水想定区域が指定されている。 大戸川ダム建設が進められている。 琵琶湖の水位上昇による洪水浸水想定区域がある。 指定緊急避難場所に指定された都市公園 唐橋公園、一里山公園、月輪大池公園、瀬田公園、びわこ文化公園
利活用・ 憩い	<ul style="list-style-type: none"> 一里山公園の緑のふれあいセンターでは、緑に関する講座を開催。 びわこ文化公園ではわんぱく原っぱや日本庭園、茶室、彫刻の道などの施設がある。
環境・ 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県ピオトーネットワーク長期構想の重要拠点区域に田上・信楽区域が指定されている。大戸川が生態回廊に指定。
交流・ 人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園 10 施設で 9 団体が公園愛護会活動を実施。 緑地協定締結件数は 12 件（15ha）。市内の緑地協定締結面積の 7 割を占める。

＜施設緑地の整備状況（東部）＞

施設緑地の面積

単位：ha

区分	市街化区 域内	市街化 調整区域内	合計	主な施設と面積
都市公園	73.0	3.0	76.0	瀬田公園 12.8、月輪大池公園 3.5、一里山公園（月の輪公園）2.0
都市緑地	3.4	0.9	4.3	瀬田湖岸緑地 1.1、大津草津緑地 0.8、松が丘緑地 1.0
公共施設 緑地	11.6	1.1	12.8	桐生若人の広場 1.0、児童遊園地 5.2、史跡・文化財 5.6
合計	88.0	5.0	93.1	

施設緑地の一人当たり面積及び市街化区域に占める割合

区分		東部	全体
一人当たりの施設緑地 面積(m ² /人)	都市公園・都市緑地	10.4	10.1
	公共施設緑地	1.7	1.6
	合計	12.0	11.7
市街化区域に占める施設緑地の割合(%)		6.5	4.4

*人口は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口。

都市計画公園・緑地の供用状況

区分	計画 箇所数 (箇所)	計画 面積 (ha)	供用 面積 (ha)	供用率 (%)	主な未供用の公園と未供用面積 *()内は都市計画決定面積
都市計画 公園	10	76.5	56.1	73.4	牟礼山公園(大津市域)7.8(7.8)ha、瀬田公園 4.6(12.8)ha、大江公園 4.0(4.0)ha、月の輪公園 4.0(6.0)ha
都市計画 緑地	6	46.8	3.7	8.0	大戸川緑地 25.7(27.0)ha<南部地域含む>、長沢川緑地 3.5(3.9)ha
合計	16	123.3	59.8	48.5	

<緑に対する市民の認識(市民アンケートより)(東部)>

区分	結果(特徴)
住まい 周辺の緑	<ul style="list-style-type: none"> 緑の満足度は63%で、全体と同程度である。 10年前と比べた緑の量は「減った」43%で、全体と同程度である。 大津市にふさわしい緑は高い順に「公園・緑地・広場」78%、「琵琶湖と周辺の山々」70%。全体と比べ「公園・緑地・広場」は3%高く、「琵琶湖と周辺の山々」は6%低い。また、「街路樹植樹帯」38%は地域の中で最も高く、全体より8%高い。
公園・緑地 の利用状況 や今後	<ul style="list-style-type: none"> よく利用する公園緑地の上位は「県営びわこ文化公園」、「唐橋公園」、「大津湖岸なぎさ公園」「一里山公園」。 公園の利用目的は、高い順に「散歩休憩」62%、「子どもの付添」27%、「健康づくり」22%。 今後充実すべきことは、高い順に「美しい景観形成」42%、「休憩スペースの充実」35%、「維持管理や活用など質の充実」34%。「美しい景観形成」は地域の中で最も高く、全体と比べ6%高い。「歴史文化への配慮」は14%と地域の中で最も低く、全体と比べ8%低い。 公園以外で充実すべき緑は、高い順に「河川緑地や琵琶湖岸」56%、「里山・山林の緑の充実」14%、「学校や公共施設の緑の充実」12%。
緑の まちづくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりに取り組んでいる、取り組みたい人は75%で全体と同程度。 取り組んでいることや今後取り組みたいことは、高い順に「ゴミ拾いなどの清掃活動」49%、「花の栽培」24%で、全体と同程度。 参加している・参加しやすい活動は、「自治会などの地域活動」58%、次いで「イベントへの個人的な参加」30%、「個人的な活動」27%で、全体と比べ「自治会などの地域活動」は5%、「個人的な活動」は4%高い。

2) 課題

緑の骨格の保全に関する課題

- ・ 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想で生態回廊に位置付けられた瀬田川や大戸川では、水辺の景観や歴史性、利用を考慮しながら、生態回廊としての機能を維持していく必要があります。
- ・ 湖岸部一帯は瀬田湖岸緑地として都市計画決定がされています。唐橋公園や夕照の道が整備され水辺の雄大な風景を楽しむことができる立地を生かし、更なる魅力の向上が求められます。
- ・ 大戸川の本流や支流周辺の集落は土砂災害の危険性が高い地域であり、適切な維持管理など防災対策が必要です。
- ・ 瀬田丘陵では一部は市街化区域に指定され、名神高速道路瀬田東インターチェンジ周辺でびわこ文化公園都市として整備されています。市街化区域に指定された丘陵地を中心に開発が進んでおり、環境保全との調和が求められています。
- ・ 田上平野は、広々とした広がりがあり、田上山系瀬田丘陵と相まって優れた田園景観を形成しています。後継者不足による管理者不在の森林や田畑が増えつつある中、大戸川緑地や周辺の丘陵地を含め、独特な原風景を後世に伝えることが課題です。
- ・ 新名神高速道路の整備に伴う緑の再創出をはじめ、開発に伴う地域の緑への影響を最小限にとどめることが必要です。

身近な緑のマネジメントの強化と多機能化に関する課題

- ・ 地域内の公園では、図書館や美術館が立地するびわこ文化公園をはじめ、複合遊具やグラウンドなどのある一里山公園、スポーツ施設のある唐橋公園など多様な機能を持つ公園があります。市民の公園利用では、子どもの付添利用が他地域と比べやや多くなっています。子育て層の人口増加が続く地域であり、子どもを育む場としての公園緑地の集約や再配置など地域での利用状況に応じた活用を検討していく必要があります。
- ・ 街路樹などの施設に伴う緑地の評価が高い地域であり、公園以外の場所における身近な緑が望まれています。
- ・ 惣山遺跡や県が管理する近江国庁跡などのある文教地区として地域の魅力を一層高めるためにも、文化財を保全する公園の利活用を推進していくことが求められます。

協働による緑のまちづくりの促進に関する課題

- ・ 一里山公園緑のふれあいセンターなど緑化の拠点施設があり、緑のまちづくりへの市民の参加意欲も高いことをうけ、市民による緑化活動の普及や推進が望まれます。
- ・ 青山や松が丘などの計画的な住宅団地が多く、丘陵地に開発された住宅団地を中心に市内の緑地協定地区面積の 7 割が集中します。協定期間が終了する地域が増えてきており、今後の住宅地の緑の保全が課題です。
- ・ 新名神高速道路の整備により、交通の利便性が向上します。立地を生かし、事業者や来訪者などの多様な主体と市民が交流・参加して行う緑の保全や環境学習など魅力ある緑を活用した交流と地域振興が望まれます。龍谷の森では、龍谷大学が主催する里山保全や緑に関

する取り組みや市民講座などが開催されています。大学や事業者などが立地する地の利を生かし、市民、大学、事業者など様々な主体が参加・交流する緑のまちづくりの場の推進が望まれます。

- ・ 人口増加が見込まれている地域であり、公園緑地を生かした子どもの成長・発達を支援する取り組みが望まれます。

3) 地域の将来像

地域の特性や課題などを踏まえ、東部地域の将来像を次のように設定します。

東部地域の将来像
自然・学術・文化が共生する緑豊かな地域

4) 方針

基本方針1 緑の骨格の保全

- ・ 管理者と連携し、瀬田湖岸緑地の景観の向上など琵琶湖の水辺景観の魅力の創出に努めます。
- ・ ダム建設が進む大戸川のほか、高橋川や殿田川の浸水対策を促進します。流域治水の観点に基づく河川改修、維持管理を行い、生態回廊としての緑地機能が継続されるよう配慮します。
- ・ 山地災害が発生する恐れのある斜面地について、森林の適切な維持・管理を促し、防災性の向上につなげます。
- ・ 新名神高速道路の整備などに伴う緑の保全を図ります。環境への影響を回避又は低減することを優先し、失われる緑の代償となる新たな緑地の創出を図っていきます。
- ・ 田上山地や農地、瀬田川などの豊かな自然や樹林地、田園景観、河川が一带となった良好な景観について、景観計画における景観形成ができるよう努め、交付金を活用するなどその保全に努めます。

基本方針2 身近な緑のマネジメントの強化と多機能化

- ・ 人口増加を踏まえ、住み心地の良い文化性豊かなまちづくりを支える公園緑地や児童遊園地の配置や利活用の検討などの適正化を図るため、児童遊園地適正化ガイドラインや都市公園の整備・管理方針を作成し、推進します。市街化区域内農地などの宅地開発事業において街区公園などが適正に配置できるよう努めます。
- ・ 市民や事業者と協働し、公園緑地や街路樹などの緑地の維持管理、充実を図ります。またこの地域は、瀬田公園体育館や滋賀アリーナなどの東部・南部地域の拠点となる運動施設を有していることから、びわこ文化公園の機能も活用することで、地域の魅力向上に努めます。
- ・ 近江国庁跡・惣山遺跡など史跡近江国府跡を一体的に保全する公園緑地の市民利用の促進に努めます。



唐橋公園



びわこ文化公園

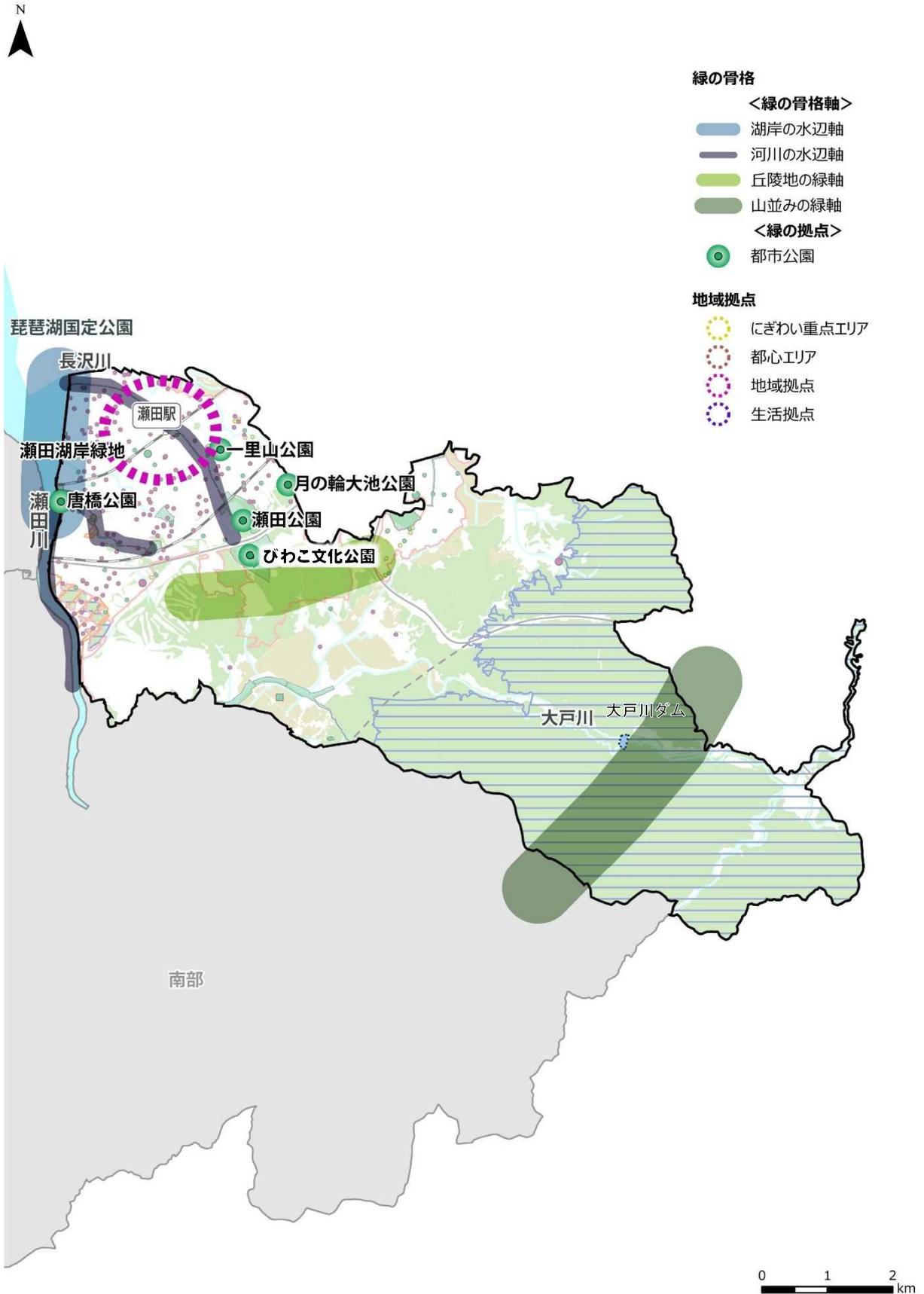
基本方針3 協働による緑のまちづくりの促進

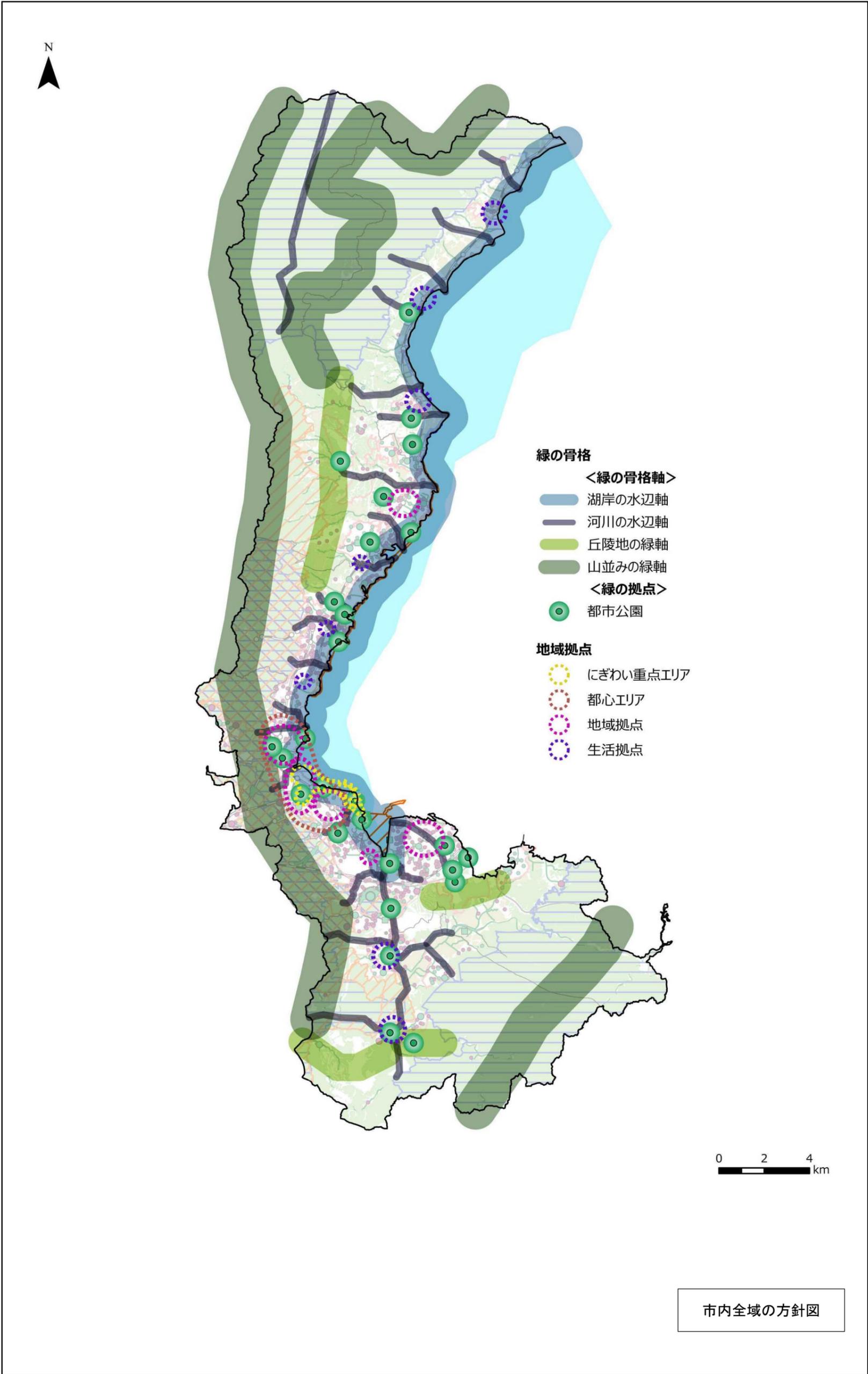
- ・ 一里山公園緑のふれあいセンターなど地域の緑の拠点を活用し、公園の利用促進や市民の学びの場を創出することで、多様な緑のまちづくり活動を促進します。
- ・ 緑地協定への理解を深めるため、必要性を継続的に市民に説明するとともに、地区計画への移行を促すなど良好な緑の環境を有する住宅地の維持形成に努めます。
- ・ 大学などの教育機関と連携し、地域住民などととともに様々な年齢層が参加する市民活動を促進することにより、持続可能な協働による緑の保全管理活動を創造します。
- ・ 大学などの教育機関と地域の協働による、公園緑地を活用した子どもの成長・発達を支える活動の推進を支援します。



一里山公園

＜東部地域の方針図＞





6章 まちづくりの進め方

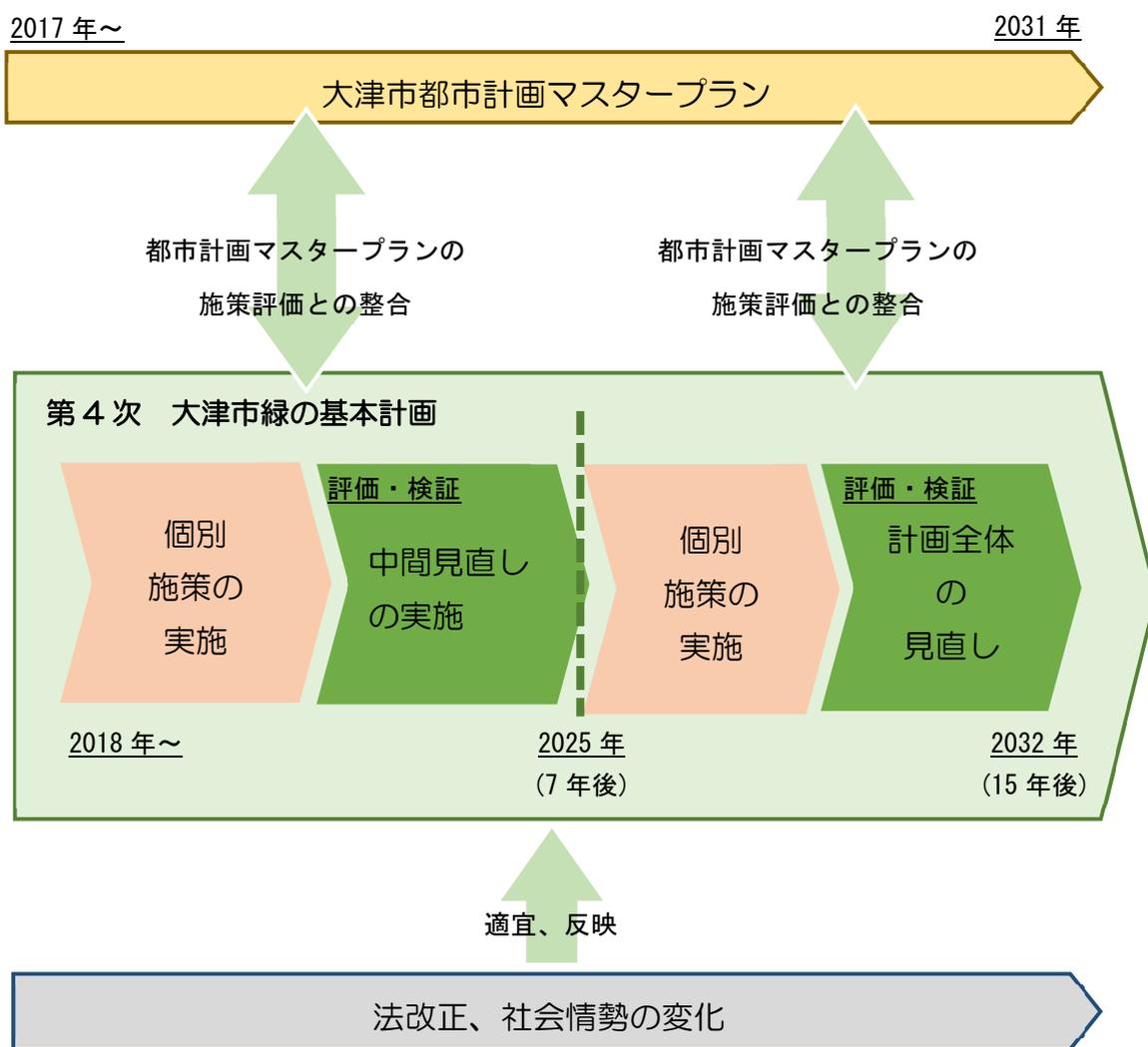
1. 緑の基本計画の見直しと評価

更新

第4次大津市緑の基本計画は2032年までの15年間の長期計画であり、この間の社会情勢の変化などに柔軟に対応する必要があります。

このため、策定から7年目に当たる2025年（中間年）に、大津市都市計画マスタープランの進捗状況との整合性を図りつつ、計画の評価と検証を行い、中間見直しを実施しました。

なお、社会情勢や関連する各種制度などに大きな変更があった場合には、緑の基本計画の見直しを行います。



參考資料

1. 策定・見直しの経緯

<策定時>

年 月 日	会 議 など	内 容
平成 28 年 11 月 10 日 (木)	第 1 回 大津市緑の基本計画審議会	現状把握・条件整理 現行計画の分析・調査 市民アンケート実施について
平成 28 年 12 月 9 日 (金) ~ 平成 29 年 1 月 6 日 (金)	市民アンケート調査	18 歳以上の市民 3,000 人に送付 (回収率 36.8%)
	公園愛護会アンケート調査	公園愛護会 101 団体に送付 (回収率 71.3%)
	ボランティア団体アンケート調査	花と緑のまちづくり推進事業に関わるボランティアグループ 222 団体に送付 (回収率 77.9%)
平成 28 年 12 月 20 日 (火)	緑の基本計画 子どもの意識調査	普段遊ぶ場所などのききとり調査 98 名に実施
平成 29 年 2 月 13 日 (月)	第 2 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 次大津市緑の基本計画の総括、基本方針 (案) の検討
平成 29 年 7 月 20 日 (木)	第 3 回 大津市緑の基本計画審議会	関連計画及び関連法案の改正について 基本方針・施策 (案) の検討 各施策における解決すべき問題と取り組みの方向の検討
平成 29 年 11 月 22 日 (水)	第 4 回 大津市緑の基本計画審議会	第 3 回審議会からの変更点 地域別計画 (案) の検討
平成 30 年 1 月 10 日 (水) ~ 1 月 29 日 (月)	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 2 月 20 日 (火)	第 5 回 大津市緑の基本計画審議会	

<見直し時>

年 月 日	会 議 など	内 容
令和5年 11月18日(土)、 11月19日(日)	公園利用者アンケート調査	7公園(和邇公園、伊香立公園、雄琴臨水公園、皇子が丘公園、茶臼山公園、南郷公園、一里山公園)利用者から対面及びweb回答で調査 (212件回答)
令和5年 12月2日(土)～ 令和6年1月12日(金)	市民アンケート調査	18歳以上の市民3,000人に送付(回収率39.8%) ※web及び郵送回答
令和6年11月20日(水)	第1回 大津市緑の基本計画審議会	大津市の緑の現況と課題について 第4次大津市緑の基本計画の中間見直しの方針について
令和7年2月17日(月)	第2回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直しの素案について
令和7年5月20日(火)	第3回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直し案について
令和7年 7月18日(金)～ 8月7日(木)	パブリックコメントの実施	
令和7年10月23日(木)	第4回 大津市緑の基本計画審議会	中間見直しについて

2. 大津市緑の基本計画審議会委員名簿

<策定時>

氏名	経歴・推薦団体など	備考
村上 修一	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
里深 好文	立命館大学理工学部教授	副会長
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部教授	
鹿野 央	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 19 日迄
辻野 恒一	滋賀県土木交通部技監	平成 29 年 7 月 20 日より
中西 克己	大津市自治連合会	
上村 照代	大津市地域女性団体連合会	

<見直し時>

氏名	経歴・推薦団体など	備考
村上 修一	滋賀県立大学環境科学部教授	会長
里深 好文	立命館大学理工学部教授	副会長
遊磨 正秀	龍谷大学名誉教授	
古市 秀樹	大津市自治連合会	
後藤 佳子	大津市女性会志賀ブロック	
北村 智顕	滋賀県土木交通部技監	

3. 市民意見の反映

緑の基本計画改定に伴う、市民アンケートの実施について

<策定時>

アンケート種類	対象と送付数	回収数	実施年月
市民へのアンケート	市内在住の18歳以上男女3,000人に郵送（無作為抽出）。	1,104人	2016.12 -2017.1
保護者へのアンケート	市民アンケート回答者のうち小学生以下の子どもを持つ人へ回答を依頼。	160人	2016.12 -2017.1
公園愛護会へのアンケート	公園愛護会活動団体101団体へ送付。	72人	2016.12 -2017.1
花と緑のまちづくり団体へのアンケート	花と緑のまちづくり活動に関わるボランティア団体に222団体へ送付。 （花街道※、手のひら花苑、ハートフルガーデナー、すみれ会、びわ湖大津館ガーデンと友の会など）	173人	2016.12 -2017.1
大津市緑の基本計画 子どもの意識調査	瀬田東児童クラブの児童・一里山公園で遊ぶ児童	98人	2016. 12.20

●「市民へのアンケート」の結果概要

①大津市の緑について

- ・ 住まい周辺の緑に対し、「とても満足」「満足」は62%で、「不満」「やや不満」は38%でした。
- ・ 住まい周辺の緑の量が10年前と比べ「増えた」は5%で、「減った」は39%、「変わらない」は42%でした。
- ・ 大切にしたい緑は「琵琶湖と周辺の山々」が75%で最も高く、次いで「公園・緑地・広場」が69%でした。

②公園以外の緑について

- ・ 公園以外で充実すべき緑は「河川緑地や琵琶湖岸など」が81%で最も高く、次いで「里山・山林の森林風景」が49%、「学校や公共施設など」が34%でした。
- ・ 地域別の特徴として、全体結果と比べ高い結果となった項目は、「森林風景」の緑は、全体結果が49%に対し、地域別では北部と南部が61%、西北部が58%でした。「田園風景の緑」は、全体結

果が 29%に対し、北部と西北部が 44%でした。「学校や公共施設の緑」は全体結果が 34%に対し、東部が 41%、中南部が 40%、中北部が 37%でした。

- ・ 意見や要望の自由記入では、山並みや田畑などの荒廃・減少、湖の汚染などに対する懸念や大津らしい自然的な緑を大切にしたいとの回答が多く集まりました。
- ・ また、防災、生態系、季節感、環境教育など緑の持つ多面的な機能の活用を期待する回答が多く集まりました。

③公園などについて

- ・ 公園・緑地の利用目的は「散歩・休憩」が 62%で最も高くなりました。次いで、「子どもの付添い」が 26%でした。
- ・ 公園・緑地の利用目的でコミュニティ活動に関する項目の回答をみると、「祭り・イベント」が 21%、「おしゃべり」が 7%、「花壇づくり・清掃活動」が 6%でした。
- ・ 今後充実すべきことは高い順に、「美しい景観」が 38%、「防災機能の充実」が 36%、「管理・活用など質の充実」が 33%でした。
- ・ 世代別では、30歳未満に特徴的な利用目的として、「通り抜け」、「スポーツ」、今後充実すべきことでは「行楽観光の機能」、「カフェ設置」などの要望が高く、他世代と異なる傾向となりました。今後充実すべきことでは「近所の方との交流・コミュニケーションの場」と回答する割合が全体と比べ 7%高い結果でした。
- ・ 30～50歳代に特徴的な利用目的は「子どもの付添い」、60歳以上は「動植物に親しむ」、「子どもの付添い」でした。
- ・ 今後充実すべきことに対する回答では、各世代とも全体結果と大きな差が生じませんでした。
- ・ 使われていない児童遊園地を今後どうすればよいかでは、用途転換を支持する回答（「遊具を撤去し地域ニーズに対応した機能にする」「地域の庭として使用」など）の合計が 73%で、「児童遊園地として修繕利用」は 19%でした。一方、子どもを持つ回答者からは「利用が少ないのは施設の魅力が不足していたり、安全確保が不十分だからではないか」と施設の課題を指摘する意見も集まりました。

④植栽管理について

- ・ 意見や要望の自由記入では「街路樹や公園の植栽管理」に対し意見が多く集まりました。
- ・ 紅葉などの美しい景観を楽しめたり生物の生息地となるなど緑地の機能性を生かした植栽管理に対する要望と、繁茂による防犯や落葉掃除への懸念に対する意見がみられました。

⑤緑のまちづくり活動について

- ・ 緑のまちづくりへの参加については、取り組みへの意欲のある市民が 71%でした。
- ・ 参加しやすい取り組みでは「自治会など地域活動」が 75%で最も高くなりました。
- ・ 取り組んでいる活動や取り組みたいとする活動は高い順に、「清掃」が 46%、「草刈り」が 43%、「花壇管理」が 17%でした。
- ・ 取り組めない理由では「時間がない」が 57%でした。
- ・ 意見や要望の自由記入で多かった記述は、「緑のまちづくりや参加・協働」が 73人で、内容は「広報の強化」に関する内容が 26人でした。

〈見直し時〉

アンケート種類	対象と送付数	回収数	実施年月
公園利用者へのアンケート	雄琴臨水公園、皇子が丘公園、茶臼山公園、一里山公園、南郷公園の利用者	212 人	2023. 11
市民へのアンケート	市内在住の 18 歳以上男女 3,000 人に郵送（無作為抽出）。	1,194 人	2023. 12 -2024. 1

4. 第3次大津市緑の基本計画における数値目標に対する施策の実施状況

<緑の骨格の保全>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
①特に優れた自然的緑地の保全(ha) 自然公園の特別地域(琵琶湖面除く)+ 歴史的風土特別保存地区+ ヨシ群落保全区域	15,479.7	15,479.7	15,479.7
②風致地区の拡大(ha)	7,203	9,000	7,203
③河川緑地の拡大(ha)	83	130	84

各種法規制が維持されることで、特に優れた自然的緑地は保全されました。また、一部の河川緑地や湖岸の公園で整備が進みました。

一方、「風致地区に指定されていない緑の山並み」、「平地部の良好な丘陵地」、「田園景観を保全するための農地の緑」などへの新たな風致地区指定や志賀地域に計画された琵琶湖岸への風致地区指定と新たな河川緑地の都市計画決定は、実施されませんでした。

<都市公園などの拡充とネットワーク化>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
④都市公園など整備水準の向上(m ² /人)	10.2	11.0	11.4
⑤公園愛護会の増大(公園)	100	150	117
⑥保護樹林の指定拡大(地区)	5	25	5

都市公園の整備量の増加、街路整備や瀬田川の散歩道整備などによる緑地のネットワーク化、長寿命化^{*}計画に沿った公園施設の改修や防災機能の強化、指定管理者による維持管理など整備、改修、維持管理について一定の進捗がありました。一人当たりの都市公園などの面積も、目標値 11.0 m²/人を達成しました。

一方、児童遊園地の集約・再配置については未着手であり、ため池を活用した公園や歴史公園については一部の整備にとどまりました。公園愛護会活動については、増大はみられたものの微増でした。保護樹林指定拡大については進展がみられませんでした。

<花と緑のまちづくりの推進>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
⑦手のひら花苑の増大(地区)	69	100	73
⑧緑地協定地区の拡大(地区)	28	40	39
⑨ワークショップ [※] 方式の公園計画 (公園)	5	10	6

「ハートフルガーデナー」の活動回数増加、市民活動への花苗配布、グリーンレンジャー制度の試行に向け検討準備などの成果がありました。

一方、ワークショップ方式の公園整備や手のひら花苑設置件数は、微増にとどまりました。

緑地協定地区の締結数は、ほぼ目標を達成し、学校など公共公益施設へのグリーンカーテンの設置は進んだものの、中高層建築物や既存事業所については基準内の緑化にとどまりました。

<緑化重点地区[※]の計画拡充>

施策体系の推進を進行管理するための数値目標と結果

項目	第3次策定時		結果 (平成28年)
	現状 (平成20年)	目標	
⑩緑化重点地区の計画拡大(ha)	12,500	14,650	14,650

志賀地域の市街化区域を中心として、緑化重点地区の拡充を行いました。全市的に緑化重点地区を設定し、地域の特性に応じて緑化を推進することが可能となりました。

5. 用語解説

用語	解説
あ行	
アダプトプログラム制度	自治会、学校、事業者などの団体が道路・河川・公園などの共有財産の里親になって、清掃などの活動をおこなう一方、行政は清掃用具の貸し出し、支給などを行うといった、市民と行政で公共財産の管理を「協働」して行う制度。
インクルーシブ遊具	「全てを包み込む」という意味の「インクルーシブ」な考え方に配慮し、障害の有無や年齢、性別などに関係なく、あらゆる子どもと一緒に遊べる遊具のこと。
運動公園	主として都市住民全般の運動の場として利用できることを目的とする公園。1箇所当たり15～75haを標準として配する。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。 世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介。
エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。
近江八景	中国湖南省の洞庭湖及び湘江から支流の瀟水にかけてみられる典型的な水の情景を集めて描いた瀟湘（しょうしょう）八景にならい、琵琶湖南西部の八つの景勝を選んだもの。比良の暮雪、堅田の落雁、唐崎の夜雨、三井の晩鐘、粟津の晴嵐、石山の秋月、瀬田の夕照、矢橋の帰帆、を指し、安藤広重の浮世絵で知られる。
大津市環境基本計画	「環境基本法」に基づき、本市における低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全などの持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者・市の取り組むべき方向を示す計画のこと。
大津市景観計画	「景観法」に基づき、本市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導の基準を定めた計画のこと。
大津市公共施設適正化計画	公共施設適正化に向けた具体的な取り組みの方向性や方策、施設分類毎の取り組みの内容などをまとめた計画のこと。
大津市公共施設等総合管理計画	本市の公共施設などの老朽化の課題や人口減少、少子高齢化などの公共施設を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり持続可能な公共サービスを実現するため、公共施設を重要な経営資源として捉え将来にわたり、総合的かつ計画的に管理していくための公共施設マネジメントの方針。

用語	解説
大津市国土利用計画	「国土利用計画法」に基づき、社会・経済情勢の変動や諸課題に対応していくため、本市の土地利用に関する必要な事項を定める計画のこと。
大津市総合計画	本市の今後のまちづくりにおいて、めざす姿を将来都市像として示し、その実現のための方針や政策、姿勢などを示す計画のこと。
大津市都市計画マスタープラン	本市の都市計画に関する基本的な方針。
大津市バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障害者等の移動上と施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした計画のこと。「JR 大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」「JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」を重点整備地区としている。
オープンスペース	主に都市地域において建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地などを指すことが多い。
か行	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用を目的とする都市公園。誘致距離が 250m の範囲内で、1 箇所当たりの面積が 0.25ha を標準として配置する。
河川愛護活動	市民団体による堤防の草刈や清掃、花植えなどを通じて、河川を愛し護る活動。自治会や事業所などが中心となって、琵琶湖岸や河川を活動場所としている。
環境学習	持続可能な社会の構築をめざして、環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育や学習。
環境形成緑地	独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域。
協働	市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動の下に、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むこと。
近隣公園	主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。誘致距離 500m の範囲内で、1 箇所当たりの面積が 2ha を標準として配置する。

用語	解説
グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー)	自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
グリーンレンジャー	地域住民や事業者などが、可能な範囲で自ら公園などの樹木を維持管理する活動であり、今後の「協働による緑のまちづくりの促進」の実現に向けた新たな協働による制度。
景観協定	「景観法」に基づく、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフト面まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発的かつ散発的に起こるため、事前の予測が難しいといわれる。
減災	災害による被害を防ぐことよりも、できるだけ被害を少なくするという考え方。
建築協定	「建築基準法」に基づく制度で、地域の住民が自発的に建築基準法に定められた基準に上乘せする形で、地域内の建築物の用途や形態などのきめ細かなルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまち並みなどを将来にわたって守り育てていくもの。
原風景	人の心の奥にある一番初めの風景のこと。懐かしさの感情を伴うことが多く、実在する風景でなく、心象風景である場合もある。
広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする都市公園。地方生活圏などのブロック単位ごとに1箇所当たり50ha以上を標準とする。
公園愛護会	公園の近隣住民で組織されたボランティア団体で、自治体などが行う公園管理に協力し、主に公園の美化、保全に関する活動や公園愛護精神の普及、啓発に関する活動を行っている。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地。
国有林	国が保有する森林。多くは奥地の急峻な山地や水源地域にあって、良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など私たちが生活していく上で重要な働きが期待されている。
古都保存法	正式名称は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」。古都保存法の適用対象となる「古都」とは、「我が国往時の政治、文化の中心などとして歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と法令で定められており、本市は平成15年に全国10番目の指定となった。

用語	解説
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともしにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会。
コンパクト	コンパクト(小さく中身の充実しているさま)へ向かう動きのこと。
さ行	
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
市街化区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域※のうち、すでに市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	野生動植物種の生息・生育環境の保全、再生、ネットワーク化に関する県の構想。
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共施設、民間施設。
自然公園区域	「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地に設けられる区域のことをいい、その風景地の内容や指定方法により、国立公園、国定公園、都道府県立公園がある。本市には琵琶湖国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園が指定されている。
自然公園特別地域	国は国立公園や県は国定公園について、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づきその区域内に指定した地域。工作物の新築や増築、木材の伐採などについて国や県の許可が必要となる。
持続可能	「持続可能」という理念は、1987年、国連の環境と開発に関する世界委員会(WCED)の最終報告書「地球の未来を守るために(Our Common Future)」(いわゆる「ブルントラント報告」)において提唱された。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのこと。
指定管理者制度	「地方自治法の一部を改正する法律」に基づく「指定管理者制度」のこと。従来、公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く事業者や各種法人にも認められている。

用語	解説
指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する場所。「災害対策基本法」の改正(平成 25 年 6 月)に基づき市町村長により指定されている。
児童遊園地	近隣の児童や未就学児の利用を想定した小規模な公園。児童や未就学児向けの遊具が設置されていることが多い。
森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林整備等のために必要な費用を、「森林環境税」として国民一人一人から負担してもらい、森林整備及びその促進に関する費用にあてるため、市町村に譲与される税金。
森林地域	森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。原則として、森林法における国有林と民有林の合計とされる
スマートインターチェンジ(スマート IC)	ETC 専用インターチェンジのこと。高速道路へのアクセスの向上を目的に、サービスエリアやパーキングエリア又は既存のインターチェンジの間に設置されている。
生物多様性	「生きものにぎわい」とも言われ、いろいろな場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す。また、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きものつながり」としても捉えられる。この生物多様性は、一般に「生態系の多様性」、「種の多様性(種間の多様性)」、「遺伝子の多様性(種内の多様性)」という 3 つの階層で認識されている。
生産緑地地区	市街化区域内において緑地機能や多目的な機能などのすぐれた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に役立つことを目的にした制度。
総合公園	主として一つの市区町村の区域の住民の休息、観賞、遊戯、運動などの総合的な利用に供することを目的とする都市公園。 1 箇所当たり 10～50ha を標準としている。
た行	
地域制緑地	法令や条例などにより保全に対する一定の確保がなされた緑地のこと。風致地区、自然公園、保安林などが該当する。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度で、地区の特性に合わせて、適正な都市機能と健全な地区環境を将来にわたって確保するための身近なまちづくりルールのこと。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする都市公園。1km の範囲内で 1 箇所当たりの面積が 4ha を標準としている。
中高層建築物	「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に基づく、建築確認申請が必要な高さが 10m、4 階以上の建築物のこと(商業地域・工業地域・市街化調整区域では高さ 15m、6 階以上)。

用語	解説
長寿命化	公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。
重要伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画区域内においては都市計画で、都市計画区域以外においては条例で、伝統的建造物群保存地区を定めるもの。また、市町村からの申出を受けて、国がより価値が高いと判断したものについては「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される。本市では、坂本地区周辺を指定している。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に応じて配置される。
都市計画区域	「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量などの現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として都道府県が指定する区域。本市は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市と一体に、大津湖南都市計画区域に指定されているが、市内葛川地区及び琵琶湖が都市計画区域外となっている。
都市計画決定	都市公園などの都市施設や市街地開発事業などの様々な都市計画を正式に決定すること。
都市計画公園・緑地	「都市計画法」に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道などと並び、都市施設として計画的に配置、整備される公園・緑地。
都市公園	「都市公園法」に基づき、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めている。
都市緑地	「都市公園法」に基づく公園種別の1つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。本計画では、主に河川部の都市緑地を河川緑地、湖岸部の都市緑地を湖岸緑地としている。

用語	解説
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度(緑の基本計画)などが定められている。
な行	
ネイチャーポジティブ	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。日本語訳では「自然再興」。 地球上で生物の絶滅が大幅に進むマイナスの状態を、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうという趣旨。
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている区域をいう。農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。
は行	
Park-PFI 制度 (公募設置管理許可制度)	都市公園において、事業者が飲食店や売店などを設置・管理し、その収益を活用して周辺の園路や広場などの施設管理を行うことで公園の利便性向上や魅力を高める制度。 平成 29 年の都市公園法改正により創設された。
ハートフルガーデナー	花と緑の正しい知識を身に付け、地域の緑化リーダー(ハートフルガーデナー)として活躍する人材を養成するための養成講座の修了生からなる地域の緑化活動。
花街道	花街道は市民が維持管理する花壇「手のひら花苑」をさらに面的な拡充へ発展させ、花と緑の都市空間、市街地の色彩空間を創造をめざしている。
バリアフリー	高齢者・障害者などが社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。
ビオトープ	生命: バイオ(Bio)と場所: トポス(Topos)の合成語で生物の生息空間をいう。
琵琶湖八景	昭和 25 年に琵琶湖とその周辺が琵琶湖国定公園に指定されたことを契機に選定され、琵琶湖の雄大さと変化に飛んだ景観が主として選ばれているところが特徴となっている。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市の良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図るもの。本市では、山地部を中心に 12 地区を指定している。

用語	解説
プレイパーク	禁止事項をできるだけ少なくし、プレイリーダーを配置しつつ、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアで自主運営しているものが多い。
保護樹林	「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定している。
ま行	
緑の骨格	琵琶湖や山並み、その間に展開する湖岸林、丘陵地や田園地域、山並みと琵琶湖を結ぶ多くの河川緑地、拠点となる公園など。
未利用地	使用目的など明確でない空地など有効に土地利用がなされていない、もしくは利用の程度が低い用地の総称。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が使えることをあらかじめ念頭に置いて施設や環境をデザインするもの。
ヨシ群落保全区域	「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づくヨシ群落保全のための区域指定。ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域と、周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落の持つ様々な機能が発揮できると認められる区域に対し指定される。
ら行	
立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づく制度で、行政と住民や事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画のこと。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、土地所有者などの全員の合意により緑地の保全及び緑化に関して締結する協定で、市町村長の認可を受けることによりその効力が生ずる。
緑地保存地域	市街地の背後の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域。
緑化重点地区	「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」をいう。

用語	解説
歴史的風土特別保存地区	「古都保存法」に基づき「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、「歴史的風土保存区域」内の枢要な地域を都市計画において「歴史的風土特別保存地区」と定め、建築物の新增改築、宅地の造成などの一定の行為を許可制としている。
わ行	
ワークショップ	住民参加のまちづくりなどで、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。

第4次大津市緑の基本計画（中間見直し）

令和7（2025）年12月発行

大津市都市計画部公園緑地課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2784

E-mail:otsu1809@city.otsu.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

